

平成27年(ワ)第180号

原告 高田一男 外

被告 東京電力ホールディングス株式会社

最終準備書面（第2分冊）

(第3部・損害総論)

2020年7月8日

福島地方裁判所いわき支部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 広田 次男



同 大木 一俊



同 坂本 博之



同 深井 剛志



外

第3部（損害総論）目次

第1章 本件における被侵害利益と損害	4
第1 被侵害利益	4
第2 本件事故によって生じている被害の概要	5
第3 本件における損害賠償請求	5
第2章 損害賠償請求の方法	7
第1 損害の捉え方と請求方式	7
第2 本件における損害の捉え方と請求方式	10
第3 新たな経験則の構築（交通事故賠償実務との比較）	15
第3章 「故郷喪失慰謝料」を「避難慰謝料」と区別して個別に損害認定を行うべきこと	18
1 はじめに－前提としての本件訴訟における訴訟物	18
2 同一の加害行為により生じた同一の権利利益侵害を原因とする精神的損害を複数の損害費目に区別することが認められる場合（民事の交通事故訴訟を手掛かりに）	19
3 「故郷喪失慰謝料」は「避難慰謝料」とは実質的な発生事由等を異にする別種の損害費目であること	21
4 両損害費目を区別することが不法行為制度の趣旨に適合すること	29
5 両損害費目を区別して個別に認定する裁判例の存在	30
6 本項のまとめ	35
第4章 避難慰謝料	37
1 月35万円とする根拠	37
2 交通事故との対比	60
3 旧緊急時避難準備区域で2012年8月31日以前に帰還したケースの考え方	61
4 被告の主張に対する反論	64

5 避難区域解除後の避難慰謝料請求の相当性	67
第5章 故郷の状況	73
第1 はじめに	73
第2 南相馬市が本件事故によって受けた大打撃とそれに対する対応	74
第3 空間放射線量について	89
第4 南相馬市人口について	97
第5 学校の機能の回復について	106
第6 医療環境について	108
第7 介護環境について	111
第8 各産業について	111
第9 大甕上地区の地域コミュニティの状況について	122
第10 大甕下地区の地域コミュニティの状況について	140
第11 江井地区の地域コミュニティの状況について	158
第12 零地区の変容状況について	176
第13 小沢地区の地域コミュニティの状況について	184
第14 まとめ	192
第6章 故郷喪失・変容損害	193
第1 「ふるさと喪失・変容」の意義	193
第2 故郷（ふるさと）喪失・変容による損害の重大性	224
第3 故郷喪失・変容の損害額	232

第3部 損害総論

第1章 本件における被侵害利益と損害

第1 被侵害利益

1 本件被害の特徴

本件事故において原告らが受けた損害は、「地域を破壊され、そこでの生活と、積み重ねてきた人生のすべてを奪われたこと」である。

本件によって生じている被害は、広範かつ多岐にわたり、それが長期にわたって継続している。そして、その多様な被害が相互に関連し、相乗的に影響を与え合って生活の全面に及び、一層深刻な損害の構造を形成しているのが特徴である。

2 被侵害利益－包括的平穏生活権

このような本件の被害について、淡路剛久教授の「意見書」（甲A第45号証、以下「淡路意見書」という）は、本件によってもたらされた損害を、「地域での生活を丸ごと奪われた」こと、すなわち「平穏な日常生活」（家庭生活、地域生活、職業生活など）を奪われたこと（淡路意見書10～11頁）であると捉える。その上で、本件事故によって侵害された法益を「包括的生活利益としての平穏生活権」（包括的平穏生活権）とし、次のように定義している。すなわち、「地域において平穏な日常生活を送る生活利益そのものであり、生存権、身体的・精神的人格権（身体権に接続した平穏生活権を含む）、財産権を包摂する、「包括的生活利益」を享受する権利」である（淡路意見書11頁）。

このように本件における被侵害利益を「包括的生活利益としての平穏生活権」として捉えることの意義は、被害の「包括性・全面性」を示す点にある。すなわち本件事故によって侵害された法益は「包括的生活利益」＝「地域において平穏な日常生活を送る生活利益そのもの」（淡路意見書11頁）であり、個別の財産的損害や身体的な

人格権等に分解しきれない、地域における社会生活や社会的生存に関わる、まさに包括的な権利法益が全面的に奪われたことを端的に示している。

第2 本件事故によって生じている被害の概要

本件事故は、周辺地域の住民に対して、重大かつ多様な損害を与えており、放射線被ばくによる損害、不動産・動産の財産上の損害、就労不能による損害や営業損害、避難行動による経済的な損害と精神的損害、さらには地域のコミュニティが失われたことによる有形無形の財産的損害と精神的損害など、被害の内容は極めて多岐にわたり、いずれも深刻である。

淡路意見書 12 頁以下は、このような多様な損害の中で、訴訟やADRにおいて主張され争われている主要な損害を、以下のとおり列挙して検討している。中間指針に列挙されている典型的な損害には争いが少ないであろうし、また個別性が強い営業損害などを除いた損害類型であり、これらは、まさに司法的救済が求められる損害類型であると言い換えて良い。

- ① 避難中一時滞在した高濃度汚染地域で被曝したりスクと深刻な身体被害の危惧
- ② 避難中の精神的損害（いわゆる避難慰謝料）
- ③ 地域生活を破壊されたこと（地域コミュニティの喪失）
- ④ 移住を決めた被害者の新たな住宅取得費用
- ⑤ 避難指示区域以外の避難者の損害
- ⑥ 環境損害など

第3 本件における損害賠償請求

それらのうち、本件訴訟において請求している損害、すなわち本件において検討されるべき個別の不利益は、上記のうち②避難中の精神的損害（避難慰謝料）、③地域生活を破壊されたこと（地域コミュニティの喪失）である。

ユニティの喪失), ④移住を決めた被害者の新たな住宅取得費用の3つと家財の損害であり, ②は第4章, ③は第6章, ④は第7章において詳論する。

淡路意見書は, このうち②と③は重なり合うことのない別個の損害であると指摘しており(淡路意見書13頁), 原告らも, これらを別個の損害として, それぞれについて慰謝料を請求している。この2つの損害について, 予めその概要を示すならば以下のとおりである。

1 避難慰謝料

避難慰謝料とは, 包括的生活利益としての平穏生活権を奪われ, 「避難生活を余儀なくされたこと」から生じる精神的損害(淡路意見書12頁)であり, 避難先での著しい生活阻害(心身の様々な苦痛, 不便, 不自由, 不安など)を内容とする。上記の「包括的生活利益としての平穏生活権」の定義のうち, 「平穏な日常生活」という要素(権利利益)が侵害の対象となる。

なお, 中間指針(指針Ⅰ①)の「自宅以外での生活を長期間余儀なくされ, 正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛」(=「日常生活阻害慰謝料」)が, この避難慰謝料に相当するものと解される。

2 故郷(ふるさと)喪失慰謝料

これに対して故郷喪失慰謝料の対象である「ふるさと喪失損害」とは, 包括的生活利益としての平穏生活権に包摂された, 「地域生活享受権」を奪われ(権利法益の侵害), かつ, 侵害の結果として精神的苦痛・ストレスを被った(積極的侵害)ことによって生じた複合的な精神的損害ないし無形の損害である(淡路意見書13頁)。

上記の「包括的生活利益としての平穏生活権」の定義のうち, 「生存権, 身体的・精神的人格権(身体権に接続した平穏生活権を含む), 財産権を包摂する, 『包括的生活利益』を享受する権利」という要素

(権利法益) が侵害の対象となる。

なお、中間指針第四次追補における「避難費用及び精神的損害」の指針Ⅰの賠償、すなわち「長年住み慣れた住居及び地域が見通しおつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこで生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」(同記載「備考」2))が、これに相当するものと解されるが、その内容の問題点については後述する。

3 2つの損害を区別する必要性

この避難慰謝料と故郷喪失慰謝料を、別の「損害項目」として区別して評価すべきことについては、項を改めて、第3章において詳述する。

第2章 損害賠償請求の方法

第1 損害の捉え方と請求方式

1 本件における損害の特徴

本件事故による損害の特徴は、第1章に述べたとおり、被害が広範かつ多様であり、それが長期にわたって継続すること、そしてその多様な被害が相互に関連し、影響を与え合って、一層深刻な損害の構造を形成していることがある。

例えば、多様な被害のうちの一群である避難生活による損害（避難慰謝料）の内容たる要素は、その一端を挙げるだけで、「先の見通しがつかない不安」、「仮設住宅などの劣悪な住環境」、「家族の分離・離散」、「失業による空疎な生活」、「心身の健康悪化」、「家族間や避難者相互の軋轢」、「子どもの受けるストレスと変化」、「被ばくによる健康不安」、「周囲の無理解や嫌がらせ」など多岐にわたるが、これらはいずれも相互に影響・関連し合って、損害を一層複雑で深刻なものにしていることが顕著である。

これらの要素における相互の影響という流れを具体的に示すならば、例えば、避難所や借り上げ住宅を転々とし、何度も転校を強い

られた子どもたちは、精神的な動搖や不安から、不登校など不安定な精神状態に陥りがちになる。そして、こうした様子を心配する両親のストレスも増大する。他方で、避難の過程における子どもたちの被ばくは、その影響を心配する両親の精神的不安の原因になり、こうした両親の不安な様子が、子どもたちのストレスを増大させる。このようにして、避難生活において生じる様々な被害は、相互に関連し合って、一層深刻な損害を形成することが特徴である。

2 従来の損害賠償請求方式と包括請求方式

(1) 個別損害項目積算方式

不法行為による損害賠償の請求においては、実務上、交通事故を典型的な事例として、「個別損害項目積算方式」と呼ばれる請求方法が発展・確立してきた。

この請求方法は、事故によって生じた様々な損害を、治療費、就労損害、後遺症による減収、精神的苦痛、物損など個別的な損害項目に区別して算定し、これらを積算して総額を求めるという方法であり、個別性が大きい交通事故事例において、大量に生じるそれぞれの事案を客観的・定型的に処理できる利点から、相当の合理性を持つものとして定着している。

(2) 包括請求方式

これに対して、高度経済成長期において深刻化した公害事件や薬害事件などにおいて、「包括請求」という請求方式が創出された。これらの事案では、生命・身体に対する深刻な被害である人身損害を中心に、これによる生業の途絶や、これによる経済的困窮などの財産的損害などが包括的に生じて、家族の生活が全般的に危機に瀕するという被害構造を呈するのが特徴であった。そのような被害が集団的に発生し、生活の全般的な破壊という「全人格的被害」をもたらしており、その集団的救済が求められる中で、この

のような請求方式が必要とされたのである。

すなわち、従来の個別損害項目積算方式では、このような全人格的、全人間的被害の全体像を把握することは困難であり、かつ多岐にわたる損害項目をすべて個別に主張立証することは不可能である。しかも、多数の被害者について集団訴訟による救済が必要であるから、ますます個別の立証は困難となる。そこで、公害という身体・生命侵害から発生した、被害者の社会的、経済的、精神的損害を、その全体を包括するものとしてとらえて、財物や逸失利益などの財産損害もすべて包含した「包括慰謝料」という1つの損害として、請求するものとしたのである。

こうした包括請求方式に対する裁判所の対応を概観すると、第1には、これらの主張を慰謝料算定における斟酌事由として、一般的な個別請求方式の枠組みの中で、慰謝料の補完的機能の延長として捉えるものがあった。

第2には、さらに発展して、近時はこれを正面から肯定するものも多いとされる。すなわち、これを一般的な個別損害項目積算方式とは異なるタイプの請求方式であることを容認するものであり（最判平成6年2月22日じん肺訴訟ほか）、最近の裁判例の展開は、後者に傾きつつあると評価されている。

そして、「こうした中で、全体としてみれば、裁判例の展開ともあいまって、個別損害項目積算方式をとるか、包括請求方式をとるかは、原告の選択に委ねられているというのが、この問題に関する現段階での大まかな一致点であるように見える。」とされている。

3 包括的な損害把握の必要性

このような「包括慰謝料」の請求による「包括請求方式」が考案され、様々な公害事件における裁判実務においても定着した理由としては、1つには上記のとおり、深刻かつ大規模な集団訴訟におい

て、多様かつ複雑な損害について、原告に主張・立証の負担を負わせることの困難性が挙げられる。

しかしさらに重要な理由は、上記のとおり公害事件においては、生命・身体に対する深刻な人身損害を中心に、健康被害による家業の途絶、これによる経済的困窮などの財産的損害などの多様な損害が構造的に生じており、これらが相互に影響・関連し合っているという実態にこそある。そのような全人格的な損害を個別的にすべて抽出して評価し、積算しようとしても、損害の全容を適切に把握することは困難であり、そこで損害の「包括的な把握」が必要とされたのである。

このような評価から、包括請求方式による請求の意義について、「請求方式」のあり方という部分よりも、むしろ「損害把握の仕方」（損害論）に重要な意味があることが指摘された。すなわち、包括請求方式の持つ意味は、損害を個別バラバラではなく、包括的・総体的にかつ総合的に把握する「包括的損害把握」の重要性にあるという損害論が、有力に主張されるに至った。

この指摘は、人身損害のみならず、本件をはじめとして、広く同様の損害状況を示す事例に妥当する。

第2 本件における損害の捉え方と請求方式

1 「包括的損害」であること

以上のような、損害把握の在り方に関する評価に基づいて、本件訴訟において原告らは、生じている損害を包括的に捉えて評価・算定することを徹底して追及してきた。

冒頭に示したとおり、本件事故による損害は、被害が広範かつ多様であり、それが長期にわたって継続すること、そしてその多様な被害が相互に関連し、影響を与え合って、一層深刻な損害の構造を形成していることに特徴がある。

こうした被害事実を個別ばらばらに評価して積み上げようとして

も、被害の全体像は理解できない。むしろこうした状況を、「避難生活の著しい生活阻害」という包括的損害として把握することによって初めて、その理解が可能になる。本件では、このように、様々な被害の要素が絡まり合い、相互に影響・関連し合っている実体を包括的・総合的に捉えることで、複雑で深刻な損害の実相を適切に把握し、評価することが可能となるのであり、本件のような生活が丸ごと侵害されている損害においては、こうした包括的な損害把握が不可欠の視点である。

（ ） 2 本件における請求方式

（1）請求方式に関する主張の補足

本件訴訟における請求について、これまで「限定的な包括請求」という説明をしてきたが、これは正確には「包括請求方式」を採用しているというものではない。

けだし、包括請求方式とは、上記のとおり、精神的損害に加えて財物や逸失利益などの財産損害も含めて総ての損害を、「包括慰謝料」という1つの損害として請求するものである。

しかし本件においては、当初から、①避難慰謝料、②故郷喪失慰謝料について、それぞれの個別の損害額を評価したうえで積算している。したがって、これは厳密には包括請求とは異なるものであって、これを「限定的な包括請求」と説明したとしても、その実体は、2つの損害項目についての「個別請求」だからである。

それでもこうした説明をしてきたのは、典型的な包括請求方式との違いを示しつつ、各項目の損害について、包括的な損害評価による適切な損害算定を求めようという趣旨によるものであった。

しかし弁論の終結にあたって、この請求方式に関する説明を、上記のとおり、誤解のないように補足するものである。

（2）包括請求方式を採用できない理由

本件において、典型的な包括請求方式を採用しない理由は以下の点にある。

上記のとおり、いわゆる包括請求方式は、精神的損害のほか、人身被害による医療費など、さらには休業損害や不動産などの財物損害まで、すべての損害を全部包括して「包括慰謝料」として請求するところに特徴があり、それは人身傷害による全人格的被害たる公害事件における、やむを得ない選択であった。

しかし本件においては、すべての損害を包括する請求方式は、被害の実情に照らして妥当しない。けだし広汎な地域に被害が広がり、被害者の属性が多様であることから、住宅や農地、山林などの不動産、家財などの財物の規模や損害額には大きな個別性がある。また、それぞれが従事していた事業などの規模や、その事業収入、あるいは雇用による賃金収入にも大きな差がある。このような経済的な個別性が大きい実情の下で、これらをすべて包括して算定することは到底不可能である。こうした個別性が大きい被害において、それらの損害をすべて包括して請求することには無理があり、把握しきれない損害を生じたり、あるいは過小な損害評価に陥ることが多分に想定されるからである。

他方で、本件において包括的な損害把握が必要なのは、財物損害や逸失利益等の損害項目ではなく、故郷喪失という被害における有形・無形の財産的損害と精神的な損害の多岐にわたる要素であり、避難慰謝料における多様な精神的損害の要素であるから、その全てを包括して評価する必要はない。

(3) 本件における請求内容（損害項目）

そこで本件では、①避難慰謝料、②故郷喪失慰謝料という2点の損害項目を請求し、それぞれ包括的損害として項目化している。そして、これら以外の損害項目については、本件訴訟においては請求せず、これらの損害については個別の直接請求やADRにおいて

て請求しているところであり、かなりの部分は既に賠償を実現している。

3 包括的損害把握における適切な損害評価の在り方

(1) 損害算定の低額化を避ける必要性

さらに、包括請求方式をとらないもう1つの理由として、従前の公害あるいは薬害などの事例における包括請求方式においては、その損害額の算定が、不当に低額に抑制されるという欠点が指摘されてきた。これは、大量の原告について、個別立証を尽くしきれないという訴訟上の限界だけではなく、すべての損害を包括して算定することによる、平準化の作用が働いていることも想定される。

そもそもこうした損害算定の低額化傾向は、損害賠償制度における「原状回復」という目的に照らして不当であり、改善される必要があるが、包括請求方式をとらず、包括的損害把握による個別的損害方式を採用するもう一つの理由は、この点にも求められるのである。

元々、公害事件における包括請求方式の採用にあたっては、むしろ被害の完全救済や原状回復の理念が強調されたのであり、この克服は極めて重要な課題であるというべきである。そこで、このような問題意識のもとで、損害項目を区別したうえで、慰謝料の算定を適切に行なうことが提案してきた。

こうした方法の採用は、例えば「公害・薬害等についても、基本的には交通事故の場合と同じような損害項目方式をとった上で、その特殊性に即応した算定をした方が、賠償額の増大、したがつて、また、被害者の救済に役立つのではないか、と思う。」(四宮和夫「不法行為（事務管理・不当利得・不法行為 中巻・下巻）」559頁)，と指摘され、その請求においては「損害項目の区分を認めた上で、・・・慰謝料の算定では、人間の平等を反映した客観的・定

型的な基本額を設定し、それと具体的な事情を斟酌した変動部分を組み合わせることによって、対処すべきである。」(同書 560 頁)と指摘されているところである。

したがって、本件においても、適切な損害評価を実現するためには、以下のような視点が必要となる。

(2) 損害項目を適切に設定する必要性

まず、生じている損害事実の実態に対応した、適切な「損害項目」を区分して、これに応じた損害の認定と金額算定をすることで、適正な賠償を得るべきことが、最大の課題となる。この点については、特に避難慰謝料と故郷喪失慰謝料という 2 つの包括的損害を区別しなければならないことについて、章を改めて論じることにする(第 3 章)。

(3) 抽象的損害計算の必要性

次に、避難慰謝料と故郷喪失慰謝料のいずれにおいても、原告らが居住した地域に所属する地域住民が被っている平均的な損害として、定額化・基準化した慰謝料を想定する抽象的損害計算を採用する必要がある。

したがって、原告の年齢や居住期間、職業などを問わずに、抽象的損害計算によって合理化された共通の金額として、これを算定すべきことになる。

なお、本件における請求金額である、避難慰謝料においては月額 35 万円、故郷喪失慰謝料においては 1 人 2000 万円、故郷変容慰謝料においては 1 人 1000 万円の金額は、いずれも一部請求である。すなわち、実際にはさらに多額の損害が生じているところを、すべての原告について、その一部として上記金額を一律に請求している。

よって、この点においても、それぞれの年齢や居住期間、職業な

どを問わずに、全部の原告について、一律にこれらの損害が認められるべきことになる。

第3 新たな経験則の構築（交通事故賠償実務との比較） 一包括的損害把握における立証方法

1 損害評価における「経験則」

原告らは、避難慰謝料の具体的要素や故郷喪失慰謝料の具体的要素をあげているが（詳細は後述），その趣旨は、避難生活や故郷喪失に伴う典型的な要素を掲げることで、原告ら全員が、少なくとも月額50万円（障害者は月額70万円）や1人2000万円の損害を被っているという経験則を構築する，というものである。

交通事故損害賠償実務に例えるならば、入院生活における苦痛（入院慰謝料）は、全員に共通する要素もあれば、個別の特殊要素もあるはずであるが、経験則上、苦痛の総体は、月額50万円程度（いわゆる赤い本の別表I）と評価されている。言い換えれば、交通事故損害賠償における入院慰謝料では、経験則が確立しているため、個別の要素を立証せずとも、入院の事実さえ立証すれば、月額50万円程度の慰謝料を認定できるのである。そして、個別な特殊事情（増減事由）があるならば、増額を主張する側、減額を主張する側がそれぞれ主張立証することで、月額50万円を修正することになる。

一方、原発事故の避難生活の賠償については、経験則というべきものが未だ確立されていない。そのため、本訴訟では、避難生活に伴う典型的な要素を掲げながら、各種統計資料、現場検証、専門家意見、陳述書、原告本人尋問などの立証手段によって、避難者生活に伴う精神的苦痛は、少なくとも月額35万円であるという経験則を新たに導くことを求めている。

故郷喪失慰謝料についても同様に、経験則というべきものが未だ確立されていないため、典型的な要素を掲げながら、各種統計資料、

現場検証、専門家意見、陳述書、原告本人尋問などの立証手段によって、故郷喪失に伴う精神的苦痛は、少なくとも1人2000万円、故郷変容に伴う精神的苦痛は少なくとも1人1000万円であるという経験則を新たに導くことを求めている。

2 包括的損害把握における経験則構築の必要性

原告らは、本章の第1・第2において、本件における請求方式と損害把握の在り方について詳論した。すなわち、避難慰謝料と故郷喪失慰謝料の2つの損害項目について、それぞれの損害を包括的・総体的に捉えたうえで、その適切な損害評価をすることが必要であるという主張である。

このような包括的損害把握においても、各原告が受けた損害要素の全般について、個別の主張・立証を要するのだとしたら、このような損害把握を用いる意味はなくなる。否、それが事実上不可能な損害であるからこそ、こうした損害把握と請求方法を用いることを求めているのである。

とはいえる原告らは、全世帯の原告本人尋問と陳述書等の活用によって、可能な限り周到な個別立証に努めてきた。すべての損害要素について手当てすることは不可能であるが、かなりの程度、個別の立証を実現している。

しかし繰り返すとおり、すべての損害項目を網羅的に立証することは適わない。では、どのようにすれば、個別の損害要素を網羅的に主張・立証することなく、損害認定と評価が可能になるのか。それが、ここで示している「新たな経験則の構築」である。

すなわち、それぞれの損害項目において、その典型的な要素を、各原告に共通するものとして抽出し、全世帯の原告本人尋問によって、それらがまさに被害者原告全てに共通して認められる損害要素として横断的に存在しているという事実が認められるならば、そのような実情は確立した経験則として機能する。

未曾有の事態である本件事故による被害について、その損害評価を適切に実現しようとすれば、このようにして新たな経験則を構築することが必要とならざるを得ない。原告らは、第3部第4章以下の論証において、第4部に展開される原告世帯ごとの損害状況から、多くの（おそらくはほぼ全ての）原告に共通する具体的な被害事実を抽出することによって、この経験則の存在を論証している。

裁判所においては、その意味するところを受け止めて、本件の被害救済のために、適切妥当な経験則を構築する努力をしてほしい。

3 包括的損害把握において典型要素が示す意味

念のため付言すると、ある原告について、典型要素が1つ欠けたからといって、減額の対象となるものではない。典型要素として該当する「数」が少ない原告であっても、その考慮要素の重大性に照らせば、やはり月額35万円（故郷喪失慰謝料では1人2000万円、故郷変容慰謝料では1人1000万円）に達するのである。

また、典型要素以外の要素については主張立証しない、ということではなく、典型要素以外の特殊な要素についても、慰謝料算定の際に十分考慮されるべきである。

以上が、避難慰謝料および故郷喪失慰謝料に関する原告らの請求方式の趣旨である。

第3章 「故郷喪失慰謝料」を「避難慰謝料」と区別して個別に損害認定を行うべきこと

1 はじめに－前提としての本件訴訟における訴訟物

- (1) 本件訴訟において原告らは、本件事故による包括的平穏生活権侵害によって原告らが被った多種多様な損害費目のうち、「避難慰謝料」と「故郷喪失慰謝料」に限定してその損害の賠償を求めている（以下「本件請求」という。）。
- (2) 本件請求は、原告らの被った損害費目の中から原告らが選択した特定の損害費目についてのみ請求することを明示して賠償を求めるものであるから、いわゆる明示的一部請求に位置付けられる。このような特定の損害費目のみを請求する一部請求の方式は、数量的一部請求と対比して特定一部請求と呼称されるが、このような請求も処分権主義（民訴法246条参照）の下では許容されるというのが判例・通説である（例えば最判平成20年7月10日判タ1280号121頁参照）。
- (3) 一部請求がされた場合の訴訟物の範囲について最判昭和37年8月10日民集16巻8号1720頁は、明示がある場合には明示された一部のみが訴訟物となると解している。上記最高裁判決は数量一部請求について判示したものであるが、特定一部請求の場合にも上記判決の射程は及ぶと解されており、その場合には特定して請求された損害費目のみが訴訟物を構成し、その余の損害費目については訴訟物を構成しないと解されている（例えば、前掲・最判平成20年7月10日）。
- (4) 本件訴訟において原告らは、前述したように、原賠法3条1項に基づく損害賠償請求権という一個の債権のうち、その債権を構成する多種多様な損害費目の中から避難慰謝料と故郷喪失慰謝料のみ

を特定して請求することを明示してきた。

したがって、本件訴訟における訴訟物は、<原賠法3条1項に基づく損害賠償請求権としての避難慰謝料及び故郷喪失慰謝料に係る損害賠償請求権1個>ということになる。

以下における「避難慰謝料」と「故郷喪失慰謝料」との区別に係る原告らの主張は、あくまでも本件訴訟の訴訟物が<原賠法3条1項に基づく損害賠償請求権としての避難慰謝料及び故郷喪失慰謝料に係る損害賠償請求権1個>であることを前提に、損害の認定（損害の発生及び数額並びに権利利益侵害との因果関係の認定）にあたって「避難慰謝料」と「故郷喪失慰謝料」とを区別して個別に認定することを求めるものである。

2 同一の加害行為により生じた同一の権利利益侵害を原因とする精神的損害を複数の損害費目に区別することが認められる場合（民事の交通事故訴訟を手掛かりに）

- (1) 一般に不法行為に基づく損害賠償請求訴訟においては、同一の加害行為により生じた同一の権利利益侵害を原因とする損害であっても、実質的な発生事由等（損害の発生及び数額並びに権利利益侵害との因果関係）が異なる場合には、それぞれを別種の損害として区別した上で、個別に損害の認定を行っている¹。

¹ 最高裁は、複数の損害費目の発生を主張する場合においてそれらの費目を区別して個別に評価すべきか否かという問題について、<実質的な発生原因を異にしているか否か>という視点に立って検討しているようである。以下で述べる最判平成10年6月30日民集52巻4号1225頁や、最判平成20年7月10日判タ1280号121頁等がある。

例えば最判平成10年6月30日民集52巻4号1225頁は、<一個の債権の一部についてのみ判決を求める旨を明示して訴えを提起している場合において、当該債権の残部を自働債権として他の訴訟において相殺の抗弁を主張することが許されるか>が問題とされた事例であるが、最高裁は、「論旨の指摘する前記二(2)の相殺の主張の自働債権である弁護士報酬相当額の損害賠償請求権は、別

そして、このような損害の認定方法は、精神的損害においても異なるところはない。民事の交通事故訴訟における「傷害慰謝料」と「後遺障害慰謝料」の区別がその典型である。同一の交通事故によって発生した「傷害慰謝料」と「後遺障害慰謝料」は、いずれも同一の交通事故によって生じた身体侵害を原因とする精神的損害であるが、前者は「身体侵害（負傷等）それ自体に伴う苦痛」、後者は「身体侵害による後遺障害によって社会生活上の不利益としての苦痛」というように、実質的な発生事由等を異にする別種の損害として区別されている²（甲A214・窪田充見編「新注釈民法（15）債権（8）」（有斐閣、2017）869頁参照）。そのため、民事の交通事故訴訟における損害認定にあたっては、「傷害慰謝料」と「後遺障害慰謝料」とを区別した上で、個別にその発生及び数額並びに権利利益侵害との因果関係を認定している。

(2) このように民事の交通事故訴訟に代表される不法行為に基づく損害賠償請求訴訟の裁判実務においては、同一の加害行為により生じた同一の権利利益侵害を原因とする精神的損害であっても、実質的な発生事由等ごとに費目を区別して個別に損害の認定を行っている。

そして、原賠法3条1項は、あくまでも民法上の不法行為制度（民法709条以下）の特別規定であるから、同条項に基づく損害賠償請求権の存否を判断するにあたって、上記裁判実務の取扱いとは異

訴訟において訴求している債権とはいざれも違法仮処分に基づく損害賠償請求権という一個の債権の一部を構成するものではあるが、単に数量的な一部ではなく、実質的な発生事由を異にする別種の損害というべきものである。」として、相殺の抗弁を主張することが許されると判断した。

² 傷害慰謝料と後遺障害慰謝料は、前者は当該負傷を理由とする入通院期間を基礎として算出するのに対し、後者は後遺障害の程度（等級）に応じて算出するというように、損害の数額の把握方法も異なる。

なる取扱いを行うべき理由はない³。

(3) 以上のとおり、本件事故による包括的平穏生活権侵害によって生じた精神的損害についてはその実質的な発生事由等ごとに区別して個別に損害の認定がなされるべきであるから、原告らの主張する「故郷喪失慰謝料」についても、「避難慰謝料」とは実質的な発生事由等を異にすると認められる限り、「避難慰謝料」とは区別して個別に損害の認定が行われなければならない。

3 「故郷喪失慰謝料」は「避難慰謝料」とは実質的な発生事由等を異にする別種の損害費目であること

(1) 故郷喪失慰謝料とは

ア 本件訴訟において原告らが主張する「故郷」とは、当該地域における原告ら住民の生活を支える基盤のひとつとしての自然環境的条件（自然とのつながり）と社会環境的条件（家族や地域とのつながり）の総体のことを指す。

イ 本件事故以前において原告らは、自らが居住する地域の自然環境的条件や社会環境的条件の下、そのような諸条件下になければ通常は無償で取得することができない財物や役務を無償で取得することができた（「故郷」による経済的利益）。

例えば、本件事故以前の原告らは、自然環境的条件（自然とのつながり）の下で、山での山菜やキノコ狩り、川や海での魚釣り、家庭菜園での野菜作り、さらには兼業又は本業として先祖代々受け継いできた農地での稲作等によって、このような自然とのつなが

³ 実際、中間指針においても、生命・身体的損害を伴う精神的損害について、「この『生命・身体的損害を伴う精神的損害』の額は、後記6の場合とは異なり、生命・身体の損害の程度等に従って個別に算定されるべきである。」とあるように（中間指針：17頁）、精神的損害の中で「生命・身体的損害を伴う精神的損害」とそれ以外とで区別して個別に損害が算定されるべきとされている。

りのない地域では無償で取得することができない様々な収穫物（財物）を無償で得てきた。また、本件事故以前、原告らは、社会環境的条件（家族や地域とのつながり）の下、自然とのつながりの中で得られた収穫物の住民相互間でのお裾分け、堀払い等の環境整備、冠婚葬祭、子育て、介護、情報共有、消防団活動等によって、このような家族や地域のつながりのない地域では無償で取得することができない様々な財物や役務を無償で得てきた（原告らの各尋問調書のほか、藤川証人：14頁以下）。

ウ もちろん本件事故以前の原告らが上記自然環境的条件や社会環境的条件の中で得ていた利益は、上記イで指摘した経済的利益に留まるものではない。自然環境との関わりや住民相互の緊密な人間関係を通じて、原告らは、自らが住んできた地域やそこでの住民間の相互扶助に基づく歴史・文化に強い帰属意識と誇りを持ち、当該地域で居住することに安心感を得、また、そうした地域を創意工夫しながら維持し自らの子や孫に受け継いでいくことに生きがいを感じていた（「故郷」による精神的利益）。南相馬市に居住する原告らは特にその色合いが強く、藤川証人の作成に係る意見書（甲A128・藤川意見書）の「3-1. 相馬一千年の誇りと地域性」（29頁以下）や「3-2. 繙承をめぐる地域特性とその変容」（31頁以下）において詳細に論じられているとおりであるし、実際にも、大甕上地区での大甕上田園環境フラワークラブでの活動や同地区での特別栽培米の栽培などといった地域社会を維持し次世代に承継するための取組み、地域でのお祭りや文化祭などのイベントに老若男女問わず参加していたこと等からも伺い知れる（藤川証人：11頁）。

エ このように、本件事故以前、原告らは、自らが居住していた地域（故郷）の存在によって、経済的利益や精神的利益を享受する

ことができていたのである。

才 ところが、本件事故は、こうした自然環境的条件と社会環境的条件の総体としての「故郷」を著しく破壊した。すなわち、自然環境的条件は、本件事故による放射性物質の飛散により汚染されたことで破壊され、社会環境的条件も、地域の住民が放射性物質の飛散により汚染され又は汚染されるおそれのある地域から唐突かつ長期間避難することを余儀なくされたことで地域社会における住民相互の緊密な結びつきの全部又は一部が破壊されることとなつた。

力 そして、本件事故によるこうした「故郷」破壊の結果、原告らはこれまで得られていた「故郷」からの経済的価値や精神的価値を包括的に喪失することとなつた。

例えば、自然環境的条件との関係で言えば、キノコ狩りや魚釣りなどをはじめとする資源採取活動は、山や海が放射性物質によって汚染されたことにより、行うことができなくなつた。稲作についても、本件事故後、多くの原告らが再開を諦め、仮に再開してもかつてのように食糧米の栽培ができないでいる。家庭菜園も同様である。社会環境的条件との関連で言えば、本件事故前のように山や海や家庭菜園などで収穫物を採れなくなつたためにお裾分けも殆どなくなつたし、行政区や消防団の活動も若い世代などが帰還しないこと等によってこの9年間のうちに形骸化した。このように、自然や家族や地域とのつながりがあることによって本件事故以前は無償で取得することができていた財物や役務を、本件事故後は取得することができなくなつた（原告ら本人の各調書のほか、藤川証人：20頁以下）。原告らは、本件事故以前は「故郷」によって享受することができていた経済的利益を、本件事故による包括的平穏生活権侵害によって喪失したのである。

本件事故による包括的平穏生活権侵害によって「故郷」から享受することができなくなった利益は、経済的利益に留まらない。精神的利益も享受できなくなったり、「故郷」の存在を源泉とする安心感や誇りなどといった「故郷」の精神的価値も失われることになった。藤川証人が証言したとおり、「いわゆる他の地域の故郷喪失損害といわれるものの場合には、自分が帰る、そういう地域がなくなったというふうなことがあるわけですが、南相馬の場合には、お帰りになった方も、まだお帰りになっていない方も、自分達の住んでいた、あるいは住んでいる地域の豊かな自然が失われてしまったということだと思っております。同様（※引用者注…童謡）に『ふるさと』という曲がありますけど、その詞の最初に、『兎追ひしかの山 小鮒釣りしかの川』と申しますが、そういうかたちで、その自然と関わるのが地域であって、故郷であった、自分の生まれた所であったと、これが失われた、これが地域コミュニティが崩れたということと重なってくると思います。」「この『ふるさと』という曲の最後の所、『いつの日にか帰らん』という故郷が水は清く、山は青い、そういう状態である、そのことが実は誇りであり、例えば東京に出て行った、あるいは仙台に出て行った子どもたちが帰ってきた時に変わらない故郷がある。あるいは友達が帰ってくる時に、変わらない田んぼがここに広がっている、そういうふうに誇れる、それが失われてしまった。そしてその結果というか、地域を離れる人も多いという現状の中で、自分たちが生きている間、あるいは次の世代にこの地域が維持できるのか、本当に故郷とえる状態であり続けられるのかということが心配になっている、そういうことが（引用者注…故郷喪失・変容損害の）被害の特徴になっている」のである（藤川証人：6頁以下）。

キ 以上に見てきたように、「故郷」を破壊されたことによって原告らが被った損害は、目に見えるものから目に見えないものまで、財産的損害・精神的損害含め極めて多岐にわたる。しかも、これら損害項目は、それぞれ単体で作用しているのではなく、相互に関連し影響し合っている。そのため、「故郷」を破壊されたことによって原告らが被った損害を個別に取り上げて把握する方式を厳格に適用すると、その立証を行わなければならない原告らに極めて酷であるばかりか、原告らが本件事故によって被った損害の全容を適切に把握することができない（甲A215・吉村意見書「不法行為法学ならびに公害・環境法学から見た本件第1審判決の損害論における問題点」：8頁ないし9頁）。

そこで原告らは、本件訴訟において、故郷を破壊されたことによって原告らが被った多岐にわたる損害を「故郷喪失損害」というかたちで包括的に把握し、それについて慰謝料請求というかたちで包括的な賠償を求めている。これが本件訴訟における「故郷喪失慰謝料」の趣旨である。

(2) 発生事由の相違

ア 以上に見たように、故郷喪失慰謝料とは、「故郷」の破壊、具体的には、本件事故による放射性物質の飛散により汚染されたことによる自然環境的条件（自然とのつながり）の破壊、地域の住民が放射性物質の飛散により汚染され又は汚染されるおそれのある地域から一斉かつ長期間避難することを余儀なくされたことによる社会環境的条件（地域社会における住民相互の緊密な結びつき）の破壊によって生じた、それまで自然環境的条件や社会環境的条件の下で享受してきた経済的・精神的利益の喪失を損害（慰謝料）として把握したものである。要するに、この損害は、自らが生活していた地域が放射能汚染されたこと及びそれによ

って大勢の住民が一斉かつ長期間にわたって避難したことによって生じた損害なのである。

そのため、この損害の発生にあたっては、原告ら各人の行動は損害の発生に直接には影響しない（言い換えれば、原告らのうちだれか一人が避難しなかったとしても、その避難しなかった原告にもこの損害は発生する。）。

イ これに対し、避難慰謝料は、「①避難及びこれに引き続く対象区域外滞在を長期間余儀なくされ、あるいは、②本件事故発生時には対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き対象区域外滞在を長期間余儀なくされたことに伴い、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、あるいは、③屋内退避を余儀なくされたことに伴い、行動の自由の制限などを長期間余儀なくされる」等といった、長期間の避難等を余儀なくされたことによって生じた、長期間にわたる正常な日常生活の維持・継続に対する著しい阻害を損害（慰謝料）として把握するものである（中間指針：19頁～20頁）。すなわち、避難慰謝料という損害は、上記①ないし③のような本件事故後における原告ら各人が余儀なくされた行動（原告ら各人の長期間にわたる避難あるいは屋内退避）によって派生的に生じた損害なのである。

ウ このように、「故郷喪失慰謝料」と「避難慰謝料」とは、そもそも損害の発生事由（発生を基礎づける主要事実）が異なるのである。

(3) 性質・損害把握方法の相違

ア 「故郷喪失慰謝料」と「避難慰謝料」とは、損害の性質も大きく異なる。そのことを環境経済学の見地から明らかにしたのが、寺西意見書（甲A133の1）である。以下、準備書面（104）で詳細に論じたところではあるが、改めて寺西意見書の内容を敷

衍する。

(ア) まず、寺西教授は、避難慰謝料を「強制的および自発的な避難生活を余儀なくされていることに伴う影響と被害」と定義し、また、故郷喪失慰謝料を「長年住み慣れた生活の場を突如として剥奪され、これまで帰属してきた地域コミュニティが断裂ないし壊滅に等しい状況に陥っている事態に伴う影響と被害」と定義している。

(イ) その上で寺西教授は、①故郷喪失慰謝料は「福島原発事故の前に何らかの形でプラス (positive) の意味ないし価値をもつて存在していた対象が『事故後』において失われた場合 (ないし、失われつつある、さらには、失われてしまう可能性がある場合)」という意味での損害（「損失」(loss)）であるのに対し、②避難慰謝料には「福島原発事故の前にはなかったが、『事故後』において各種の『損失』に派生して直接的・間接的に発生しているもの」という意味での損害（「出費」(expense)）であって、③①と②は「まったく異なった2つの損害」である旨指摘している⁴。

⁴ 上記のような寺西教授の区別は、カール・ウィリアム・カップ (Karl William Kapp, 1910年～1976年) が提唱した「社会的費用論」に基づくアプローチである。

すなわち、「社会的費用論」においてカップは、①私的生産活動の結果として第三者や社会全体（将来世代も含む）が被る「損失」(loss) を無視されがちな「費用的要素」(cost elements) と捉え、かつ、「損失」から派生して直接ないし間接的に発生してくる各種の「出費」(expense) についても丹念に拾い上げた上で、②こうした「損失」と「出費」について、本来は誰が責任をもって考慮し負担すべきなのか、そのための制度的枠組みはどうあるべきなのか、という極めて重大な問題を提起していた。

カップによる問題提起の主眼は、実際に引き起こされてきた（あるいは引き起こされている）社会にとっての否定的諸事象（有害な諸影響）をできるだけ幅広く網羅的に把握することにその意図があった。そして、このようなカップの問題提起につき寺西教授は、「環境経済学での分野では周知のことだが、カップによる社会的費用論は、戦後日本が直面した各種の深刻な公害・環境問題に対する経

イ また、上記寺西教授の分析に関連して、損害の把握方法の相違もある。すなわち、「避難慰謝料」は「出費」(expense)を対象とする損害であるから損害の発生を始期と終期から成る期間によって把握することが可能であるが、「故郷喪失慰謝料」は、「損失」(loss)を対象とする損害であるから期間によって損害を把握することができないのである。

ウ このように、「故郷喪失慰謝料」と「避難慰謝料」とは、上記(1)で例示した民事の交通事故訴訟における「傷害慰謝料」と「後遺障害慰謝料」のように、損害の性質も大きく異なる。また、損害の性質の相違と関連して、損害の把握方法も両者は大きく異なっている。そして、このような損害の性質及び把握方法の相違は、「避難慰謝料」における損害把握の方法では、「故郷喪失慰謝料」を把握することができないことを意味する。

(4) 小括

以上、「故郷喪失慰謝料」について、その発生事由及び性質並びに損害把握方法という観点から、「避難慰謝料」との相違について詳述した。以上で見てきたように、「故郷喪失慰謝料」と「避難慰謝料」とは、発生事由及び性質並びに損害把握方法が大きく異なっており、民事の交通事故訴訟における「傷害慰謝料」と「後遺障害慰謝料」のように、実質的な発生事由等を異にする別種の損害費目であるといえる。

したがって、通常の不法行為に基づく損害賠償請求訴訟と同様、

済学的考察において欠かせない分析視角を与えるものとなった」と評価している。その上で寺西教授は、今回の福島原発事故に伴う影響や被害についても、その経済的評価を行う上で、カップの提起した「損失」と「費用」をめぐる問題として理論的に位置づけることができる旨指摘し、福島原発事故における故郷喪失慰謝料が「損失」(上記(イ)①)、避難慰謝料が「出費」(上記(イ)②)という形でそれぞれ理論的に区別されることを示したのである。

「避難慰謝料」と「故郷喪失慰謝料」とを区別して個別に損害認定を行う必要がある。

4 両損害費目を区別することが不法行為制度の趣旨に適合すること

上記のように「故郷喪失慰謝料」を「避難慰謝料」とは区別して個別に損害認定を行うことは、以下に述べるように、不法行為制度の趣旨にも適合する。

(1) 不法行為制度の趣旨：被害の原状回復

最判平成5年3月24日民集47巻4号3039頁が「不法行為に基づく損害賠償制度は、被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被った不利益を補填して、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするものである。」と判示するように、不法行為制度は、損害賠償を通じて被害の原状回復を図ることを目的とする法制度である。

(2) 「被害の過小評価」「問題の局所化」がなされたままでは原状回復など到底望めないこと

この点、藤川証人も指摘するように、公害被害においては、イタイイタイ病などに見るように、「被害の過小評価」(被害の切り捨て)と「問題の局所化」(加害責任の曖昧化)が往々にして行われる。これは現在、本件訴訟における被告の主張に見るように、本件事故被害においても被告によって行われていることである。

すなわち、本件事故による放射能汚染によって原告らは事故以前に享受してきた諸利益を間違いなく喪失し現在もそれが程度の大小はあれど継続しているにもかかわらず、被告は、中間指針における精神的損害の賠償によってこれらが填補されていると本件訴訟やそれ以外の多くの訴訟で主張してきた。

しかし、中間指針における精神的損害は、中間指針17頁以下等

で明言されているとおり長期間避難を余儀なくされたことに対する一応の（言い換えれば暫定的な）賠償である。かかる賠償をもって原告らの損害が填補されたとする被告の主張は、要するに、中間指針で賠償された以上の損害が原告らに発生していることを認めないという意味で「被害の過小評価」にほからぬ、また、「放射能汚染そのものは加害ではなくて、避難指示をもたらすような状況を生み出したことが加害なのだ」というように（藤川証人：31頁），放射能に関する自らの加害責任やそれによる被害を「局所化」するものに他ならない。このような「被害の過小評価」（被害の切り捨て）と「問題の局所化」（加害責任の曖昧化）をそのまま追認した場合には（藤川証人のいう「公害被害の放置」。藤川証人：2頁以下，31頁以下），被害の原状回復など到底できるはずがない。

(3) 被害の原状回復を達成するためには「故郷喪失慰謝料」を「避難慰謝料」と区別して個別に損害認定が必要があること

不法行為制度の趣旨の下では、こうした「被害の過小評価」や「問題の局所化」を行わずに原告らの被害を原状回復させるに足る賠償を行うことが必要であるところ、「被害の過小評価」や「問題の局所化」を行わないためには、「被害の実情や全体像をきちんと把握すること」が必要となる。「故郷喪失慰謝料」を「避難慰謝料」と区別して個別に損害認定を行うことは、まさに「被害の実情や全体像をきちんと把握」して「被害の過小評価」や「問題の局所化」をさせないために必要なことであって、不法行為制度の趣旨に適合する解釈なのである。

5 両損害費目を区別して個別に認定する裁判例の存在

(1) 千葉地裁平成29年9月22日判決

ア 千葉地裁平成29年9月22日判決（以下「千葉地裁判決」と

いう)は、次の(ア)乃至(ウ)のように述べて、「避難慰謝料」とは別に「故郷喪失慰謝料」を支払う義務が被告に存することを認めた。

(ア)「本件事故により生じる精神的苦痛に係る損害のうち、避難生活に伴う慰謝料では填補しきれないものについては、ふるさと喪失慰謝料と呼称するかどうかはともかく、本件事故と因果関係のある精神的損害として、賠償の対象となるというべきである」(千葉地裁判決192頁)

(イ)「中間指針第四次追補は、…帰還困難区域に居住していた住民は、『長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこで生活の断念の余儀なくされた精神的苦痛等』を賠償の対象とすることとした。ここでは、従来暮らしていた生活の本拠や、自己の人格を形成、発展させていく地域コミュニティ等の生活基盤を喪失したことによる精神的苦痛という要素が大きく、これらに係る損害は必ずしも避難生活に伴う慰謝料では填補しきれないものであると言える」(千葉地裁判決191頁)

(ウ)「また、避難指示解除準備区域については、一応将来の避難指示解除が見込まれる地域とされていたものの、その具体的な期間は不明であり、居住制限区域についても、避難指示解除までの期間はある程度長期化されることが見込まれていた。現時点では避難指示が解除されたり、解除の見込みが立っている地域もあるが、やはり相当期間にわたり長年住み慣れた住居及び地域における生活の断念を余儀なくされた面があり、このことによる精神的苦痛も生じたと考えられる」(千葉地裁判決191頁)

イ このように千葉地裁判決は、本件事故による包括的平穏生活権

の侵害を伴う不法行為の慰謝料について、避難慰謝料だけでは賄いきれない精神的苦痛が存在する場合には別個にそれを賄うための損害項目を立てるべきであること、地域コミュニティ等の生活基盤を喪失したことによる精神的苦痛が避難生活に伴う慰謝料では賄いきれるものではないこと等を指摘している。

ウ このような千葉地裁判決について研究者らは、以下のように、肯定的に評価している。

(ア) 除本理史教授（甲A216・19頁）

「注意しなければならないのは、避難元における『ふるさとの喪失』と、避難先で生じた被害とは、別個の被害だという視点である。避難元にあった生活利益の喪失に対応する『ふるさと喪失』の慰謝料と、自宅を離れたため生じた日常生活阻害などに対応する避難慰謝料とは、明確に区別されるべきだ。」

(イ) 若林三奈教授（甲A217・82頁）

「一つの法益侵害から発生した結果であっても、異なる指標による異質な損害事実が並行して発生していると評価し得る場合には、たとえそれが財産的な指標を伴わない精神的（非財産的）損害であったとしても損害の項目化によって全体像の把握を指向することが検討されてよい。つまり精神的（非財産的）損害・慰謝料の項目化である。このような手法は、すでに実務において身体侵害の場合における傷害慰謝料と後遺障害慰謝料といった形でも見られる。また比較法的にも目新しいものではない。」

(ウ) 吉村良一教授（甲A218・31頁）

「精神的損害について判決は、被侵害法益は『居住・移転の自由を侵害されるほか、生活の本拠及びその周辺の地域コミュニティにおける日常生活の中で人格を発展、形成しつつ、平穏

な生活を送る利益』だとする。ここでは、『生活の本拠及びその周辺の地域コミュニティにおける日常生活の中で人格を発展、形成しつつ、平穏な生活を送る利益』という包括的な利益が侵害されたとして、原告の人格発達権の主張が受け止められている。このことが、避難生活に伴う精神的損害だけではない精神的損害を被っているという理解に繋がり、避難慰謝料とは別の精神的損害に対する賠償を認めることになったと思われる。」

(2) 仙台高裁令和2年3月12日判決

ア そして、「故郷喪失慰謝料」と「避難慰謝料」を区別して個別に認定するという損害認定の在り方は、今般下された仙台高裁令和2年3月12日判決においても踏襲された。

イ 同判決では、次のように述べている。すなわち、

「原告らは、故郷喪失・変容慰謝料について、前記1(1)のとおり包括的平穏生活権の中の『地域生活利益』というべき法益が侵害されたことによる慰謝料であると主張し、その諸要素として、当該地域の住民が、山林で自生するきのこ、たけのこ、山菜などを採取し、川や海で魚を獲り、田畠や家庭菜園で米や野菜などを収穫して消費していたことや、住民相互間でこれらの収穫物を『お裾分け』し合ったり、農作業、冠婚葬祭、子育て、介護などについて自発的に協力し合ったりするという協働又は共助の関係が根付いていたなどの事情を主張する。

これらの自然環境的条件と社会環境的条件は、住民が、そのような諸条件下になれば通常は無償で取得することができない財物や役務を、無償で取得することを可能にしていた（経済的側面）ということができる。また、同時に、自然環境との関わりや住民相互の緊密な人間関係を通じ、

住民は、地域に対する強い帰属意識を有し、当該地域に居住することによる安心感を得ていた（精神的側面）ということもできる。

原告らが主張する『故郷』とは、上記のような、地域における住民の生活を支える基盤のひとつとしての自然環境的条件と社会環境的条件の総体を指しており、このうち自然環境的条件は、本件事故による放射性物質の飛散により汚染されたことで侵害され、社会環境的条件は、地域の住民が放射性物質の飛散により汚染され又は汚染されるおそれのある地域から唐突に避難することを余儀なくされたことで地域社会における住民相互の緊密な結びつきの全部又は一部が解体し、侵害されたということができる。

そうすると、このような地域における住民の生活基盤としての自然環境的条件と社会環境的条件の総体について、これを一応「故郷」と呼ぶこととし、法的保護に値する利益と評価した上で、それが本件事故により侵害された慰謝料や避難生活の継続による慰謝料を算定しただけでは評価しつくされない損害について、むしろ地域社会全体が突然避難を余儀なくされて容易に帰還できず、仮に帰還できたとしても、地域社会が大きく変容してしまったという本年の被害の実態に即した損害の評価の在り方として適切である。

この観点から、当裁判所は、避難前の故郷における生活の破壊・喪失による精神的損害の慰謝料として、避難を余儀なくされた慰謝料とは別に、故郷の喪失又は変容による有形、無形の損害ないし精神的苦痛を評価し、故郷の喪失又は変容による慰謝料を算定することとする」

と説示し（甲A136・仙台高裁令和2年3月12日判決：47頁ないし48頁）、「故郷慰謝料」と「避難慰謝料」とが損害項目として区別した上で個別に損害認定を行うべきものであることを損害の発生及び性質という観点から詳細に分析して導き出したのである。

(3) 小括

このような千葉地裁判決及び仙台高裁判決の判断は、本件事故による原告らの損害の認定に際して各損害の性質に着目して緻密な判断を行っているという点で、不法行為制度の趣旨に忠実な判断であるといえる。

6 本項のまとめ

以上、「故郷喪失慰謝料」を「避難慰謝料」と区別して個別に損害認定を行うべきという原告らのこれまでの主張についての総括を行った。

- (1) 第1項では、<原賠法3条1項に基づく損害賠償請求権としての故郷喪失慰謝料及び避難慰謝料に係る損害賠償請求権 1個>が本件訴訟の訴訟物であって、原告らの「故郷喪失慰謝料」と「避難慰謝料」の区別に係るこれまでの主張は、あくまでもそのことを前提に、実際の損害認定（損害の発生及び数額並びに因果関係）においてこれらを区別して個別に認定することを求めるものであることを確認した。
- (2) 第2項では、民事の交通事故訴訟の裁判実務を参照しながら、同一の加害行為による同一の権利利益侵害を原因とする精神的損害であっても、その実質的発生事由等が異なる限り、「傷害慰謝料」と「後遺障害慰謝料」を区別するように、精神的損害の中で損害費目を区別して個別に損害認定を行うことも許されることを確認した。

- (3) 第3項では、第2項の整理を前提に、「故郷喪失慰謝料」と「避難慰謝料」とが、本件事故による包括的平穏生活権侵害を原因とする精神的損害ではあるが、実質的な発生事由等を異にする別種の損害（費目）であることについて、損害の発生事由及び性質並びに損害把握の方法という観点から論証した。
- (4) 第4項では、「故郷喪失慰謝料」と「避難慰謝料」を区別して個別に損害認定を行うことは、不法行為制度の趣旨に適合するということについて、藤川証人の指摘した「公害被害の放置」との関連で確認した。
- (5) 第5項では、「故郷喪失慰謝料」と「避難慰謝料」を区別して個別に損害認定を行うべきという原告らの主張を採用した千葉地裁判決及び仙台高裁判決を紹介した。
- (6) 以上のとおりであるから、「故郷喪失慰謝料」と「避難慰謝料」とは、本件事故による包括的平穏生活権侵害を原因とする精神的損害ではあるが、実質的な発生事由等を異にする別種の損害（費目）である以上、被害の原状回復という不法行為制度の趣旨に照らし、これらを区別して個別に損害認定が行われるべきである。

第4章 避難慰謝料

1 月35万円とする根拠

(1) 訴状の考え方

不法行為により傷害を被り、入院を余儀なくされた場合には、一般的に1か月あたり53万円（別表Ⅰ）、むち打ち等他覚的症状のない場合でも1か月あたり35万円（別表Ⅱ）の慰謝料が認められている。避難生活を余儀なくされた者は、本件原発事故以前の居住場所からの隔離を受けているという点で、入院に比肩すべき身体の拘束を受けているというべきであり、交通事故の入院慰謝料と同等の基準を採用すべきである（訴状101頁）。

(2) 中間指針について

中間指針（追補含む）が慰謝料を月額10万円と定めたことには、以下のように、種々の問題点がある。

まず、中間指針自身が「本件原子力事故による原子力損害の当面の全体像を示すもの」、「中間指針に明記されない個別の損害が賠償されないということのないように留意されることが必要」と述べるとおり（中間指針2頁），あくまで暫定的な指針に過ぎない。「明記されない個別の損害」と記載されているが、このことは、損害項目として記載されてもその評価額が不十分な場合における「超過損害額」についても同様である。中間指針は、本訴訟において、損害の捉え方を制約したり、賠償範囲を制限したり、賠償額の上限を画したりするものではない。

また、策定過程について、「被災住民の声も本件原発事故の関係市町村の首長の声も十分に聞くことなく、一方的に中間指針等を策定している（本件原発事故の被災地である全市町村の首長の意見を聴取したのは、中間指針公表後である原発事故発生から10カ月を経過した第21回審査会（2012年1月27日）においてであ

る。)」など、被害実態を踏まえたものでないことが指摘されている。

指針の性質についても、「注意すべきは、和解は当事者の合意であり、強制力を持った裁判と違い、当事者的一方である東電の意向を無視できないことである。そのため、原賠審としては、一方当事者である東電が納得（納得せざるを得ない）ものを志向することになってしまっている面がある。」ことや、委員の中立性についても問題点が指摘されている。

そして、交通事故損害賠償（自賠責保険）が参考されたことについて、「一方において低い慰謝料額であるゆえに遞減方式が採用されていない自賠責基準を金額として採用しながら、他方において1日単価を高くしたゆえに遞減方式を採用している赤い本を減額の根拠とすることは、著しく偏った妥当性に欠ける判断といわざるを得ない。」など矛盾点が指摘されている。

さらに、中間指針が想定している精神的損害は、日常生活阻害および見通し不安に関する損害であって、論理的視点、分析的視点に照らせば、中間指針が定める月額10万円は、避難慰謝料としても不十分な賠償であることは明らかである。

(3) 千葉地裁が月額10万円は最低限のものであると言及し、個別事情による上乗せをしていること

ア 千葉地裁の避難慰謝料に関する考え方（総論）

千葉地裁は、2017年9月22日（平成25年（ワ）第515号外 損害賠償請求事件（国賠）），下記のとおり判示した（以下「千葉判決」という。）。

記

原告らは、避難生活に伴う慰謝料として一人当たり月額50万円、これに包含されない無形の損失も含めて「ふるさと喪失慰謝料」として一人当たり2000万円の損害を請求している。

原告らは、避難生活に伴う慰謝料としては、交通事故の入院慰謝料と同等の基準を採用すべきであり、月額50万円を下回らないと主張する。しかし、上記のように、避難生活により原告らに生じた精神的損害の評価は、原告らに生じた具体的な事情を考慮して定めるべきものであって、それらを検討することなく月額50万円の慰謝料が妥当な金額であるということはできない。

他方、被告東電は、中間指針等に基づく精神的損害の賠償額は十分な合理性・相当性を有するものであり、それを超える原告らの請求には理由がないと主張するが、中間指針等が定める月額10万円という慰謝料の賠償基準は、本件原発事故により避難を余儀なくされた者の主観的・個別的事情を捨象し、避難を余儀なくされた者が共通して被ると考えられる避難生活に伴う慰謝料の最低限の基準を示したものと解するのが相当であり、原告らの個別・具体的な事情によっては、これを超える慰謝料を認めるべき場合は当然にあり得る。

(引用終わり)

イ 個別事情による上乗せ

千葉判決の全てを肯定するわけではないが、少なくとも、次の事情が認められる原告に対して、避難慰謝料の加算を認めた点は、肯定できる。

- ① 避難回数が多い
- ② 家族との離散（ただし、離散した者を対象とする。）
- ③ ペットとの離散
- ④ 介護をしていた（世帯代表者にのみ、増額を認めたのではなく、介護に従事していた者全てについて上乗せを認めている。）
- ⑤ 持病がある（身体的、精神的いずれについても認めている。）

⑥ 避難先でいじめに遇った

(4) 最低限を10万円とすることの誤り（そもそも、千葉判決の最低月10万円という考え方すら誤っていること）

月10万円とする根拠として上げられる点は、自賠責の通院慰謝料が1日あたり4200円であることに由来する。しかし、自賠責でも $4200\text{円} \times 30\text{日} = 12万6000\text{円}$ であることからすると、自賠責を根拠にするとしても、低額に設定しているといえる。

避難慰謝料の被害実態（考慮要素）として、原告らは、避難生活に伴う精神的苦痛の典型的な（共通の）要素として、①避難先住居での生活の限界（物理的な不便さ）、②見知らぬ土地での不安、③被ばくによる不安や差別、④仕事や生きがいの喪失、⑤家族の離散、⑥被害者同士等の軋轢をあげている（原告準備書面（5）4頁）

(5) ① 避難先住居での生活の限界（物理的な不便さ）

ア 避難直後の混乱期の状況

(ア) 突然の避難

本件原発事故発生によって、原告らは、着の身着のままで、突然避難することを強いられた。避難開始直後の混乱期、原告は、福島県内あるいは周辺地域の自治体が用意した体育館などの公共施設で避難生活を送ることになった。避難所での避難生活が、数か月に及ぶ原告らも存在した。公共施設にすらたどり着かずに、車中泊を強いられた原告らも存在する。寒い思いをするとともに、風呂に入ることもできず、食事も冷たいものしか与えられず、生きていくことさえ大変な過酷生活を強いられた。

体育館などでの生活のみならず、旅館等の宿泊施設に、避難できた場合であっても、十分な食事がなかったり、部屋以外が共用であったり、バリアフリーでなかったり、慣れない場所に多くの人がいたりして、自宅とは異なる住環境での生活を強いられた（甲

C 6-1, 甲C 20-1, 甲C 23-1)。なかには、同じ部屋を複数の家族で共同して使かわなければならないこともあり、体育館等と変わらない生活を強いられた原告らもいる(甲C 10-1)。

(イ) 車中泊

原告らは、自宅、東北自動車道の安達太良サービスエリア、道の駅川俣、コンビニエンスストア、福島県立医科大学付属病院などで車中泊をした(甲C 3-1, 甲C 16-1, 甲C 20-1, 鶴蒔隆調書10頁, 甲C 44-1)。

車で移動する際には、定員オーバーせざるをえなかつたり、飼い犬を同乗させたりするほかなかつた(鶴蒔隆調書10頁)。

(ウ) 伊達市柳川体育館での避難生活

大勢の避難者で寝泊まりしていたが、毛布は1人1枚、ストーブが全体で3台しか配置されておらず、しかも、灯油不足により、次第に2台、1台と減少していった。プライバシーが全く確保されていなかつたし、暖房も行き届いていなかつた(甲C 1-1・4頁, 島禎子調書7, 8頁)。

(エ) パルセいいざかでの避難生活

パルセいいざかは、トイレが建物の外にあり、避難直後は、雪が降っているなか、トイレに行かざるを得なかつた。避難者が横になると、トイレに行く通路がやっと空いているというくらいのすし詰め状態であり、仕切りもないところ、夜間は鼾の音が目立つていた。断水していたことから、風呂に入ることもできなかつた。温かい食事が提供されたこともなかつた(半杭勝子調書10頁)。

(オ) 石神第一小学校体育館での避難生活

石神第一小学校体育館には、電気、水道は来ていたが、空調がいき届かず寒く、また沢山の人がいて十分に睡眠ができる状況ではなかつた。トイレは使えたが、2つしか使えず混雑していた。食

事は、1日2食しか配給されず、おにぎりが1人1個とペットボトル入りの水だけだった（甲C4-1，甲C8-1）。

(カ) あづま総合体育館での避難生活

あづま総合体育館には、電気、水道は来ていたが、空調がいき届かずに入り、食事は、基本的に食パンとペットボトル入の水が配給され、1回だけ温かいおにぎりが1人2個ずつ配給されたことがある（甲C4-1，甲C8-1）。

(キ) 原町第二中学校体育館での避難生活

原町第二中学校の体育館では、多数の避難者がいたうえに、それぞれの家族の間に仕切りがない状況だった（甲C5-1）。

(ク) 喜多方市押切川体育館での避難生活

喜多方市の押切川体育館には、広い空間に温風の暖房機が2台しかなかったので、寒さをしのぐのが大変であった。そして、避難者一杯で、1家族に与えられた占有スペースは畳4畳程しかない上、仕切りもないため、プライバシーなどないも同然で、着替えも自由にはできず、寝ている側をトイレに行く人がよく通るため、寝不足にもなった（藤沢清一調書12～13頁）。

(ケ) 石神中学校での避難生活

石神中学校の体育館では、1人につき毛布1枚を支給されたが、避難者で溢れ横になるスペースもないで、ダンボールを敷いた床のうえに座ったままで夜を明かした。水に不自由はなかったが、食事は、1人につき、1個ないし2個の具も海苔も塩味もついていないお米の固まりが配られただけであった（甲C8-1，甲C28-1）。

(コ) 相馬女子高等学校（廃校）での避難生活

廃校となった相馬女子高等学校では、仕切りのないなかで雑魚寝を強いられ、配られたものは、毛布とお握りだけだった。水洗ト

イレも使えず、大便は新聞紙に包んで捨てるような状況だった（甲C 8-1, 甲C 10-1）。職員室内で寝泊まりした者は、合計53名いたが、1人分のスペースは、1畳程度であった。コンクリートの床に段ボールを敷いて、さらにブルーシートを敷いて、その上に毛布を敷いて寝ていた。夜、身動きをとることはできなかつた。灯油の不足により、午後5時にストーブを切って、午前5時に点けるが、夜中は暖房がないことから、非常に寒かった（櫻井勝秀調書26頁）。

(サ) 江井集落センターでの避難生活

江井集落センターでは、仕切りのないなかで雑魚寝を強いられた（甲C 10-1）。

(シ) 大甕生涯学習センターでの避難生活

大甕生涯学習センターでは、仕切りがないばかりか、1人1畳程度のスペースしか与えられないなかで雑魚寝を強いられた。ストーブは焚かれていたが、狭いスペースに大勢の避難者で寝泊まりしていたので、プライバシーはなかった（甲C 10-1, 櫻井勝秀調書24頁）。

(ス) 原町第一中学校での避難生活

原町一中では、「ご飯の固り」が日に2回1人1個ずつ配られただけであった。そのため、近くの店に食べ物を買いに行ったが、品不足でパンが少し買えただけだった。体育館のトイレは水で流せなかつたため、次第に悪臭が漂うようになった。入浴施設がないため入浴できず、着の身着のままの避難だったので、着替えもできなかつた（甲C 14-1, 甲C 21-1, 甲C 25-1, 松波恭子調書7～10頁, 斎藤文子調書7～9頁）。

(セ) 福島北高等学校での避難生活

体育館で避難生活を送つたが、毛布がただ1枚配布されたのみ

で、隙間風にさらされ、非常に厳しい寒さにさらされた。ストーブはあったがあまりに隙間風が冷たかったため体育館は暖まらず、しかも灯油が足りないから使わないようにと指示され、十分に使うこともできなかった。

食事も冷たく、トイレも水が流れずプールの水を汲んで流していた。体育館の中では雑魚寝状態で、仕切りなどは何もなく、立つとすべてが見渡せるプライバシーの守られない状況であった（西内功調書 9 頁）。

(ソ) 猪苗代町総合体育館カメリーナでの避難生活

避難者が 400 人近くおり、雑魚寝状態で仕切りがなく、布団が 1 枚あるだけで仕切りがなく、プライバシーが守られない状況であった。夜間には、大きなうなり声や老人がはいつくばって歩いていたりした（西内功調書 10 頁、佐藤廣調書 23 頁）。

(タ) 鹿島厚生病院での避難生活

鹿島厚生病院に避難してきた人はほとんどおらず、ふとももない状態だったが、病院から災害用の毛布を貸してもらった。待合室にいた他の人から、食事が出るからここにいるより避難所に行った方がいいと言われ、他の避難所に移った（午来広調書 5 ~ 6 頁）。

(ツ) さくらホール（鹿島区）での避難生活

さくらホールは、布団がなく、災害用の毛布しかない状態で、コンクリートの床に段ボールを敷いて寝たために寝心地が悪かった。エアコンもついていなかったことから、室内でも非常に寒かった。食事は、小さなおにぎりや、紙コップの味噌汁が配られたが、とても粗末なものだった。トイレは水道が使えないことから簡易トイレで、不衛生だった（午来広調書 6 ~ 8 頁）。

(テ) 米沢市内の市営体育館での避難生活

米沢市内の体育館に行くには、雪道の運転を2、3時間要するが、行ってみると、400人近い避難者がおり、段ボールを敷いて、雑魚寝を強いられた。段ボールで仕切りを作ることは市役所職員から禁止され、プライバシーがなかった（甲C20-1, 甲C40-1）。

(ト) 丸森町筆甫中学校（廃校）での避難生活

暖房は部屋にストーブが一台あるだけでとにかく寒いので、水を入れたペットボトルを鍋で温めたものを湯たんぽ代わりにしたり、家族で体を寄せ合ったりして過した。そのため、家族全員が、不眠症となってしまった。ここでも、当初の食事は「ご飯の固り」のようなおにぎりが日に2回配られただけであった。

また、入浴施設はなく、下着の提供もなく着替えもできなかつたため、体の清潔感がなくなり、体がかぶれたり、かゆくなったりした。ここでも、校舎にあるトイレは当初水が流せず、体育館のトイレは水洗でなかつたため、次第に悪臭がするようになった。

町の中心部から15km、入浴施設のある旅館から18km離れており、携帯電話の電波も届かず、人間が避難する場所として、極めて不適切な場所への避難を強いられた（甲C21-1, 菅頭一調書18頁, 松波恭子調書11, 12頁）。

(ナ) 丸森文化会館での避難生活

丸森文化会館のトイレは、水が流れることもあるが、かなり臭く、それでもなお長い列ができるので、行かなくて済むようになる限り水分をとらないようにしていた。食事は、冷たい「御飯の固り」しか食べることができなかつた（松波恭子10, 11頁）。

(二) 原町第二小学校での避難生活

原町第二小学校の体育館には、何百人の人が避難していた。体育館には布団もなく、親戚にもらった長座布団で雑魚寝をした。

食事は毎回おむすびだった。周りとのしきいもなく、プライバシーがない生活だった。特に苦労したのが、トイレの水が出なかつた（北原敬司調書5, 6頁）。

(ヌ) 伊達市の柳川体育館での避難生活

柳川体育館には暖房はあったようだが、ほとんど効いておらず、とにかく寒くて辛かった。100人以上の避難者がおり、敷布団はあったが雑魚寝であった（北原敬司調書6～8頁）。

(ネ) 伊達市のふれあいセンターでの避難生活

伊達市のふれあいセンターには30人くらいの避難者がおり、談話室のような畳の敷いてある部屋に15～20人くらいで布団を敷いて寝ていた。食事は、朝はパン、昼と夜は市販の弁当だった。お風呂はふれあいセンター内にもあったが、温泉施設に毎日500円払って入っていた（北原敬司調書9頁）。

(ノ) 天童スポーツセンターでの避難生活

道場の床にスポンジを敷いて、その上に毛布をかぶって寝る生活であった。300人くらいの避難者と一緒に生活をすることを強いられ、子どもが騒いだり、鼾をかいたりする者がいたことから寝られなかった（甲C31-1）。

(ハ) 南相馬市立博物館での避難生活

博物館の研修室には、びっしり人がいて、仕切りもなく、ごろ寝をすることになったが、いびきがうるさくて寝られなかった。

夜中に余震で目を覚まして騒ぐし、安心して寝られるような環境にはなかった。避難生活が長くなってきたこともあり、「こっち来るな。」などと言い合ったりして、イライラしていた（斎藤文子調書9, 10頁）。

(ヒ) 福島市役所の支所での避難生活

大部屋で30人程度の人数が雑魚寝の生活であり、水も家族で

1リットルのペットボトル1本、食事も一食が菓子パン1個しかない状況であった。他にも多数の避難者がいたため、それぞれの家族の間に間仕切りなどもなく、常に周囲の目にさらされてプライバシーもないような状況であった。さらに、暖房器具は空調のみで、燃料不足からストーブなどはほとんど使われておらず、避難所は非常に寒い状況にあった。しかしながら、毛布は高齢者優先に配られただけであったため、風邪をひいてしまった原告らがいる（新妻康則調書4、5頁）。

（フ）西置賜郡飯豊町 少年自然の家での避難生活

少年自然の家では、8畳ほどの部屋に二段ベッドが8台置かれ、その部屋で3家族13人が生活していた。部屋の両脇に置かれたベッドの間の通路は狭く、人が一人通るのがやっとという幅であり、仕切りもなかったからプライバシーが守られるはずはなく、別の家族と同じ部屋であったから気も使い、できるだけ部屋にいないようにしていた（鈴木豊子調書8頁）。

イ 仮設住宅

（ア）仮設住宅への避難

体育館や親戚宅での一時的な避難の後、原告らは、仮設住宅や借上げ住宅に避難することになった。ところが、仮設住宅は、正に「仮設」の住宅であって、本件原発事故前の住環境とは程遠く、原告らは、以下のとおり、狭さ、暑さや寒さ、湿気、カビ発生、害虫発生、生活音、プライバシー欠如など、不便さとストレスに悩まされている。

（イ）鹿島区、原町区の仮設住宅の状況

原告らが、住んでいた鹿島区の仮設住宅も原町区の仮設住宅（甲C4-3の写真9～12）は、部屋が狭く（4畳半2間、キッチン）、壁が薄いので夏暑く、冬寒い上、隣の生活音が聞こえるため、

隣近所に気をつかって生活しなければならなかった。また、小さな花壇はあるものの農業もできず、年寄りだけの生活なので、何もすることがなく、周りに知っている人はおらず、付き合いも希薄で、テレビを見るだけの生活になった（甲C 4-1，櫻井文雄調書6～8頁，午来広調書12，13頁，北原敬司調書11頁）。

バリアフリーもなく、車椅子での生活ができないことから、自力歩行ができない原告らは、寝たきりの生活を強いられた（甲C 10-1）。

（ウ）小池原畠第2仮設住宅の状況

小池原畠第2仮設B 4-3（甲C 6-4）は、一棟の建物が数戸分に区切られており、1戸分のスペースは、台所、バス・トイレに4畳半が2間しかなく、大人3人（原告清一夫婦と母イチ）が暮らすには狭過ぎる上、壁が薄いので夏暑く、冬寒いので住み心地はよくなかった。隣の生活音が聞こえるため、隣近所に気をつかって生活しなければならなかった。庭もないで農作業もできず、年寄りだけの生活なので、何もすることがなく、周りに知っている人がいないため付き合いも希薄で、テレビを見るだけの生活になった（藤沢清一調書14～15頁）。

ウ 借上や民間住宅

（ア）借り上げ住宅の不便さ

仮設住宅ではなく、既存の民間借上住宅に入居した原告らも、決して豊かな住環境を享受したわけではない。原告らは、狭さ、老朽化、暑さや寒さ、湿気、害虫発生、生活音、プライバシー欠如など、不便さとストレスに悩まされている。

（イ）原告らの借上や民間住宅での生活状況

借り上げ住宅として提供された住宅のなかには、しばらく使っていなかった民家も含まれており、入居の前に、原告らが、大掃

除をする必要性が生じたこともあった（甲C2-1）。

原告らが、住んだアパートが狭いと、親子でありながら、互いに気をつかって生活していた（甲C4-1，甲C5-1）。

また、壁や床が薄く隣室や上下階部屋の生活音が聞こえ、歩くだけで「うるさい。」と1階の住人から苦情を言われ、棒で天井を叩かれたりもした。避難先は、南相馬市より夏は暑く、冬は寒くて、環境になれる大変で、冷暖房を多く使うようになった（甲C4-1，甲C35-1）。

家族が、9名であったとしても、3LDKの間取りの1軒しか借り入れることができず、部屋が狭すぎるあまり、未成年者の学習机を置くことはできなかった（甲C17-1）。

高齢者がいながら、上層階に住むことを強いられたにも関わらず、エレベーターが存在しなかった（甲C35-1）。

原発事故以前と比べて、狭い部屋に強いられ、逆に住環境が良好になった原告らは、皆無である（唯野博之調書10～12頁、北原敬司調書12，13頁）。

工 親戚や知人宅など

（ア）親戚宅での不便

親戚宅などに避難した原告らも、決して豊かな住環境を享受したわけではない。原告らは、狭さ、老朽化、暑さや寒さ、湿気、害虫発生、生活音、プライバシー欠如など、不便さとストレスに悩まされている。

（イ）親戚や知人宅での生活状況

原告らの家族の家を頼っていったとしても、普段は、別の用途で使用している部屋を原告らのために空けてもらったため、原告らが義父母の立場であると何かと気を使わなければならず、与えられた部屋（物理的）や肩身（精神的に）も狭く、ストレスを抱え

る生活を強いられた（甲C13-1，午来広調書8頁，甲C37-1，甲C38-1，甲C46-1など）。

原告らは，受け入れてもらっている気持ちから，生活費や食料品を入れて生活することとなった（松波恭子調書12，13頁，小林五月調書12頁，甲C43-1）

（6）② 見知らぬ土地での不安など

ア コミュニティ構築の困難さ

原告らは，避難前の地域生活の中で，長年に渡り，安心できる人間関係を築いてきた。また，避難者であることが周囲に判明しても，定住意志が乏しいことなどから，負い目を感じて，やはり，積極的に避難先コミュニティに溶け込むことができない。

イ 原告らが見知らぬ土地で生活したことによって被った不安

（ア）福島県内（白河市，郡山市，福島市，二本松市，喜多方市，鏡石町，西郷村など），福島県外（山形県米沢市，同南陽市，同飯豊町，宮城県仙台市，同名取市，同丸森町，新潟県新潟市，同新発田市，同小千谷市，茨城県つくば市，同土浦市，栃木県小山市，同佐野市，同壬生町，同那須町，埼玉県三郷市，東京都板橋区，同練馬区，千葉県流山市，同鎌ヶ谷市，山梨県笛吹市，福井県若狭町，大阪府大阪市など）で避難生活や住み付くことを余儀なくされ，どこで何をすればよいのか分からず，まごつくことばかりであった（甲C3-1，甲C4-1，甲C6-1，甲C8-1，甲C9-1，甲C13-1，甲C18-1，甲C20-1，甲C23-1，甲C26-1，甲C28-1，甲C33-1，甲C35-1，甲C37-1，甲C38-1，甲C39-1，甲C40-1，甲C44-1，甲C45-1など）。

原告らのうち未成年（通学中の）者は，学校関係や友達関係といったそれまで交友関係を失い，それらを新たに築き上げなけ

ればならず、「全てを無くして、何で俺だけここにいるんだ。」という思いがずっとあり、余り勉強に集中できなかつた（藤沢清一調書13頁）。

(イ) また、南相馬市内への避難であったとしても、行政区が異なれば、全くなじみがなく、どこで何をすればよいのか分からず、まごつくことばかりであった。近隣の人間関係が全く異なり、困りごとを相談したり、されたりする人間関係とは程遠いものであつた（甲C6-1, 甲C9-1, 甲C11-1, 甲C13-1, 甲C26-1など）。

(ウ) 借り上げ住宅として提供された場所が、都市部ではなく、農村地域となると、部落の人たちと新たな部落の付き合いをすることになり、容易ではなかつた（甲C2-1）。

(エ) 原告らの孫のなかには、本件原発事故により、転校をしたもの、転校先でなじめずに、孫のフォローをする必要が生じ、家族一緒に借り上げ住宅に住むことになった者もいる（甲14-1）。

本件原発事故により、借り上げ住宅に住むことにより、転校を余儀なくされ、その地で新たに、人間関係を構築してきたものの、帰還することにより、再々度、人間関係を構築することが困難やストレスとなつた原告らも存在する（唯野博之調書11頁）。

(7) ③ 被ばくによる不安や差別

ア 被ばくに対する健康不安

本件原発事故直後、放射性物質拡散（被ばくを避けるための避難経路）に関する情報が提供されなかつたため、原告らは、高濃度の放射性物質に被ばくしたと考えられ、この被ばくについて、健康不安を抱いている。

本件原発事故による初期の放射性ヨウ素拡散について、高い被ばく線量の推定値や、高い甲状腺がん発症率といったデータが存

在し、将来にわたって、甲状腺がん等健康被害の顕在化を懸念し続けなければならない心理状態に置かれたことや、それによって差別を被る蓋然性があること自体、被害といえるのである。

イ 原発事故の情報すら入らないことによる不安

2011（平成23）年3月11日のみならず、避難当初は、停電などの事情もあり、テレビなどの情報源にアクセスすることが困難であり、どこが危険なのか、どこが安全なのかは分からないことによる不安が生じた（甲C2-1, 甲C3-1）。

体育館などでの避難先でも、詳しい情報が入らず、これからどうなるのか、どこに行けばよいのか、非常に不安な状態が続いた（甲C4-1）。

ウ 原告らが被った被ばくによる不安

（ア）避難ができずに被ばくを強いられたことへの不安

原告らのうち、2011（平成）年3月11日から福島県外に避難した者は皆無といってよい。特に、同月12日に福島第一原子力発電所1号機の原子炉建屋も水蒸気爆発を起こしてから、即時（日）に避難できなかった原告らは初期被ばくについて不安がある（甲C6-1, 甲C9-1, 甲C11-1, 甲C18-1, 甲C19-1, 甲C21-1, 甲C23-1, 甲C28-1, 甲C37-1, 甲C38-1など）。原告らのなかには、避難できずにいた者も存在し、被ばくへの不安は、かなり大きい（甲C36-1）。

（イ）仕事の都合から被ばくを強いられたことへの不安

原告らのなかには、南相馬市の復旧工事に従事しなかった者がおり、被ばくは相当量になっていることを自覚している（甲C9-1）。

（ウ）避難先が福島県内であったことによる被ばくの不安

初期被ばくに加え、空間染量の高い福島県内で生活していた原告らは、今後、放射線の影響が出ないか不安がある（甲C 6-1）。

原告らのなかには、本件原発事故現場から遠くに避難しようと考え、避難先として選択した場所が、本件原発事故前に住んでいた場所より、放射線量が高く、情報が乏しかったことに憤りを感じ、不安をもっている（川岸利夫調書15、16頁、末永昇調書16頁）。

（工）帰還後の被ばくによる不安

原告らのうち、2011（平成23）年に、帰還した者の中には自宅周りで放射線量を計測すると、5マイクロシーベルト、草むらの上で0.5マイクロシーベルトあった者がいる（星仁調書13頁）。

それにも関わらず、帰還したのは、被ばくの心配があったものの、会社に行かないことによる収入減が怖かったり、高齢者が通院するために帰還を選択せざるを得なかったりしたからである（星仁調書14頁、甲C 28-1、甲C 37-1、甲38-1、小林五月調書16頁など）。

（）工　原告らが被った被ばくによる差別

（ア）学校での差別

原告らのうち通学中の者は、当初、転校先で、自分たちが原発避難者であることを言うことができず、言えるようになったあとは、嫌味を言われたり、いじめにあってしまったりした（甲C 2-1、甲C 44-1）。

（イ）生活上（地域で）の差別

原告らは、福島県外の避難先で、スーパーを見つけて駐車場に入っていると、原告らの車が「福島ナンバー」であることを見られて、周囲の車が一斉に遠ざかっていったことを経験した（甲C

8-1)。マスクや帽子を身に着けていたり、食料品をたくさん買っていたりすると「避難者だ。」と言われることがあった(甲C 35-1, 甲C 38-1)。

避難先近くにあるガソリンスタンドで給油をしようとしても、福島ナンバーであることを理由に「福島の人には5Lしかやらない。」と言われ、毎回5Lだけの給油しかしてもらえたかった。南相馬市役所の職員に相談して、是正してもらえるまで、この状況が続いた(菅頭一調書18, 19頁)。

(8) ④ 仕事や生きがいの喪失

ア 失職

(ア) 仕事の喪失

避難指示によって、会社勤めの原告は勤務先閉鎖により失職したり、自営業者の原告は営業停止や廃業に追い込まれたりして、仕事を失った。この失職の苦痛について、ある原告は、「大きな不安と絶望感」と悲痛を訴えている。失職した原告らは、何もせずにいたわけではなく、避難先で再就職先を探そうと努力していた。しかし、避難生活で体調がすぐれないことなどから、再就職することは容易ではないし、年齢の壁もある。たとえ高齢であったとしても、本件原発事故が発生しなければ、従前の職場で勤務し続けることができたり、自営業であれば定年無く働くことができたりしたはずである。ところが、一度失職してしまうと、あらたに再就職しようとしても、年齢がハードルとなって採用されないことは十分起こりうる。

(イ) 原告らの失職(賃料未払い)状況

本件原発事故により、福島県相双地区で唯一の私立の全日制高校であった松栄高校が、原発事故により廃校したことから、そこで、勤務していた原告らは、仕事を喪失した(甲C 2-1)。

本件原発事故による施設や工場の閉鎖により、原告らは、整理解雇や出勤停止されている（甲C 5-1，佐藤妙子調書23，24頁，甲C 37-1，甲C 44-1など）。

本件原発事故による飲食店や商店の閉鎖により、原告らは、仕事を失った（唯野博之調書11頁，甲C 21-1）。

本件原発事故による避難により、職場が、出勤しなかったことを理由に、原告らは、退職とされてしまった（甲C 33-1）。

会計事務所で働いていた原告らは、クライアントからの要望もあり、本件原発事故後に就労を再開したが、所長が避難していたため、数か月間無給での就労を強いられた（佐藤妙子調書32，33頁）

（ウ）原告らの就業先の規模が縮小したこと

原告らのなかには、事業の閉鎖をせずに、稼働再開を試みた就業先があるが、事業規模の縮小は避けられなかった（甲C 14-1）。

自営業をしていた原告らは、本件原発事故により、客が避難したことで、店舗を再開しても、以前と同様に収入を得ることができなかった。そのため、営業時間も縮小せざるを得なかった（島禎子調書10～12頁）。

（エ）本件原発事故により忙殺されたこと

原告らのなかには、本件事故当時、勤務先会社の化学工場に勤めていたが、会社が原発から20km圏内にあったため、本件事故後は、従業員が会社の別オフィスへ異動したり退職したりして、140人から80人くらいに減少したが、他方で顧客からは商品の線量について問い合わせが相次いだりクレームがあったりしたため、その対応に苦慮し、ストレスとなった。また、そのような忙しさにもかかわらず、2011（平成23）年のボーナスは

出なかった（鶴蒔隆調書17頁）。

多忙を極めた原告らのなかには、これまで20日間の有給休暇を消化できていたにも関わらず、仕事量が3～4倍に増え、休日出勤をするばかりか、残業時間も毎月80～90時間に及ぶほどになったものもいる（佐藤妙子調書20, 21頁）。

（才）農業をする機会を喪失したこと

原告らは、専業農家や兼業農家を営んだり（甲C16-1）、自家消費のための家庭菜園をもって作付けをしたりしていたが、農業をする機会を喪失した（甲C2-1, 甲C6-1, 甲C8-1, 大内敏文調書20～21頁, 甲C12-1, 甲C13-1, 唯野博之調書11頁, 甲C21-1, 甲C22-1, 甲C23-1, 甲C26-1, 甲C33-1, 鶴蒔隆調書17頁, 甲C37-1, 甲C38-1, 小林五月調書17頁, 甲C40-1, 甲C44-1など）。養蜂をして、ハチミツの販売をしていた原告らは、風評被害もあり、ハチミツの販売ができないことから、他県に移動して、養蜂せざるをえなくなった（佐藤妙子調書22, 23頁）。ひまわりの種や菜種から油を搾る機会を購入したが、放射能汚染により、使う機会が全くない（甲C35-5）。

水利組合の役員をしていた原告らは、今後の水利組合の運営でも頭を抱え、ストレスとなっていった（星仁調書12頁）。

イ 習いごと、趣味の喪失

（ア）趣味の喪失

原告らは、趣味として、釣り、アウトドア、演奏、絵画、茶道、古美術などを楽しむことがあったが、避難生活によって、これらの趣味の楽しみも喪失してしまった。

また、趣味は、無心になって楽しむべきものであるが、かえつて苦痛になってしまった場合も見られる。

(イ) 原告らが喪失した趣味

ピアノの習いごとをしていた原告らは、習いごとに行く機会を喪失するばかりか、借り上げ住宅などでは、近隣に迷惑をかけることから、練習する機会を失い、自宅に電子ピアノを購入することとなった（甲C2-1）。

スポーツをすることが好きな原告ら（高齢者が多い原告らのなかにはゲートボールで楽しむ者も多い。）は、その機会を失い、少年野球の審判などをしていた者は、少年らと接する機会が減少した（小林五月調書4頁）。

ウ 何もやることがない苦痛

(ア) 無為な日々

原告らは、避難先の仮設住宅あるいは借り上げ住宅で、一日、何もすることがない生活を送っている。仮に失業に対する経済的補償（就労不能損害）を受けているとしても、何もすることがないという苦痛を被っている。

また、本件原発事故以前に仕事をしていなかったとしても、原告らは、家庭や地域の中で何らかの役割を担って生活しており、そのことにやりがいを感じていた。そのような日常のやりがいを奪われ、何もやることがない無為な日々を過ごすことは、人間にとつて極めて苦痛である。

(イ) 時間を持て余すして、何もできないことによる精神的苦痛

原告らは、本件原発事故以前は、収入を得るための仕事のほか、地区の行事、農業の手伝い、犬の散歩、家事、買い物などやることは次々とあった（甲C8-1、甲C35-1など）。

そのため、原告らは、「何もすることもなく、ぶらぶらしていることが一番つらかったです。」として、避難生活の中で一番つらかったこととして、時間を持て余して何もすることができない

ことを挙げている（藤沢清一調書11頁，甲C8-1など）。

（9）⑥ 被害者同士等の軋轢

ア 家族間の軋轢

（ア）ストレスによる軋轢

本件原発事故前，原告らは，長年培ってきた程よい距離感によって，平穏な家族関係や親族関係を構築していた。

ところが，避難生活の中では，程よい距離感が崩れたり，避難生活のストレスを家族へぶつけたり，帰還などに対する考え方の違いから口論となったり，様々な軋轢に苦しんでいる。

（イ）具体的に起きた家族間の軋轢

原告らは，本件原発事故以前に住んでいた自宅では，ほぼ1人1室の状況だった。原告らの避難先であるアパートの部屋の大きさが，これまで住んできた家と比べて狭いと互いに気をつかって生活することを余儀なくされた（甲C4-1，甲C8-1）。

イ 避難者同士の軋轢

（ア）避難生活の長期化による軋轢

夜中に余震で目を覚まして騒ぐし，安心して寝られるような環境にはなかった。避難者同士が，避難生活が長くなってくると「こっち来るな。」などと言い合ったりして，イライラしていた（斎藤文子調書9，10頁）。

繰り返して避難をしていると避難先で，毛布が確保されているか分からぬことから，毛布の取り合いをしていた（松波恭子調書10，11頁）。

（イ）原発賠償金をめぐる軋轢

親族関係にない避難者同士であっても，賠償金の違いなどから，人間関係に軋轢が生じてしまっている。南相馬市においては，「半径20km圏内」と「半径20km圏外30km」に分けられて

しまったことから、避難者同士の軋轢は深刻なものとなつた。

原告の住所が、福島第一原発から 20 km 圏内の避難指示解除準備区域内にあれば、被告から避難慰謝料が支払われているが、支払われていない地区の人から妬まれ、「補償金がもらえていいね。」、「美味しいものが食べられていいね。」等と陰口を言わせてしまっている（午来信一調書 103 項）。

ウ 避難先住民との軋轢や非難

(ア) 避難先における嫌がらせ

ほとんどの原告らは、避難先において、多額の賠償をもらって羽振りが良い生活しているなどと誤った認識をされることによって、嫌味を言われたり、嫌がらせを受けたりしており、避難先住民との交流に非常に苦慮している。

(イ) 具体的に生じた避難先住民との軋轢や非難

原告らは、生き甲斐のない生活を余儀なくされ、地獄としか考えられなかつたにも関わらず、避難先で、「医療費がただでいいね。」「何もしなくてもお金がもらえていいですね。」などと言われた（甲 C 5-1, 藤沢清一調書 16 頁）。

原告らは、避難先で出身地が南相馬市であると述べると、「原発事故の補償がもらえていいね。」と言われた（藤沢清一調書 14 頁）。福島県外に出稼ぎに出たところ、「お前は賠償金が出るからよいよな」と言われ、仕事がやりにくい状況が生じている（佐藤妙子調書 23 頁）。

原告らは、通院すると、医者からも「医療費が免除だから、來たのですか。」などと言われる。

転職先では、原発賠償をもらったことを理由に「財閥」などと陰口を言われるなどしている（午来信一調書 103 項）。

(10) まとめ

したがって、原発事故による特有の損害（ここでは避難慰謝料）として、原告らに共通するものだけでも、①避難先住居での生活の限界（物理的な不便さ）、②見知らぬ土地での不安、③被ばくによる不安や差別、④仕事や生きがいの喪失、⑤家族の離散、⑥被害者同士等の軋轢というものが存在する（なお、家族の離散については、個別事情として取り上げた。）。

2 交通事故との対比

（1）交通事故の入院慰謝料が53万円や35万円とされている根拠

傷害慰謝料が認められる根拠は、概ね、①肉体的な苦痛があること、②入通院による行動の自由の制限があること、③社会活動に様々な制限があるという点に求めることができる（民事交通事故訴訟の実務 142頁）。

（2）実際の避難生活が入院生活に匹敵するものであること

ア　原告らは、月額35万円とした根拠は、交通事故損害賠償実務の入通院慰謝料別表Ⅱのように、むち打ち症など他覚所見が存在しないものの、行動の自由の制限があること、社会活動に様々な制約があること、被ばくの不安があること等の事情が認められるからである。

イ　原告らは、避難慰謝料の具体的要素をあげているが、その趣旨は、避難生活や故郷喪失に伴う典型的な要素を掲げることで、原告ら全員が、少なくとも月額35万円の損害を被っているという経験則を構築する、というものである。交通事故損害賠償実務に例えるならば、入院生活における苦痛（入院慰謝料）は、全員に共通する要素もあれば、個別の特殊要素もあるはずであるが、経験則上、苦痛の総体は、月額50万円程度と評価されている（別表Ⅰのケース）。言い換えれば、交通事故損害賠償における入院慰謝料

では、経験則が確立しているため、個別の要素を立証せずとも、入院の事実さえ立証すれば、月額50万円程度の慰謝料を認定できるのである。そして、個別な特殊事情（増減事由）があるならば、増額を主張する側、減額を主張する側がそれぞれ主張立証することで、月額35万円を修正することになる。

一方、原発事故の避難生活の賠償については、経験則というべきものが未だ確立されていない。そのため、本訴訟では、避難生活に伴う典型的な要素を掲げながら、各種統計資料、現場検証、専門家意見、陳述書、原告本人尋問などの立証手段によって、避難者生活に伴う精神的苦痛は、少なくとも月額35万円であるという経験則を新たに導くことを求めている。

3 旧緊急時避難準備区域で2012年8月31日以前に帰還した ケースの考え方

(1) 避難慰謝料の終期については、一般的には、放射能汚染レベルに関する適切な状況確認に基づく判断によって避難指示が解除されて、かつ現実に生活することが可能な程度に、当該地域の状況が復興するに必要な相当期間が経過する必要がある（訴状92頁及び原告準備書面（5）10頁及び11頁）。

中間指針においても、避難指示解除後直ちに慰謝料請求が発生しなくなるものとは解しておらず、避難指示解除から1年が経過する2012年8月末日を終期の目安としている（中間指針第二次追補・7頁）。

そのため、旧緊急時避難準備区域に住んでいた者については、少なくとも同月末日までは避難慰謝料を認めるべきである。

(2) この点に関し、原告らの中には同月末以前に避難先から自宅へと帰還している者や、避難をせずに自宅に滞在していた者もいる。

中間指針は、2012年3月から2012年8月末日までのいわゆる避難期間第3期に関しては、原則として、個々の避難者が実際にどの時点で帰還したかを問わず、当該期間経過の時点を一律の終期として損害額を算定することが合理的であるとしている（中間指針第二次追補・8頁、中間指針第四次追補・8頁）。他方、2012年3月までのいわゆる第1・2期において帰還した場合や本件原発事故発生当初から避難せずにこの区域に滞在し続けた場合は、2011年4月22日までについては慰謝料を定めているものの、その後は個別具体的な事情に応じて賠償の対象となり得ると述べるのみで、具体的な基準は明らかにしていない（中間指針19頁、中間指針二次追補8頁）。

しかしながら、これらの者に対しても、実際に避難していた者と同様に2012年8月末日まで避難慰謝料が支払われるべきである。

すなわち、避難慰謝料が認められる趣旨は「正常な日常生活の維持・継続を長期間にわたり著しく阻害されたために精神的苦痛を被ったこと」にあり、その要素としては、「平穏な日常生活の喪失、自宅に帰れない苦痛、避難生活の不便さ、先の見通しがつかない不安などがある」と考えられる（千葉判決190頁）。そして、これらの精神的苦痛は、避難者にとっては避難生活者については生活の本拠以外での生活に起因するものであるが、自宅滞在者についても、周囲の家々から人がいなくなる状況など平穏な日常生活は喪失し、地域医療の崩壊、小中学校等の閉鎖や教育環境の悪化、地域経済の停滞等、生活基盤の喪失による不便や不安に苦しみ、今後にも大きな不安を感じていた点に変わりはない。そして、自宅滞在者の多くは、家族や仕事、地域の役職上の必要その他により、避難をしたくても避難できず、又は一旦は避難して

も自宅に戻らざるを得ない事情を抱えていた者である。そうであるとすると、自宅滞在者については、自宅に帰れない苦痛がなかったとしても、放射線量が高い、事故が起きた原発施設から20～30kmという至近距離で生活せざるを得なかった苦痛を抱えていたのであり、少なくとも、慰謝料額を算出するにあたり、自宅滞在者と避難者に差異を認めるべきではない。

また、中間指針は、避難慰謝料を2012年8月末日まで認められる理由として、①この区域におけるインフラ復旧は2012年3月末日までに概ね完了する見通しであること、②その後も生活環境の整備には一定の期間を要する見込みであるものの、2012年度第2学期が始まる同年9月までには関係市町村において、当該市町村内の学校に通学できる環境が整う予定であること、③避難者が従前の住居に戻るための準備に一定の期間が必要であること等を挙げている。すでに準備書面5にて詳述したとおり、南相馬市内においても病院機能はいまだ十分回復しておらず、また、小学校の再開も2012年2月末日であるなど、第2期終期である2012年3月末日時点までは復帰にかかる環境が整備されていなかったといえる。そして、その後に関しては、③の期間の長短に過ぎないのであって、上述第3期間について中間指針自体が公平の観点から指摘している通り、すべての者に対して、2012年8月末日まで避難慰謝料を認めるのが相当である。

(3) なお、中間指針にて、目安後についても「個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適當である。」としていることからも明らかだとおり(中間指針第二次追補・8頁)、2012年9月1日以降についても、避難慰謝料が認められるべき場合があることは明らかである。

(4) 2012年8月31日時点での南相馬市の状況

原告準備書面（5）12頁ないし13頁記載のとおり、行動の自由が制限され、仕事もできず、買い物も困難を極めていたのであるから、入院しているのに匹敵する生活を強いられていた。

4 被告の主張に対する反論

（1）被告の主張の概要（被告準備書面（3）46頁）

被告は、中間指針等に基づき、本件原発事故当時、旧緊急指示解除準備区域に住所地を有する方に対しては、2011年3月から2018年3月までの7年1か月分の精神的損害の賠償として、1人当たり合計850万円（ただし、避難所等における避難生活がない場合。以下同じ。）を賠償し、また、本件原発事故当時、旧緊急時避難準備区域に住所地を有する方に対しては、2011年3月から2012年8月までの1年6ヶ月分の精神的損害の賠償として、1人あたり合計180万円を賠償している。

そして、避難等対象者に対する中間指針等に基づく精神的損害の賠償の考え方及びその賠償額の指針は、過去の裁判例等の検討も踏まえて、慎重な審理の上に策定されており、十分な合理性・相当性を有するものである。

（2）原告の反論

ア 中間指針の問題点

原賠審の中間指針（追補を含む）には種々の問題点が存在する。被告の精神的損害の賠償の考え方及びその賠償額の指針がそのような問題を有する中間指針に基づくものである以上、被告の賠償基準もまた合理性・相当性を欠くものである。

イ 過去の裁判例からしても旧緊急時避難準備区域の避難慰謝料総額が低額すぎるものであること

ところで、審査会が中間指針の避難等に係る慰謝料額を決め

るに当たって検討したとされる過去の裁判例の中には、長野県で発生した地滑り災害事案がある（乙C14の「身体的損害なし」の2番、被告準備書面（3）40頁）。

同事案における住民の避難期間は約1週間から約3年9か月であったが、裁判所は「本件災害の大洋に徴すれば、被災者の多くが生活の基盤であった土地・建物・家財等を一挙に失い、また長期間にわたる避難生活の不便を強いられたことにより、多大の精神的苦痛を受けたであろうことが推察され、右精神的苦痛が、単に財産的損害の填補によって当然に慰謝される性質のものにとどまらず、右財産的損害とは別途に賠償されるに値する非財産的損害と言いうるものであることは明らかである。したがって、本件最大の被災者に対しては、財産的被害の内容・程度、避難生活の態様、家族構成等諸般の事情を斟酌し、相当と認められる金額の慰謝料が支払われるべきである。」と判示し、避難生活期間に関わらず、概ね300～400万円の慰謝料を認定した（長野地裁 1997年6月27日、判タ956号58頁）。

対して、本件で被告が支払った旧緊急時避難準備区域に住所地を有する者に対する賠償金は、1人あたり合計180万円に過ぎない。

中間指針は「関係市町村の首長の声も十分聞くことなく」策定され、慰謝料も「被災住民の現実の生活状態を全く見ることも、聞くことも、調査することもなく」算定された（甲B12）、原子力損害の当面の全体像を示すものにすぎず、暫定的な指針にすぎない。したがって、この中間指針等を基として作成された被告の賠償基準も旧緊急時避難準備区域に住所地を有していた住民の避難実態を全く考慮しないものであり、前記の裁判例と比較しても低額すぎると言わざるを得ない。

ウ　これまでの別事件の裁判例は原発慰謝料の参考とならないこと

被告は、中間指針における避難慰謝料額の賠償基準は、過去の裁判例との整合性の観点からも、合理性・相当性を有すると主張する。

しかし、騒音や悪臭といった身体的損害を伴わない慰謝料に関する裁判例が審査会の配付資料とされたが、実際の審査過程では裁判例を参考にして賠償金額が決められていたわけではなく、議論は避難指示区域に対する慰謝料額とのバランスに終始していたのである（原告準備書面（11））。

よって、中間指針等は到底、「過去の裁判例等の検討も踏まえて、慎重な審理の上に策定されたもの」とは言えず、それに基づく被告の賠償基準についても同様のことが指摘できる。

そもそも、本件原発事故による影響は、広範かつ深刻で、長期にわたるものであり、その避難の過酷さも、過去の災害等における避難と単純に比較できるようなものではない。

本件原発事故の結果、原告らは過酷な避難生活を強いられたことによる多大な精神的苦痛を受けており、その典型的な要素として、①避難先住居での生活の限界、②見知らぬ土地での不安、④被ばくによる不安や差別、⑤仕事や生きがいの喪失、⑥家族の離散、⑦被害者同士の軋轢をあげた（原告準備書面（5）4頁）。原告らに精神的苦痛を与えた多くは、原発事故特有のものであるか、これまでの災害等におけるものとは質的に大きく異なるものである。

したがって、原告らが本件原発事故の結果、長期にわたる過酷な避難を強いられたことによって受けた精神的苦痛を正しく評価するためには、過去の裁判例にとらわれずに、本件の特性を踏

まえた上で検討しなければならないものである。その意味においては、過去の災害等に関する裁判例は参考になるものではない。

5 避難区域解除後の避難慰謝料請求の相当性

(1) 半径 20 km 圏内に住んでいた者の考え方（2016年7月12日～2018年3月31日の避難慰謝料を請求できる理由）

ア 避難慰謝料支払いの終期については、一般的には、放射能汚染レベルに関する適切な状況確認に基づく判断によって避難指示が解除されて、かつ現実に生活することが可能な程度に、当該地域の状況が復興するに必要な相当期間が経過した段階で、避難慰謝料支払いの終期に至ると解される（訴状92頁及び原告準備書面（5）10頁及び11頁）。

なぜならば、そのような段階に至れば、帰還が現実に可能となり、通常は、避難生活による著しい生活阻害は解消され得るからである。

ただし、この判断は、極めて慎重になされる必要がある。避難指示の解除は、十分な除染の実施によって、当該解除対象区域の全域において十分に放射能汚染レベルが回復していることが必要であり、政府による避難指示解除があったから当然に、その判断が妥当であるとは限らないことに留意すべきである。

イ この点について、中間指針は、「終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならない。」としているだけであったが、2013年12月26日決定の「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲等に関する中間指針第四次追補（避難指示の長期化等に係る損害について）」（以下「第四次追補」という。甲A46。）では、

「『相当期間』は、避難指示区域については、1年間を当面の目安とし、個別の事情も踏まえ柔軟に判断するものとする。」としている。

このように第四次追補は、「相当期間」について、「1年間を当面の目安とし」つつも、「個別の事情も踏まえ柔軟に判断するものとする。」としているのであって、決して、避難指示解除から1年で相当期間が経過したとしているわけではないことに留意すべきである。

(ウ) 長期間無人のまま置かれた避難区域内の地域は、生活を再開するための様々な要素が破壊され、あるいは流出ないし散逸し、すべてが元の地域社会とは様変わりした状況に陥っている。ガス・水道などの基本的なインフラ施設はもとより、学校、医療機関、その他の公共サービス、さらには日常生活に不可欠な食品や様々な日用品の流通販売網、そして今日の日常生活を支える通信、宅配、介護、保育、清掃、クリーニング業にいたるまで様々なサービス業の地域社会における復旧・展開がなければ、到底現実的な生活は営むことができないのである。

(イ) そして、そのためには、相当数の住民が帰還をしなければ、私的な産業の事業に委ねられているほとんどの流通やサービス業務は、現実に再展開することが困難である。こうした複合的な様々な要素が、ほぼ全面的に回復・復旧した段階に至ってはじめて、「現実に生活することが可能な程度に、当該地域の状況が復興した」と評価できる。そのために必要な期間が経過しなければ、上記「相当期間」が経過したとは評価できないのである。

さらに、多くの住民にとっては避難指示が解除され、かつ現実に生活することが可能な程度に当該地域の状況が復興したと

評価できる状況に至っても、避難していた住民の個別的な事情により、相当期間が経過するまでの間に、帰還か移住かを決められないことがあり得る。年齢、健康状態、家族構成、職業的な必要性など、やむを得ない事情によってそのような状況にある場合には、当該住民において帰還ないし移住の決断、実行が可能となるまでは、避難慰謝料の支払いが継続されなければならない。

したがって、福島第一原発から20km圏内に住んでいた原告については、帰還時期を問わず、2016年7月12日～2018年3月31日までの避難慰謝料も認められるべきである。

(2) 半径20km圏外30km圏内に住んでいた者の考え方

ア 2011年9月30日～2012年8月31日までの避難慰謝料を請求できる理由

(ア) 原告らのうち、福島第一原発から20km圏外30km圏内に住んでいた原告については、2011年9月30日に避難指示（緊急時避難準備区域）が解除されたが、被告からの避難慰謝料は、同年8月31日まで支払われた。これは、被告も、当該地域の状況が復興するのに必要な「相当期間」として、避難指示解除後2012年8月31日までの1年間を認めていたものとみることができる。

この点に関し、原告らのなかには、2012年8月末日以前に避難先から自宅へと帰還している者や避難をせずに自宅に滞在していた者もいる。

中間指針は、2012年3月から同年8月31日までのいわゆる避難期間第3期に関しては、原則として、個々の避難者が実際にどの時点で帰還したかを問わず、当該期間経過の時点を一律の終期として損害額を算定することが合理的であ

るとしている（中間指針第二次追補・8頁、中間指針第四次追補・8頁）。

(イ) 他方、2012年3月までのいわゆる第1・2期において帰還した場合や本件原発事故発生当初から避難せずにこの区域に滞在し続けた場合は、2011年4月22日までについては慰謝料を定めているものの、その後は個別具体的な事情に応じて賠償の対象となり得ると述べるのみで、具体的な基準は明らかにしていない（中間指針19頁、中間指針二次追補8頁）。

しかしながら、これらの者に対しても、実際に避難していた者と同様に2012年8月末日まで避難慰謝料が支払われるべきである。

すなわち、避難慰謝料が認められる趣旨は、「正常な日常生活の維持・継続を長期間にわたり著しく阻害されたために精神的苦痛を被ったこと」にあり、その要素としては、「平穏な日常生活の喪失、自宅に帰れない苦痛、避難生活の不便さ、先の見通しがつかない不安などがある」と考えられる（千葉判決190頁）。

そして、これらの精神的苦痛は、避難者にとっては避難生活者については生活の本拠以外での生活に起因するものであるが、自宅滞在者についても周囲の家々から人がいなくなる状況など平穏な日常生活は喪失し、地域医療の崩壊、小中学校等の閉鎖や教育環境の悪化、地域経済の停滞等、生活基盤の喪失による不便や不安に苦しみ、今後にも大きな不安を感じていた点に変わりはない。そして、自宅滞在者の多くは、家族や仕事、地域の役職上の必要その他により、避難をしたくても避難できず、又は一旦は避難しても自宅に戻らざるを

得ない事情を抱えていた者である。そうであるとすると、自宅滞在者については、自宅に帰れない苦痛がなかったとしても、放射線量が高い、事故が起きた原発施設から20～30kmという至近距離で生活せざるを得なかった苦痛を抱えていたのであり、少なくとも、感謝料の点で、自宅滞在者と避難者に差異を認めるべきではない。

(ウ) 中間指針は、避難感謝料を2012年8月末日まで認める理由として、①この区域におけるインフラ復旧は2012年3月末日までに概ね完了する見通しであること、②その後も生活環境の整備には一定の期間を要する見込みであるものの、2012年度第2学期が始まる同年9月までには関係市町村において当該市町村内の学校に通学できる環境が整う予定であること、③避難者が従前の住居に戻るための準備に一定の期間が必要であること等を挙げている。南相馬市内においても病院機能はいまだ十分回復しておらず、また、小学校の再開も2012年2月末日であるなど、第2期終期である2012年3月末日時点までは復帰にかかる環境が整備されていなかったといえる（原告準備書面（5）12頁）。そして、その後に関しては、一定の期間の長短に過ぎないのであって、第3期間について中間指針自体が公平の観点から指摘している通り、すべての者に対して、2012年8月末日まで避難感謝料を認めるのが相当である。

このように、2011年9月30日に避難指示（緊急時避難準備区域）が解除後、同年8月末日までの間に避難先から元の自宅に帰還した者や避難をせずに自宅に滞在していた者についても、周囲の生活環境は「避難指示が解除され、かつ現実に生活することが可能な程度に当該地域の状況が復興し

たと評価できる状況に至った」とは到底言えないものであつたのであるから、福島第一原発から20km圏外30km圏内に住んでいた原告については、帰還時期を問わず、2012年8月末日までの避難慰謝料が認められるべきである。

イ 2012年9月1日～の避難慰謝料を請求できる理由（一定期間経過後のいわゆる自主避難者の考え方）

避難慰謝料は、「自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛」、すなわち、他所（よそ）での避難生活を強いられることによる、避難所や滞在先での心身の苦痛、様々な不便、不自由、そして避難生活に常につきまとめる今後への様々な不安等がもたらす、現状の生活阻害による強いストレスと精神的苦痛という被害を捉えた損害である。

そして、原告らは、避難慰謝料の被害実態（=考慮要素、避難生活に伴う精神的苦痛の典型的な要素）として、①避難先住居での生活の限界、②見知らぬ土地での生活上の不安、③被ばくによる不安・差別、④仕事の喪失、⑤家族の離散、⑥被害者同士の軋轢を挙げているところ、このような避難慰謝料の被害実態は、2011年9月30日に避難指示（緊急時避難準備区域）が解除された後も避難生活を続けざるを得なかつた自主避難者については、その後も続いていたとみるべきである。

したがって、福島第一原発から20km圏外30km圏内に住んでいた原告のうち、2011年9月30日に避難指示（緊急時避難準備区域）が解除されても避難生活を続けざるを得なかつた自主避難者については、2012年9月1日以降の避難慰謝料も認められるべきである。

第5章 故郷の状況

第1 はじめに

被告は、「原告らが本件事故発生時に居住していた南相馬市原町区については、避難指示等の内容、空間線量の推移、本件事故後における市内居住の状況、除染の実施状況、本件地震及び本件事故以降における当該地域の復興状況等について、本件事故後から継続して好転している状況にあり、本件事故による被害状況等を幅広く調査、検討の上で原子力損害賠償紛争審査会において定められた中間指針等及びこれを踏まえつつ更に追加的な賠償の基準を公表している被告の賠償基準に基づく賠償額は、このような地域の実情を踏まえても、政府による避難指示等に係る精神的苦痛を慰謝するに足りる賠償額となっており、合理的である。したがって、原告らについて、被告が公表し、認めている精神的損害の賠償額を超えて、本件事故と相当因果関係のある原子力損害が認められるべき事情はないから、これを超える原告らの損害賠償請求には理由がなく、速やかに棄却されるべきである。」と主張する（被告準備書面(6)50～51頁）。

しかし、中間指針等は、原賠法18条2項2号に基づき、原子力事業者と原子力損害を被った被害者との間に生じた紛争を自主的に解決するために策定された指針であり、多数の被害者への賠償を迅速、公平かつ適切に実現するために策定されたものである。そのため、中間指針自身が「中間指針に明記されない個別の損害が賠償されないということのないように留意されることが必要である。」としている。

本件事故による損害賠償請求訴訟の集団的訴訟での最初の判決である前橋地方裁判所平成25年(ワ)第478号等事件の判決が、「損害項目

の選定及び算定方法については、原子力事業者である被告に迅速な賠償を実現するという見地から、裁判手続においても認容されることが予想される範囲内において損害項目及び損害を定めようとしたものであることが認められ、被害者は、その被った個々の損害が中間指針の示すものを超える場合には、裁判手続等において個別にこれを主張立証することで、その賠償を求めて行くことが想定されているといえる。」（228頁）と判示して中間指針等を超える損害を認容して以降、裁判実務は基本的に同様の立場を取っている。

原告らの本訴請求も、このような考え方をもとに、本件事故による精神的損害について、中間指針等の示すものを超える損害を主張立証するものであるから、上記の被告の主張には理由がないことをまずもって指摘しておく。

本章では、証拠調べを踏まえ、南相馬市原町区が未だ本件事故前にはほど遠い状況にあることを論証する。

なお、南相馬市は2006（平成18）年に原町市、鹿島町及び小高町が合併して成立した経緯から、現在、原町区、鹿島区及び小高区の3つの区に分けられるが、原町区は、南相馬市の中央部に位置し市の人口の6割以上を占める地区であることから、基本的に南相馬市全体の状況を色濃く反映していると考えられるので、以下では、原町区固有の問題でない限り、南相馬市の状況を述べることによって、原町区の状況を明らかにすることとする。

第2 南相馬市が本件事故によって受けた大打撃とそれに対する対応

1 はじめに

2010（平成22）年1月から2018（平成30）年1月まで南相馬市の市長として先頭に立って、大震災及びその後の原発事故によって南相馬市があらゆる面で受けた大打撃に対する緊急対応とそ

こからの復旧に当たった櫻井勝延前市長（以下「櫻井前市長」という。）は、陳述書（甲A112）において、次のように述べて、被告東京電力の姿勢を避難している。

「東京電力は、南相馬市は復旧、復興が進んでいると主張するよう

です。

2018（平成30）年3月末現在の南相馬市の居住人口は5万4000人です。私は、よくここまできたと思います。これは、私が、市長として、東京電力からの支援もない中で、市民の避難誘導から帰還に向けての施策を、国や福島県と交渉をし続け、市民と懇談し決断し実施してきたことによるものです。この間、東京電力は南相馬の復旧、復興に、草刈りや家の片づけ等一部のボランティア活動を除くと、ほぼ手を貸してこなかったといつても過言ではありません。私には、東京電力は、私が要求した「市民の心の再生」とは逆に、むしろ、市民の心の分断を助長し、南相馬市の復旧、復興の邪魔をしてただけとしか思えないのです。」（12頁）

「大震災及びその後の原発事故による生活インフラの破壊と市民の避難、そして、それらによって南相馬市があらゆる面で受けた大打撃に対する南相馬市の緊急対応とそこからの復旧は、市長の私を先頭に市職員が一丸となって果たしてきたものです。

原因者である東京電力は全く協力してくれることはありませんでした。

東京電力が、原発事故によって市民が味わった苦痛や私や市職員が費やした苦労を、本当に理解しているか大いに疑問です。

私は、このような東京電力に、南相馬市が復興しているなどと言う資格はないと思います。

東京電力こそ、原発事故の原因者としての責任を果たさなければならぬと考えます。」（37～38頁）。

以下、櫻井前市長の陳述書（甲A112）及び証人調書を中心に、本件事故によって南相馬市が受けた大打撃とそれに対する南相馬市の緊急対応及び復旧対策について概観する。

2 棄民化された南相馬市民

(1) 本件事故を知った経緯

3月12日午後3時過ぎに福島第一原発で1号機が水素爆発事故を起した。南相馬市では、大津波による被災者の救助、救援活動の真最中であった。当時櫻井前市長は、災害対策本部会議で2500人以上が行方不明との報告を受けていた。

事故の第一報は、「福島第一原発が爆発したらしい。」というもので、災害対策本部開催中に警察無線からの情報としてもたらされた。

津波被災者の救助と犠牲者の遺体収容の最中の原発の爆発事故であったため、櫻井前市長は、担当職員に指示し、市民に屋内退避するよう行政無線で広報した。その後、消防を通して双葉郡の消防に事実確認するよう指示したところ、しばらくして、「その事実は確認されない。」との報告を受け、屋内退避解除を指示した。しかし、夕方のテレビで1号機の建屋が飛んでいる映像を見て、再度、屋内退避の広報をするよう指示した。

福島第一原発の爆発事故については、東京電力からも、国からも、福島県からも連絡、通報は皆無であった。

南相馬市を含め福島第一原発から20km圏内に避難指示が出されるも、南相馬市に対しては連絡もなく、櫻井前市長は、テレビのテロップで20km圏内避難指示が出されたことを知った。

(2) 避難指示による生活インフラの危機的状況

櫻井前市長は、3月11日から4月30日までの50日間は、南相馬市役所内の市長室に寝泊りして、災害対策本部長として指揮を執った。市長室には当初毛布は1枚しかなく、放射能の進入を防ぐた

めエアコンは停止していたので、寒さに震えながらの指揮であった。

災害対策本部会議は、当初毎日6回開催し、朝5時から情報共有と被災対応に当たった。

3月12日に福島第一原発から20km圏内に避難指示が、3月15日に屋内退避指示が出された。この指示によって南相馬市内の生活インフラは危機的状況に追い込まれた。

3月12日からは2、3日間は、県道12号線（原町一川俣線）を利用して福島市方面に避難する自動車で昼夜渋滞が続いた。また、12日以降、南相馬市内からマスコミの関係者がすべて姿を消した。

15日には、警察によって30km圏にバリケードが築かれ、外部から物資が全く入らなくなった。従業員の大半が避難したために、販売店は閉鎖し、銀行、金融機関も閉鎖してしまった。ガソリンスタンドからガソリンが無くなり、ほとんどの事業所が閉鎖した。南相馬市は孤立させられ、棄民状態に追い込まれた。

福島県から「支援物資のおにぎりを届けるから川俣町まで取りに来てくれ。」との連絡が入っても、職員が川俣町まで取りに行く始末であった。

また、政府から「ガソリンを積んだローリーを南相馬市に届ける。」との連絡が入り、待っていたが届かなかった。「運転手たちが30km圏内に入ることを拒否し、郡山市にタンクローリーを置き去りにして戻ってしまったからタンクローリーを取りに来てくれ。」とのことで、郡山市までタンクローリーを取りに行くために、運転手と危険物取扱資格を持った市民を探さなければならなかつた。この事態はさらに悪化し、後には宇都宮市までガソリン調達に行くことを強いられた。

ガソリンが市内のスタンドに届けられると、避難のためのガソリン調達を待つ市民が、僅かずつのガソリン補給に列を成していた。ガ

ソリンスタンドでは従業員がいなくなっていたため、このガソリン補給も交通整理も、市職員が果たさざるを得なかった。

櫻井前市長は、「都市ガスが無くなり、補填ができないので供給できない。」と、ガス会社社長に泣きつかれ、何件かの業者に問い合わせたところ、仙台市の業者から、ブタンガスをタンクローリー一台分だけ、何とか調達した。

さらに、市立総合病院事務部長、薬局長から、「入院患者のための酸素と暖房の重油が底をつく。取引していたいわき市の業者が供給できなくなったから、どこからでもいいから調達して欲しい。」と懇願され、現金決済を条件に新潟市の事業者からタンクローリー一台だけ調達できた。

(3) 南相馬市による避難誘導の経緯について

櫻井前市長は、3月13日、14日は一睡もできなかった。3号機ではMOX燃料を燃やしていることを知っていたことに加え、3号機が危ないと情報がラジオから流れていって、爆発事故によって猛毒のプルトニウムが撒き散らされるのではないか、との不安が頭から離れなかったからである。その3号機が3月14日11時過ぎには水素爆発を起こした。

3月14日の夕方には、自衛隊が、南相馬市役所をはじめ病院や公共施設等に立ち入ってきて、「100キロ避難指示が出たから避難しろ。」と命じてきた。この自衛隊の指示で壊滅的状況に追い込まれた病院もあった。このとき自衛隊が率先して避難する姿について、櫻井前市長は、「私の目から今でも離れません。この光景を思い出すと、今でも『悔しい。』とか、『残念』とか言う言葉では言い表せない、信じがたい思いでいっぱいになります。」と述べている。

その後間もなくして、衛星回線電話で福島県知事部局とようやく連絡がとれ、「100キロ避難指示の事実はない」ことが確認できた。

自衛隊員の指示で避難してしまった市役所職員もいたが、櫻井前市長は、事実確認後、「職員に現場復帰するよう連絡をしろ。」と指示した。さらに職員に対して「市民を守るために市民を避難させなければならぬ。すぐにバス会社に連絡を取るように。」と指示した。

3月15日になって、昭和観光の岡本社長及び飯館村長と連絡が取れ、バスを借り上げることができた。市のマイクロバスの外に、昭和観光から借りたバスと飯館村から借りたスクールバスを使って、福島第一原発から20km近傍の避難所にいた市民約1500人を、相馬市、伊達市、宮城県丸森町に避難誘導した。

同じく強制的に避難指示が出た地域でありながら、大熊町、富岡町、双葉町などの双葉郡の自治体住民には、3月11日の時点で、避難のために、政府からバス100台以上が準備されて避難できたことに比して、南相馬市民に対する対応は全く異なっており、納得のいくものではなかった。

櫻井前市長は、3月16日の朝7時、「NHKおはよう日本」の電話取材に対し、南相馬市に物資が全く入らなくなつて、孤立していることを報告した。その10分後、テレビを見た泉田裕彦元新潟県知事から「南相馬市民全員を受け入れるから新潟県に避難させてください。新潟県に入ったら新潟県が責任をもつて対応します。」との連絡が入った。

櫻井前市長は、市内避難所にいる市民を新潟県方面に避難させるために、緊急に市の幹部会議を開催し、避難計画の作成を指示した。そして、夕方から避難所で説明会を開催し、市民に避難を呼びかけた。

翌17日早朝から、福島県の協力の下、避難市民のスクリーニングを実施した後、バスによる新潟県方面への避難が始まった。櫻井前市長は、新潟県の支援には、言葉に表せないほど感謝している。

その後、災害時相互援助協定を締結していた東京都杉並区、取手市、更に群馬県片品村、長野県飯田市などからの支援もあり避難誘導ができた。

3月18日、松本龍政府防災担当大臣が政府要人として初めて南相馬市を視察に訪れた。櫻井前市長は、津波被災地、避難所、市内の民間病院、市立総合病院を案内し、入院患者や病院の実状を見てもらった。視察に案内した際、市内の道路には人影は全くなく、野犬化した飼い犬たちが群れをなしていた。この視察を機に、3月19日から政府の支援で、赤十字のマークがついた自衛隊の車両を使って、市内の病院に入院していた入院患者を市外の医療機関に搬送させることができた。

翌20日、ほぼ避難誘導が終わった時点で、櫻井前市長は、庁舎内にいた全職員を市役所正庁に集合させ、「南相馬市役所は避難しない。市職員は全力で避難できない市民を支援するように。」と訓示した。

ある女性職員からは「市民を避難させて、何故私たちを避難させないのか。」と詰問されたが、櫻井前市長は「今こそ、市職員として公務員として市民のために奉仕者として働くときである。皆さんは、採用時に、日本国憲法を遵守し、国民全体の奉仕者として働くと誓約したのである。市民が、一人たりとも避難できないでいるときに市役所が避難できるか。今こそ公務員として働くときである。」と応じた。そして、大震災、原発事故発災当初から昼夜を問わず働いてきた職員たちに「通常勤務体制に戻ってよい。4日後、再度、全職員に訓示する。」と話した。

24日、再度職員に「明日、25日に避難できないでいる市民に最後の避難を呼びかけるから、協力して欲しい。」と指示した。

25日は、南相馬市が避難を誘導した最後の日となった。

このように、避難指示が出された自治体の中で最大の人口7万5

000人を抱える南相馬市が、市民の救助と避難誘導を強いられているこの間、東京電力から連絡があったのは、3月22日になってであった。櫻井前市長は、南相馬市に来てくれた林氏、土堂氏の2人に対し、「東京電力がやるべきことは、まず市民の心の再生である。」と伝えた。これは、「市民が、避難を含めてバラバラにされたり、その状態に対して市民が怒ったり役所に対しても非常に厳しい状況で大混乱しおりましたので、少なくとも、心を元に戻すことが最優先だと思って」のことである（櫻井証人調書10頁）。

(4) 避難指示による南相馬市の分断と市民の避難がもたらしたもの

ア 避難指示による南相馬市の分断

南相馬市は、3月12日に避難指示（政府の指示文書には南相馬市は記載されていない）がなされ、15日には、屋内退避指示、何も指示のない地域と分断された。

その後、4月22日には、警戒区域、緊急時避難準備区域、計画的避難区域、それ以外の地域に分断された。

6月には放射線量の高い地点のホットスポット520世帯ほどに対して、特定避難勧奨地点が指定され、指定されない世帯と指定された世帯との分断、そして地域の分断が深まってしまった。

イ 20km圏内の悲惨な状況

警戒区域の設定によって、20km圏内の市民は、完全に自分たちの生活、生業が断ち切られた。家畜は殺処分の指示が出され、畜産農家は激怒し、処分の取消と自宅への立ち入りを求めて市役所に押しかけ、職員と揉み合いになった。20km圏内では解き放たれた豚たちが、繋がれたままの瀕死の状態の乳牛たちに喰らいついていた。さらに餌で糞に集められた豚、肥育の牛、馬たちは、殺処分され消石灰を撒かれブルーシートで覆われていた。豚舎で舍飼いされていた豚は生きるために共食いしたり、親豚が子豚に食いついたりと地獄さな

がらの状況であった。乳牛の中には餌がなくなり、繋がっていた木の柱を食いちぎって死んでいった牛たち、親牛たちが死んだ中で乳を求めてふらつく子牛たちもいた。その後、彼らはそのまま白骨になつていった。後にこの状態を見た養豚農家は、多くがうつ状態になり、中には自殺を企図する者もいた。酪農家たちは二度と酪農をすることはなくなった。

以上の状況を証言した櫻井前市長の目は涙で溢れ、声は涙声になつていた。

馬の多くは殺処分されが、櫻井前市長が野馬追継承のために国や閣僚たちに抗議した結果、救出できた馬もいた。櫻井前市長は、市長として、このような想像を絶する20km圏内の家畜たちの状況を見て、対応していたのである。

ウ 避難による関連死と分断による影響

南相馬市は、震災前7万1500人の市民のうち6万3000人ほどが、原発事故によって、市外へ、全国47の都道府県へ、避難を余儀無くされた。結果として、避難が原因で亡くなつたと認定された市民の災害関連死者数は2018(平成30)年2月20日時点で507人にも及んでおり、この数は全国一である。関連死と認定された市民の多くは「30km圏内の病院に入院患者、特別養護老人施設に入所者を置いてはならない。」との政府指示によって、市内の病院から強制的に退院させられた方々及び特別養護老人ホームから強制的に移動された方々である。その結果、6ヶ月間に250人の市民が死に追い込まれた。更に、この間に家族を支えられなくて自殺に追い込まれた市民も多数に及んでいる。本件事故さえなかつたら、このような関連死はないので、亡くなられた遺族が、東京電力によって殺されたのも同然という思いでいるのは、当然のことである。

そして、本件事故による避難によって、家族がバラバラになり、地

域がバラバラになり、合併して間もない南相馬市がバラバラにされた。本件事故による分断は、南相馬市に根強い禍根を残している。

エ 災害弱者の避難の過酷さ

本件事故当時鹿島区所在の特別養護老人ホーム「万葉園」の施設長であった原告大内敏文は、施設利用者230名を最初は横浜市の老健施設に、その後は各地の施設に二次避難させたが、陳述書（甲C11の1）の中で、その過酷さを次のように述べている。

「南相馬市では、市中の多くの人たちが避難してしまい、商店も閉まっている、ガソリンスタンドも空いていない、食料も物資も薬も買えない、病院も閉鎖、という状態になってしまいました。私たちの施設の利用者の中には、鼻やお腹から直接、経管栄養剤をチューブで胃に入れなければならない人、水分が気道に入らないように、液体に「とろみ剤」でとろみをつけて与えなければならない人なども多くおり、このような人たちには、普通の食糧を与えることはできないため、それらの医薬品が必須です。また、寝たきりの人も多いので、褥瘡防止マット等の介護用品も必須です。しかし、これらの医薬品や介護用品は、食料や飲料水よりも、もっと入手困難な状態となりました。

万葉園では、3日分程度の非常食、医薬品、介護用品や水は備蓄しておりましたが、それ以上の分ではなく、医薬品や介護用品はおろか、食料すらも入手困難になっており、しかもいつ今後入手できるかも分からぬ状態でした。しかも、職員の分の食料の備蓄はありませんでした。私たちは、1日3回の食事を1日に2回に減らし、経管栄養剤を使っている利用者には栄養剤を水で薄めて与えたりして対応するほかはありませんでした。また、食事を作るのは、外部委託でしたが。その業者は、3月12日にはいなくなってしまいました。そのため、震災後、結果的に、100人分くらいの食事を2人くらいの栄養

土で作るしかありませんでした。なお、入浴をさせることはできませんでした。

こんな状態がいつまで続くのか分かりませんでしたが、このような場所では、施設を運営することも、利用者の命を守ることも、職員が普通に生活することすらも不可能な状態になっていきました。

さらには、私たちの施設も、職員がどんどんいなくなっていました。50名近くいた職員が、20人を切るようになってしましました。私たちは、残った職員で、代わる代わる仮眠を取りながら、介護を続けました。

私たちには、利用者たちを避難させるべきか、避難させるとしてどこに避難させるか、受け入れてくれるところはあるのか、職員がいなくなつた場合どうすべきなのか、避難指示が出たときに職員をどうすべきなのか、頭を悩ませなければならない問題は山のようにありました。」（12～13頁）

「同日（16日）に福寿園の職員の一人がNHKの9時のニュースに電話をして、物流が止まっており、食事もまともに取れていないこと、100人以上の利用者が取り残されていることを訴えたことで、初めて私たちの被害の実態が、世間に知られるようになりました。そして、その翌日、私たちの施設は、横浜市の老健施設から、「100人の利用者を受け入れる」と、手を差し伸べてもらいました。」（13頁）

「私たちは、横浜の施設が避難先として受け入れてくれましたが、まず、南相馬から横浜までは、距離にして400km近くもあり、震災直後で道路事情も悪く、実際に横浜に到着するまでに11時間かかりました。移動途中で容体が急変してヘリコプターや救急車で病院に搬送される利用者もいました。それまでは元気だった人でも褥瘡になる人もいました。さらに、横浜の施設は、定員が130人でし

たが、私たちの施設からは、230人もの人が避難したのです。そして、受入れ先の施設は、既にベッドが埋まっていたために、閉鎖されていたデイケアのスペースに上記の利用者、私たち50人は、施設の会議室に生活することになりました。またその施設は、老健施設であり、リハビリを主な目的とした施設で、高い要介護度の利用者がおらず、私たちの施設に多かった要介護度の高い利用者のための十分な設備がありませんでした。加えて、横浜の施設の職員は、こちらの利用者の状態を分かっていませんでした。そのため、私たちの施設の利用者については、こちらの職員が対応するしかありませんでした。私たちは、職員用に、ホテルを2か所抑えていました。代わる代わる、ホテルで休むことができるだろうと思っていたからです。また、横浜に行く前、私は、職員に、「中華街に行って、うまいものを食べられるぞ」というような冗談も言えました。しかし、結局、私も含めて、職員がホテルに行って休めた日はありませんでした。

利用者も、私たち職員も、体力的にも精神的にも限界になっていました。そして、利用者たちは、横浜の施設からさらに、二次避難を余儀なくされました。避難先は、大阪、山形、山梨など10都道府県になりました。こうして、3月23日に二次避難が終了しました。」

(14頁)

特に避難生活の過酷さから、震災直後の2か月半の間に28人が避難先で亡くなっています。」(17頁)

3 復旧、復興に向けての南相馬市の努力

(1) マスコミの逃亡と世界に向けての発信

日本のマスコミは40年以上にわたって電気事業者連合会（「電事連」）から多額のスポンサー料をもらい、「原発は安全で、クリーンで、安価なエネルギー」と喧伝してきた。そのマスコミが南相馬から逃避、逃亡する中、櫻井前市長は、ユーチューブを使って、世

界に南相馬市の状況を発信した。その結果、世界中のマスコミが南相馬市に駆け、取材し、南相馬市の現状を発信してくれた。

福島民報などの新聞が市役所に届き始まったのは5月に入ってからであり、各家庭への宅配が原町区で始まったのは6月以降だった。原発事故後のマスコミの逃亡で、南相馬市には情報が入らず、分断され、崩壊に近い状況に追い込まれた。

櫻井前市長は、前述のとおり、市民を避難させつつも、市役所を避難させない決断をした。それにより東北電力相双営業所長も南相馬市に留まる決断をしてくれ、南相馬市役所周辺は停電することはなかった。

(2) 南相馬市の分断を防ぐ方策

市域が20km圏内、30km圏内と分断されて、日本赤十字社から30km圏内の各世帯に支給された40万円の義捐金が、30km圏外の市民には支給されない中、その多くが30km圏外となる鹿島区の市民は「合併は解消だ。」と主張して1000人集会を開くなどしたため、南相馬市は一時分解しそうになった。櫻井前市長は、この危機を開拓するため、5月11日に臨時議会を開催し、市議会の議決をもらい、30km圏外の世帯に対して見舞金として40万円ずつ合計8億4000万円支給した。財源は市の財政調整基金の取り崩しだった。

さらに、櫻井前市長は、文部科学省の損害賠償紛争審査会と交渉して、30km圏外に対して仮払い賠償金として30万円の支給を決定してもらった。ところが、当時野党だった自民党森雅子参議院議員の申し入れで、東京電力は、市長の櫻井前市長を飛び越えて、100万円の支給を決定した。櫻井前市長には、東京電力は櫻井前市長の功績を否定しようとしていたとか思えなかった。

櫻井前市長は、2012（平成24）年ころに、市民代表、市議

会代表とともに東京電力本社を訪問したことがあった。東京電力の対応は、トップがしかるべき応接室で会うというものではなく、広瀬常務が一階ホールで応対するというものであった。東京電力の被害者に対する対応は、全てがこのようなものであった。

櫻井前市長は、原発事故後延べ7万人を超える南相馬市民と対話してきたが、その話し合いの中で、市民から罵倒され、叱責され、唾を吐きかけられ、時には特定避難勧奨地点の住民に沢水を飲まれながらも、南相馬市の復旧復興のために判断し決断し、実施した。

(3) 緊急時避難準備区域等の解除の経緯について

南相馬市では、2011（平成23）年4月22日、30km圏外の南相馬市鹿島区で小中学校の授業を再開した。上真野小学校、鹿島小学校、鹿島中学校及び八沢小学校の教室、廊下、体育館等を仕切って仮教室を作つての再開であった。

また、南相馬市は、櫻井前市長の判断で、7月下旬から8月いっぱい掛けて、児玉龍彦東大教授などの助言の下、線量低減を図るため、市内の学校、公共施設などの除染を実施した。費用は市の一般財源で対応し、市内事業者に発注して実施した。

それによって、2011（平成23）年9月30日をもって緊急時避難準備区域を解除した。この解除に当たっても、市民からは「緊急時避難準備区域の解除は早い。」と抗議された。

この解除後、県立原町高校が原町区で再開し、さらに南相馬市立の小中学校も原町区で再開した。これには、東京電力の協力は微塵もなかった。

櫻井前市長は、5月下旬から、議会開催中を除き、新潟県、群馬県、茨城県、長野県、山形県などの避難所や支援を受けている各自治体を訪問し、避難している市民との話合いを重ね、自治体の首長に市の現状を説明し、御礼を述べることを続けた。

(4) 警戒区域の解除と新たな区域設定について

2012（平成24）年4月16日、南相馬市は、櫻井前市長の判断で、20km圏内の警戒区域の解除に応じた。これは、南相馬市を一刻も早く復旧したいという思いからである。この4月に警戒区域解除に応じたのは、田村市、川内村、南相馬市だけであった。原子力災害現地対策本部との話し合いを重ね、20km圏内は警戒区域を解除するとともに、放射線量の違いによって、新たに「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、「帰還困難区域」が設定された。

警戒区域の解除に当って、南相馬市は、4月6日、7日の2日間、4会場で市民説明会を開催した。この説明会は、櫻井前市長の判断で、南相馬市が単独で開催したもので、国も福島県も東京電力も参加していない。国や県や東京電力が参加すると話し合いならないとの思いがあったからである。

解除判断後の説明会であったことから、櫻井前市長は、市民からは罵倒、叱責されただけでなく、つばも吐きかけられた。「解除は早過ぎる。ふざけるな。早すぎる。何故解除するんだ。」と詰問されたが、市長として、南相馬市を何としても復旧させなければならないとの思いから、「警戒区域を解除しなければ復旧にも入れない。復旧しなければ草だらけで、荒れ果てたままになる。一刻も早く復旧しなければ帰還もできないではないか。故郷をこのままにはしておけないんだ。」と応じた。

それでも、「避難指示の解除は、我々の理解がなければ許さない。」と詰め寄られもしたので、櫻井前市長は、「話し合いを重ねて、理解を得てから解除する。」と約束した。

(5) 避難指示解除に至る経緯について

2016（平成28）年7月12日、帰還困難区域を除き避難指示区域を解除した。前述のとおり、櫻井前市長は、この解除に至る

まで、2011（平成23）年5月下旬から、市民が避難している避難所を訪問し、避難市民と懇談を重ねてきた。また、南相馬市内においては、2013（平成25）年2月から四半期毎に、市民との懇談会、説明会を開催し、一四半期に6箇所で開催し、年に26回の復旧、復興状況を説明してきた。

当時は一場に450人を超える市民が参加しており、説明、懇談をしてきた市民の数は延べ7万人以上であり、名刺交換をして意見交換をした市民以外の方は5万人を超えていた。

また、国への働きかけは、櫻井前市長が自ら行った。最初は永田町から、後には霞ヶ関の各省庁の事務次官をはじめ数百人の官僚を訪問し、各閣僚と交渉をして、市民が抱いている不安の払拭と、課題の解決を図ってきた。その結果、2016（平成28）年5月27日、国の原子力対策本部、現地対策本部、福島県知事と話し合い、避難指示区域の解除を決定した。

原発事故直後に8500人まで減少した居住人口が、5万4000人まで回復したのは、国会議員や各省庁の官僚から「クレイマー」と呼ばれながらも、このように櫻井前市長が、市長として判断し、決断し、行動してきた結果であり、東京電力には一切関わりのないことなのである。

第3 空間放射線量について

1 年間積算線量20ミリシーベルト説について

被告は、「政府が避難指示の基準とした年間積算線量20ミリシーベルト（時間換算で3.8マイクロシーベルト）という基準は科学的見地から国際的にみても十分合理性・相当性のあるものである」ことを前提に、「南相馬市内での生活を送るに当って、放射線の影響による健康への被害を懸念しなければならない状況にはなく、またそのこと

は広く周知されていると認められる。」と主張する。

しかし、以下に述べるとおり、年間積算線量20ミリシーベルト以下であれば、放射線の影響による健康への被害を懸念しなければならない状況にないとの被告の主張は妥当でない。

そもそも、放射線の健康に対する影響については、様々な考え方があり、被告の上記主張は科学的に確立された定説ではない。国際的な委員会であるICRPは、放射線防護の観点から、放射線被ばくの影響について、「晩発性の身体的影響」及び「遺伝的影響」については、確率的影響として、しきいちのない直線モデルの考え方を採用している（甲A210～甲A211）のであり、この考えによれば、放射線による健康被害を避けるためには、極力放射線被ばくを避けることが求められることになる。

環境省の除染ガイドラインも、こうした考え方を前提に、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト（毎時0.23マイクロシーベルト）以下となることを目指して除染を進めることとしており（甲A212），後述のとおり、南相馬市においても、この除染ガイドラインにしたがって、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となることを目標に除染が行われた。

したがって、原告らを含めてより安全を求める一般市民が、放射線の影響による健康への被害を懸念しなくとも差し支えない数値を、追加被ばく線量年間1ミリシーベルト以下と考えることは、科学的根拠を有しかつ広く周知されたものというべきである。

このような状況の下で、追加被ばく線量年間1ミリシーベルト（毎時0.23マイクロシーベルト）という数値は、一般市民に取っては、年間20ミリシーベルト以下との数値以上に周知されており、原告らを含めて一般市民が生活をしていく上で、より安全側に考え、追加被ばく線量年間1ミリシーベルトを健康を守るための数値と考えて行

動することは極めて自然なことである。

2 原町区の放射能汚染の状況

(1) 空間線量について

被告準備書面(6)によっても、原町区本町2丁目所在の南相馬市役所の空間線量は、2012(平成24)年4月1日に毎時0.38マイクロシーベルトあり、2014(平成26)年4月1日の毎時0.22マイクロシーベルトまでは、毎時0.23マイクロシーベルを上回っていた(15頁)。また、原町区錦町1丁目所在の福島県相馬合同庁舎の空間線量は、2011(平成23)年4月1日には毎時0.92マイクロシーベルトあり、2012(平成24)年10月1日時点でも毎時0.36マイクロシーベルトあった(15~16頁)。

(2) 除染には限界があること

南相馬市においては、年間積算線量1ミリシーベルト(0.23マイクロシーベルト/h)以下にすることを除染の目標としている(櫻井証人調書24頁)。

除染は南相馬市全域にわたって実施されるものではなく、環境省が示す除染ガイドラインで除染の実施が認められていない生活圏近隣を除く森林、川、湖沼及び除染対象地であっても地権者の同意を得られない場所については、除染は実施されないことになっている。

南相馬市の面積は3万9858haでそのうち森林面積は2万1770haで55%にも及ぶ(甲A92)が、除染が実施されたのは64.8haと森林全体の0.3%に過ぎない(甲A93)。また、南相馬市において除染の同意を得られていない画地は、2016(平成28)年7月11日時点で259箇所ある(甲A87の2)。このように、南相馬市市域の大半は、除染がなされないままとなつ

ている。そのため、除染対象外の森林、川、湖沼に溜まった放射性物質が風雨によって、生活圏に飛散、流出して、除染後に再び空間線量が上昇することもあり得る。

また、除染は、環境省の示すガイドラインに従ってなされることから、放射性物質を取り除くには不十分であり、雨樋下、軒下、森林・屋敷林については、フォローアップ除染が必要となった（甲A 87の2）。

原告大内敏文方の東側の山林のように、復興庁に確認したところ、除染が漏れていたため、2018（平成30）年12月になって急遽実施するということもあった（原告大内敏文本人調書27頁）。

環境省が除染を実施した避難指示区域における空間線量の測定結果では、除染実施前よりも空間線量が上昇した画地が15あり、その上昇幅は0.01マイクロシーベルト/hから0.11マイクロシーベルト/hであった（甲A 87の2）。なお、南相馬市除染対策課は、この上昇値について「測定の誤差」と考えるとして、平成28年度第1回南相馬市除染推進委員会に報告したが、委員長より「実際には誤差の可能性が大きいとしても、様々な要因が可能性として考えられるため、あくまで可能性が大きいだけということを記述すればよいと思う。」と指摘されている（甲A 87の5）。仮に、この測定値の上昇が測定の誤差だとしても、除染による空間線量の低下がさほどなかったことを物語っていることに変わりない。

また、環境省が除染を実施した避難指示区域について南相馬市が現地モニタリングをしたところ、1マイクロシーベルト/h以上の箇所が確認されている（甲A 87の2）。そして、南相馬市片倉行政区においては、除染後でも平均空間線量率が毎時0.36マイクロシーベルト/hあり、除染によって平均空間線量が原発事故前に戻るという状況にはない（甲A 87の2）。

そのため、前述の平成28年度第1回南相馬市除染推進委員会でも「(委員長)ここに出ている結果を見ると除染の完了とかそういう話はまだほど遠い段階にあることも、基本的な認識として重要であると思う。」、「(長塚委員)先生のおっしゃる通りで、未同意の問題や、面除染後も線量が下りきらずフォローアップが必要な画地が存在している等、市民の方からすると除染が完了しているとは言えないような状況もあるので、慎重な表現を心掛けること、住民への説明が重要であると思う。」と言った意見が出されている(甲A87の5)。

() このように、除染によって空間線量を下げることには限界があることを認識しなければならない。

(3) 除染後もキノコや山菜の出荷制限が続いていること

そもそも、食品の安全と安心を確保する観点から、食品からの被ばくに対する年間の許容線量については、食品の国際規格を作成、提言するコーデックス委員会の現在の指標では、年間積算被ばく線量1ミリシーベルト/Yを前提に、これを食品群ごとに割り振り、一般食品については100Bq/kgを基準値としている。

() そのため、この基準値(100Bq/kg)を超えた食品については出荷が制限されることはもちろん、自己摂取することも避ける必要がある。

南相馬市においては、2017(平成29)年5月15日以降も、原木シイタケ(露地栽培)、野生キノコ、タケノコ、クサソテツ(コゴミ)、フキノトウ、コシアブラ、ゼンマイ、タラノメ、ワラビの出荷制限が続いており、クルミについては出荷が自粛されている(甲A94)。

(4) 除染廃棄物の放射線量が高く安全性に不安があること

2011(平成23)年度からの除染作業で、南相馬市内で約193万9000m³の除染廃棄物が生み出された(甲A87の3)。除

染廃棄物は、黒色のフレキシブルコンテナに入れられて、仮置き場に山積みされている。南相馬市内には、市が設置する仮置場が37箇所、環境省が設置する仮置場が14箇所存在する（甲A95）。

南相馬市内の仮置き場にある除去土壤の推定放射能濃度ごとに分別すると、 $3000\text{Bq}/\text{kg}$ 以下が36%， $3000\sim8000\text{Bq}/\text{kg}$ が46%， $8000\text{Bq}/\text{kg}$ 以上は18%である（甲A88の2）。

$8000\text{Bq}/\text{kg}$ のうち、 $15000\text{Bq}/\text{kg}$ を超えるものが4.3%あり、最大値は $100000\text{Bq}/\text{kg}$ を超える（甲A88の2）。

原発事故後5年間の放射線量の減少は著しいが、その理由は半減期の短いヨウ素（8.04日）やセシウム134（2.06年）の放射線が消えるためであるが、その後は、半減期が30年とされるセシウム137が中心になり、ほとんど減衰が見られなくなる。

そして、フレキシブルコンテナの耐用年数は3年なので、穴があいたり、破れたりすることがあり、これらが発見された場合には、新しいものに詰め替えているのが現状である。また、2015（平成27）年9月の大震の際には、飯舘村でフレキシブルコンテナが河川に流され、その一部が下流の南相馬市内で発見されるという事態が生じた（甲A96）。

そのため、仮置場近隣の住民や仮置場近くを流れる河川の下流域に住む住民は、除染廃棄物の放射線汚染に対しては、非常に不安を感じている。しかも、この除染廃棄物は、計画では中間貯蔵施設に搬入されることになっているが、中間貯蔵施設の建設は予定どおりには進んでおらず、2016（平成28）年7月11日時点で中間貯蔵施設への全量搬入までに13年かかるとされている（甲A87の3）ので、住民の放射線汚染に対する不安は長期にわたり続くこ

とになる。

(5) 景観の侵害も長期にわたり続くこと

仮置場に山積みされた黒色のフレキシブルコンテナは、周囲の景観を害するものであるが、これは中間貯蔵施設に搬入されるまで続くことになる。

前述のとおり、中間貯蔵施設の建設は、予定どおりに進んでいないばかりか、そもそも建設ができるのかもわからない状況なので、山積みされた黒色のフレキシブルコンテナによる景観侵害は、相当長期に渡ることになる。

(6) 小括

南相馬市においては除染作業が終了したが、除染後も除染の目標とする年間積算線量1ミリシーベルト(0.23マイクロシーベルト/h)を超えている箇所が多数あり、中には1マイクロシーベルト/hを超えている箇所もあって、住民が安心して帰還できる状況はない。

南相馬市は、2017(平成29)年4月南相馬市除染推進委員会に代わり、「南相馬市除染実施計画の安全かつ効果的・効率的な推進及び放射性物質による環境汚染からの回復を図るため、南相馬市環境回復推進委員会を設置」し、その事務を環境回復推進課が担当することになった(甲A97)。

これは、南相馬市では、除染作業が終了しても、放射性物質による環境汚染からの回復は完了していないことを示すものである。

3 20km圏外の原告らの自宅の空間線量について

大甕上地区に住む原告佐藤廣が、2011(平成23)年3月30日に自宅の空間線量を測定したところ、家の中で毎時0.5マイクロシーベルト、家の外で毎時0.7マイクロシーベルトあった(原告佐藤廣本人調書25頁・50頁)。

同じく大甕上地区に住む原告星仁が、2011（平成23）年4月15日に自宅の空間線量を測定したところ、庭のコンクリートの上で毎時5マイクロシーベルト、草むらの上で毎時0.5マイクロシーベルトあり、同年8月10日に家族が帰還してから計測したところ、住居の中で毎時0.2～0.3マイクロシーベルトあった（原告星仁本人調書13頁）。

同じく大甕上地区に住む原告末永昇方では、2012（平成24）年に長男が計測したところ室内で毎時0.2マイクロシーベルト、畑の前で毎時0.4マイクロシーベルト、側溝で毎時3マイクロシーベルトであった（原告末永昇本人調書16頁）。

また、大甕下地区に住む原告斎藤文子が2012（平成24）年4月9日に業者に自宅周りを計測してもらったところ、表面汚染が毎時0.68マイクロシーベルトあった（原告斎藤文子本人調書15～16頁）。

同じく大甕下地区に住む原告阿部清蔵が2011（平成23）年7月頃に自宅近くの空間線量を計測したところ、毎時2.2～2.3マイクロシーベルトであった（原告阿部清蔵本人調書14頁、甲C47-1・7頁）。

原町区石神地区に住む原告佐藤妙子が本件事故後に約20万円をかけて自宅の庭先に設置したモニタリングポストでは毎時1.5マイクロシーベルトあった（原告佐藤妙子本人調書26～27頁、甲C36の2）。

原町区大木戸地区に住む原告新妻康則は、2011（平成23）年7月ころに借りた線量計で自宅を計測したところ、二階ベランダは毎時1.5マイクロシーベルト、屋根はもう少し高い値を示したので、自宅には戻れないと判断した（原告新妻康則本人調書10頁）。また、2014（平成26）年の市による除染の際に市が計測したところ、

除染前は毎時 0.56 マイクロシーベルト、除染後でも毎時 0.23 ~ 0.24 マイクロシーベルトあった（原告新妻康則本人調書 17 頁）。

さらに、原町区下高平地区に住む原告山口戦時が、本件事故直後に計測したところ、自宅の雨樋の付近で毎時 1 マイクロシーベルトが計測され、それから 3 年後でも同じ場所で毎時 0.9 マイクロシーベルトが計測された（甲 C 43-1・8 頁）。

4 小括

以上のとおり、原告らのうち 20 km 圈外に住む原告らの自宅、自宅周り、及び南相馬市役所の 2012（平成 24）年頃の空間線量は、自宅に帰還して生活すると追加被ばく線量年間 1 ミリシーベルトを超えるような状況であったから、2011（平成 23）年 9 月 30 日の緊急時避難準備区域の解除後も避難を継続するという判断をすることは無理からぬことであり、決して不合理ではない。

第 4 南相馬市人口について

1 はじめに

南相馬市が本件事故前の状況に復興したかどうかを判断する最も重要な指標は、本件事故前に住んでいた住民が戻ったかどうかである。本件事故前の状況を維持するためには住民のマンパワーが不可欠であり、また元の住民が戻らないということは、現在の南相馬市の状況に戻れない何らかの問題があることを示しているからである。

櫻井前市長も、「元どおりにするためには少なくとも元の人口に回復することが最低の条件だと考えてございます」（櫻井証人調書 19 ~ 20 頁）として、南相馬市が本件事故前の状況となるためには、人口が元どおりになることが最低限の条件であることを述べている。

2 本件事故前の南相馬市の人口

本件事故前の南相馬市の人口は、国政調査によると 1995（平成

7) 年の7万7860人をピークに減少傾向にあったものの、本件事故前年の2010（平成22）年には7万0872人であった（甲A111・5頁）。

本件事故直前の2011（平成23）年2月28日現在の住民基本台帳に基づく人口は7万1494人（乙A69の1）なので、本件事故前は国政調査に基づく人口と住民基本台帳に基づく人口とはほぼ一致する数字であった。

3 本件事故後の南相馬市の人口

（1）南相馬市の現在の人口

櫻井前市長によると、「南相馬市の人口は、原発事故によって、7万1500人のうち6万300人が市外に避難したため、8500人まで減少しました。その後、南相馬市の諦めない、絶え間ない努力の結果、7年経った2018（平成30）年4月1日現在、市内居住人口5万4714人、総人口6万0980人（同年3月31日現在）まで回復してきています。」（甲A118・15頁）、「震災、原発事故が起きてからは、通りには人っ子一人いないような状況に追い込まれてきましたので、そのことからすると、先ほど申し上げました1つ1つの作業をすることによって、5万4000人まで居住人口を回復したというについては、私は自分なりにこれだけのことを責任を持ってやってきたことについては、自負しております。」（櫻井証人調書18～19頁）とのことである。

なお、「先ほど申し上げました1つ1つの作業」とは、「インフラの整備、除染、そして医療関係の復旧、また買い物できるところの整備含めて、市民からの懇談会」（櫻井証人調書17頁）である。

櫻井前市長がいう本件事故前の人口約7万1500人は、前述の住民基本台帳に基づく7万1494人を指してものであるが、2018（平成30）年3月末のそれは約6万1000人（甲A213）

なので、その差約1万人が南相馬市外に住民登録をした人数である（櫻井証人調書19頁）。

そして、2018（平成30）年3月末における南相馬市の居住人口は、5万4270人（甲A118）なので、その差の約7000人が南相馬市に戻っていない人数である（櫻井証人調書19頁）。

加えて、南相馬市内には住んでいても、本件事故前の住所に戻れない人も5000人近くいるので、南相馬市に住民登録をしている約6万1000人のうち約1万2000人が本件事故前の住所に戻れないことになる（櫻井証人調書19頁）。

（2）本件事故後の南相馬市の人口減少の原因

ア 被告の主張

被告は被告準備書面（6）において、「南相馬市全体で、本件事故以前より長期的に人口が減少傾向にあった」（19頁）、「『南相馬市総合計画においても、この人口減少傾向は今後も続くものと想定されており、平成32年における〔南相馬市の〕総人口は「62,886人と予想しています。」とされており、本件事故の有無に関わらず人口減少の傾向は平成23年以降も継続したものと考えられる（乙A72）。」（20頁）として、あたかも南相馬市の現在の人口減少は本件事故とは関係がないかのような主張を展開している。

イ [本件事故前の南相馬市の人口の推移] の表は人口の正確な推移を見るのには相応しくないこと

まず、被告準備書面（6）の主張で指摘しておかなければならぬのは、19頁の[本件事故前の南相馬市の人口の推移]の表は、平成7年～平成22年までは国政調査による人口数であるのに対し、平成23年以降の数字は福島県現住人口調査の数字を用いており（乙A71），人口調査の基準が異なっていて人口の正確な推移を見るのには相応しくない表であるということである。

ちなみに、2015（平成27）年の国勢調査に基づく人口は5万7797人である（甲A111・5頁）のに対し、同年の福島県現住人口調査による人口は6万3043人（乙A71）と5000人以上も上回っており、福島県現住人口調査が実体をどの程度正確に把握しているのかその信用性に疑問がある。

2017（平成29）年の人口についても、10月1日現在の福島県現住人口調査では5万5364人である（甲A111・5頁）が、避難者情報を基に算出した同年3月31日現在の人口は5万3917人（甲A118）であり、後者の方がより実体をより正確に把握しているもの見るのが妥当である。

このように、被告準備書面（6）の19頁の表は、平成22年以前と平成23年以後では、人口調査の基準が異なっており、人口の正確な推移を見るのには相応しくない表である。

ウ 予測を大幅に上回る人口減少であること

本件事故前の南相馬市の人口は減少傾向にあったことは確かであるが、次のとおり、減少傾向は緩やかになっていた。

1995（平成7）年～2000（平成12）年平均523人
(7万7860人 - 7万5246人) ÷ 5

2000（平成12）年～2005（平成17）年平均452人
(7万5246人 - 7万2837人) ÷ 5

2005（平成17）年～2010（平成22）年平均392人
(7万2837人 - 7万0878人) ÷ 5

ところが、2018（平成30）年3月31日現在、南相馬市の人口は、住民登録人口は6万1000人、市内居住人口5万4270人に過ぎず（甲A118）、住民登録人口で約1万0500人、居

住人口で約1万6000人も減少しており、また、2020（平成32）年度における予測人口6万2886人からも2年も早い段階で8000人を超える減少となっている。

また、2019（令和元）年9月30日でも南相馬市の居住人口は5万4717人（甲A128・47頁）であり、やはり2020（平成32）年には6万2886人との予測を8000人以上も下回る数字である。

エ 人口減少の原因は本件事故であること

このような大幅な減少は、少子化、大都市での労働需要の増大と価値観の変化による若年層の流出、農林漁業等の低迷による後継者の流出といった要因だけでは説明がつかないので、その原因は本件事故以外に見当たらない。

櫻井前市長は、本件事故で避難した市民が未だに戻らない要因について、次のように述べ、本件事故による飛散した放射能による健康不安及び廃炉過程で事故による放射能汚染に対する危惧であるとしている。

「原発事故で避難した結果として、若い男性の皆さんにとっては、避難先で就職してしまっていることに加えて、子育て世代が多いですでの、先ほど申し上げましたように、放射線に対する健康不安、心理不安があって、また、原発事故によっての放射性物質の飛散という問題もあって、南相馬市に戻りたくないというふうに考えている人たちがそのぐらいいるんだろうと思います。」「これは25年にも3号機のがれき撤去とともに、放射性物質が飛散したことによって、作付けした米に100ベクレル超えが出たこともあり、放射性物質が飛散されるんではないかということに加えて、戻っても廃炉作業が十分に進んでいないことで、もう一度、あのような事故があるんではないかというふうな危惧する声が私の所には寄せ

られております。」、「原発がやはり近いということで、帰って来たときに、もう一度避難をさせられる可能性があるということを含めて、彼らは危惧しているんだと思います。」（櫻井証人調書 22～23頁）。

オ 地震及び津波避難者はそう多くはないこと

被告は、被告準備書面（6）において、「原町区には災害危険区域に指定された268世帯以外にも、本件地震又は本件津波によって避難している住民も相当数存在すると推測される。」と主張する（20頁）が、被災住居があった宅地が災害危険区域に指定された場合は別として、地震被災者も津波被災者も、できるだけ元の住居に近い場所に避難しようとするのが、通常の心理である。したがって、敢えて元の住居から離れた場所に避難しようとする者はそう多くはないものと推測される。

にもかかわらず、地震被災者や津波被災者が、元の住居から離れた場所に避難するのは、本件事故及び先が見えず安全も保障された訳でもない本件原発の廃炉作業による放射能汚染を危惧しているからに他ならない。

したがって、原町区に避難住民が相当数存在するとしても、それは原町区よりも放射能汚染レベルが高い地域か本件原発により近い地域からの避難者であると見るべきである。

（3）小括～南相馬市人口は本件事故前の水準には戻っていないこと

以上から、南相馬市の復興状況を示す最も重要な指標である人口は、本件事故よって大幅に減少し、市による様々な復興対策にもかかわらず、本件事故前の水準には戻っていないことは明らかである。

4 人口構成の変化について

（1）高齢化率の増加

南相馬市では、本件事故前と現在では、65歳以上の人口は余り変りがないものの、64歳以下の人口が激減したため、高齢化率が一層進展してしまっている（甲A118の1枚目の「市内居住人口震災時と現在の比較」）。

櫻井前市長は、「原発事故前に26%であった高齢化率は、現在では34%になり避難指示区域であった20km圏内では高齢化率は51%になっています。原発事故前と現在では高齢者数はほぼ同数に近いのですが、64歳以下の人口は激減しています。」（甲A112・15頁）、「相馬市では、生産年齢人口の減少が著しいために働き手不足が深刻です。避難によって生産年齢人口は、震災前の4万3200人から、現在は2万9900人と1万3000人以上も少なくなっています。」（甲A112・16頁）、「（甲A118の1枚目の「市内居住人口震災時と現在の比較」を示されて）団塊の世代はどこでも多いんですけども、震災前は南相馬市は健全だったと思います。けれども、この震災後の状況を見て分かるとおり、逆ピラミッド型が加速してしまって、64歳以下の生産年齢人口、加えて、子どもたちの人口が全く激減してしまっているということがいえると思います。」（櫻井証人調書21頁）と述べている。

64歳以下の人口が激減した最大の要因は、前述のとおり、本件事故による避難である。しかも、藤川賢証人によると「若年層の人口回復はすでにピークを過ぎている」のであり、「生産年齢人口の減少が労働力不足を生み、それが少子化などの促進材料となっているのである」（甲A128・34頁）とのことである。

（2）女性人口の減少が多いこと

また、減少数の男女の別をみると、女性の方が男性よりも多く減少している（甲A118の1枚目の「市内居住人口震災時と現在の比較」）。

この点についても、櫻井前市長は、「震災前には7万1500人の人口の中で、男性に対して女性が5000人ほど多かったのに対し、居住人口5万4000人になっている現在の人口のうち女性が男性に対して3000人ほど少なくなっています。原発事故後、居住人口が1万7500人も減少した中でこれほど女性が減少していることは、原発事故が、放射能汚染が如何に女性に対して心理的にも身体的にも不安をもたらしてきたかを示すものです。そして、このことが南相馬市の復興に向けての障害になっているのです。」

(甲A112・15頁)、「男女別では男性が2万2181人人から1万6020人と27.8%減で、女性では2万1082人から1万3949人の33.8%減となっており、女性の働き手不足が深刻です。とりわけ、医療、介護、福祉分野の女性有資格者不足は際立っています。」(甲A118・16頁)、「とりわけ子育て世代の女子の減少、子どもたちの減少が際立って大きいと思います。」(櫻井証人調書20頁)、「女性の皆さんは、とりわけ子育て世代のお母さん世代については、心理的にも身体的にも放射線に対する健康不安があつて、南相馬市では子育てができないということを言われていますし、その結果として女性労働者、とりわけ看護師、介護士、保育士であるとか、有資格労働者に加えて、サービス労働のパート労働者が激減していることがいえるんではないかと思います。」(櫻井証人調書21頁)として、本件事故による放射線に対する健康不安から、女性、とりわけ子育て世代の女性が避難したまま戻らないこと、そのため、子育て世代の女性が担うことが多い、看護師、介護士、保育士及びサービス業のパート労働者が不足していることを述べている。

(3) 子育て世代が戻っていないことの影響

櫻井前市長は、次のように述べ、女性労働力不足が、医療、介護、

未修学児童の教育そしてスーパーマーケット営業の現場にマイナスの影響を及ぼしていることを指摘している。

「医療関係については、看護師不足のために入院施設の稼働も十分ではありませんし、介護施設についても要介護者が増えているにもかかわらず、スタッフ不足で十分な対応ができておりません。また、子どもについては、私が、後ほど申し上げますが、26年から、保育園料、幼稚園料を無料化してきているんですけども、待機児童が増える原因になっているのは、保育士が十分に確保できていない。当時からすると、まだ60人以上が足りないというような結果ですし。コンビニ、スーパーマーケットについては、ヨークベニマル旭町店閉まっていますし、フレスコキクチ大木戸店についても閉鎖したままになっています。これはパート不足そのものです。」

(櫻井証人調書21頁)

「20キロ圏内は言わずもがなですけれども、20キロ圏外についてもまだまだ子どもたちが、教育環境についても医療環境についても十分でないというふうに言われておりますし、特に若い母さん方からは産科に加えて小児科がないというようなことも言われておりますし、医療インフラの低下よって、十分な子育て環境になっていない、また、学校は子どもたちが少ないがために十分な教育が受けられていないというような声も寄せられています。」(櫻井証人調書23頁)

このように、南相馬市では、子育て世代の女性が避難したまま戻らないため、子育て世代の女性が担うことが多い看護師、介護士、保育士及びサービス業のパート労働者が不足しており、そのことが、南相馬市の医療環境及び教育環境を子育てをするのに十分な水準に戻すことの妨げとなり、子育て世代の女性が戻っていることの支障となるというように、負のスパイラルを生じさせてしまっている。

そのため、櫻井前市長は、市独自に、看護師不足を解消するためには生活費の支援を含めた無償修学資金制度、介護ヘルパーについては無償での研修制度、保育士については家賃補助制度を創設するなどした（櫻井証人調書23頁）が、2018（平成30）年においても、市立総合病院、大町病院、小野田病院及び雲雀が丘病院（精神科）の4病院で合計約100人の看護師不足となっており、保育園については待機児童が100名を超えており、市職員としての保育士は本件事故前と比べて60人も不足している（甲A112・24頁）。

第5 学校の機能の回復について

1 児童・生徒の数も回復の指標とすべきこと

被告は、被告準備書面（6）において、2012（平成24）年4月までには、南相馬市の各教育機関が自校授業を再開するなどして、学校の機能が本件事故前の状況に戻っているかのように主張する（36～37頁）。

しかし、授業の再開のみを根拠に、学校の機能の回復を論ずるのは相当でない。学校は公教育の場であり、単に知識や考え方を身につけるだけでなく、地域の児童・生徒が切磋琢磨し、部活で共通の目的に向かって努力し合い、友人関係を育み、共通の体験をすることによって人格を陶冶することは、学校が有する教育機能の一つである。

したがって、学校の機能が従前どおりに回復したというためには、授業の再開だけではなく、児童・生徒の数が本件事故前の水準に戻ったかどうかについても指標とされなければならない。児童・生徒の数の減少は、友人の減少、行事の縮小、部活動の選択肢の減少（一定の人数を必要とするスポーツ、プラスバンド、合唱等は生徒数が少ないとできない）を來し、前記のような学校が有する教育機能の低下につ

ながるからである（櫻井証人調書31～32頁）

そこで、以下では、原町区内の小中学校の児童・生徒数の推移をみることにする（甲A99、甲A228・48頁）。

2 原町区内の小中学校の児童・生徒数の推移

（1）小学校の児童数の推移

原町区内の小学校の児童数（原町一小から石神二小まで）は、本件事故前の2010（平成22）年5月1日時点で合計2670人だったが、本件事故直後の2011（平成23）年5月1日時点では合計790人と本件事故前から70.4%減となった。その後、2013（平成25）年5月1日時点で1353人（同49.3%減）、2017（平成29）年5月1日時点で1540人（同42.3%減）、2018（平成30）年時点で1486人（同44.3%減）、2019（令和元）年時点で1462人（同45.2%減）と減少したままで、しかも最近では減少傾向にあることから、児童数が本件事故前の水準に回復する見込みはない。

（2）中学校の生徒数の推移

原町区内の中学校の生徒数（原町一中から石神中まで）は、本件事故前の2010（平成22）年5月1日時点で合計1306人だったが、本件事故直後の2011（平成23）年5月1日時点では合計538人と本件事故前から同58.8%の減となった。その後、2013（平成25）年5月1日時点で867人（同33.7%減）、2017（平成29）年5月1日時点で914人（同30.1%減）、2018（平成30）年時点で884人（同32.3%減）、2019（令和元）年875人（同33%減）と減少したままで、しかも最近では減少傾向にあることから、児童数が本件事故前の水準に回復する見込みはない。

3 小括

原町区内の小学校の児童数は本件事故前と比べ45.2%も、中学校の生徒数は33%も減少してしまっている。これは、若い世代、特に子育て世代が帰還していないこと、そして、そのことが、医療、保育、それに教育環境等を子育てに十分な状況にすることを妨げているからであり、今後もこの状況が改善される状況にはない。

南相馬市の教育機関の機能は、本件事故前の水準に戻ったといえる状況はないだけでなく、戻る見込みはない。

(第6 医療環境について

1 はじめに

被告は、被告準備書面(6)において、「南相馬市原町区内において平成24年5月1日時点で、29医療機関と19歯科医療機関が診療を受け付けており(乙A102の1)、平成27年9月1日時点で、28医療機関と19歯科医療機関が診療を受け付けている(乙A102の2)。」として、南相馬市の医療環境が本件事故前の状況に戻っているかのように主張する(36頁)。

しかし、以下に述べるとおり、南相馬市の医療環境は本件事故前の状況に戻っているとはいえない。

2 医療施設について

2010(平成22)年に、南相馬市内には病院が8施設、一般診療所が47施設、歯科診療所は31施設あった(甲A111・25頁)。しかし、2016(平成28)年6月1日現在では病院が7施設(但し病院として稼働しているのは5施設)で、一般診療所が31施設(原町区25、鹿島区4、小高区2)と減少している(甲A98・7~8頁)。小高区にあった赤坂病院は休止中で、原町区にあった渡辺病院は新地町に移転している(甲A112・24頁)。なお、歯科診療所は2015(平成27)年時点で23施設である

(甲A111・25頁)。

3 医療スタッフ及び整備等について

2010（平成22）年に、南相馬市内には、医師が112名、歯科医師が42名、薬剤師が110名いたが、2016（平成28）年には、医師95名、歯科医師34名、薬剤師91名と減少している（甲A111・25頁）。

看護師不足は深刻であり、2010（平成22）年には、看護師が428名、准看護師が403名いたが、2016（平成28）年でも、看護師が382名、准看護師が186名と激減したままである（甲A111・25頁）。

南相馬市では、看護師不足を解消するため、2012（平成24）年に看護学校の学費等を貸与し、卒業後に市内の医療機関に3年勤めれば返済不要とする援助制度を作ったが、2018（平成30）年5月28日現在、市立総合病院、大町病院、小野田病院及び雲雀ヶ丘（精神科）の4病院で、合計約100名の看護師不足となっている（甲A112・24頁）。

設備についても、介護、人工透析、精神科入院病棟等が不足しており、南相馬市立総合病院が予約制を取ったことから、他の医療機関が混雑し、診療が受けにくくなっているという状況がある（甲A112・24頁）。

4 南相馬市の本件事故後の医療環境の特殊事情

南相馬市の本件事故後の医療環境には次のような特殊事情がある（甲A98）。

（1）現在の南相馬市には、相当数の双葉郡（浪江町以南）の住民が避難・居住しており、その多くが体調不良を訴えて南相馬市の医療機関を利用する機会が増大していること。

（2）相当数の原発作業員・除染作業員が流入・居住しており、作

業中の怪我・疾病により南相馬の医療機関を利用する機会が増大していること。

(3) 南相馬市の65歳以上の老人人口は、2017（平成29）年3月31日時点で1万8561人と全人口の34.4%を占めており、年齢別人口構成から、この傾向は続くことは確実なので、医療需要が減少することがないのに対し、医療スタッフも高齢化によって離職し、それを補うべき生産年齢人口は減少するため、医療スタッフ不足に陥り、その結果、医療スタッフ不足により、病床稼働率も向上できないこと。

(4) 南相馬市立の病院として、市立総合病院と市立小高病院があり、これらは南相馬市及び近隣地域の医療の中核を担ってきたが、その役割を未だに取り戻していないこと。すなわち。市立総合病院については、「外来及び入院患者数が、原発事故以前に比べると大幅に減少している。また、原発事故で医療従事者が離職したため、段階的に確保を図ってきたが、医療従事者不足からすべての病床を稼働できていない。」という課題があり、市立小高病院については、「診療科は、内科と外科のみに縮小し、建物の損壊・医療従事者不足により全病床の入院機能を停止している。」という課題がある。

5 小括

以上のとおり、南相馬市における医療体制の現状は、原発事故前のレベルからは程遠い状況にあり、住民の医療ニーズを満足させるまでに回復しているとは到底言えない。

とりわけ、避難指示区域であった20km圏内では、この状況は顕著で、小高病院の入院機能が失われて回復できなくなってしまい、診療所は7施設に対し3施設、歯科診療所は5施設に対しゼロと激減している（甲A112・24頁）。

第7 介護環境について

前述のとおり、南相馬市では本件事故後人口が減少しているが、その一方で高齢化の進展に伴い、要介護等認定者数は、2010（平成22）年の要介護2042人、要支援571人であったのが、2015（平成27）年には要介護2458人、要支援806人と増加している（甲A111・23頁）。

しかし、介護を担う人手不足のため、南相馬市内の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム等の宿泊できる施設で、2018（平成30）年4月1日現在、約200床が空いており、2対1で職員数を換算すると100人以上が不足していることになる（原告大内敏文本人調書23頁）。

これは、本件事故が原因で子育て世代の100名の職員が退職したことが一番の原因である（原告大内敏文本人調書24頁）。

その結果、「万葉園」の待機者は、本件事故前は230名であったが、2018（平成30）年10月1日現在では570名くらいに増加してしまっている（原告大内敏文本人調書22頁）。

また、人手不足のため、20km圏内では、介護施設の回復も遅れている。2018（平成30）年5月28日現在、デイサービスは始まったばかりで、ショートステイや特別養護老人施設の再開もこれからといった状況である（甲A112・25頁）。

高齢化率が50%を超える中、交通弱者が増えて南相馬市ではジャンボタクシーの運行など弱者対応に追われている（甲A112・25頁）。

第8 各産業について

1 はじめに

被告は、準備書面（6）において、南相馬市が、「本件事故後現在に

至るまで順調な復興を遂げており、以下のとおり活発な経済活動が行われている。」と主張する（39頁）。

本件事故によって停止に追い込まれた経済活動が、南相馬市はじめ関係者の努力によって徐々に回復しつつあることは確かであるが、本件事故前の水準には至っていないのが現状である。

2 製造品出荷額について

2008（平成20）年には1038億8006万円、2010（平成22）年には892億2451億円あったものが、2016（平成28）年でも775億3000万円であった（甲A111・14頁）。

3 求人状況について

櫻井前市長が「有効求人倍率は県内一で、2倍を下回ったことはなく、業種によっては5倍近いものもあり、パートタイマーの時給は1600円を超える業種もあるのですが、とにかく人がいないのです。」（甲A112・16頁）と述べるように、有効求人倍率自体は全国平均を上回っているのは、求職者が少ないからにすぎない（乙113）。実際に、2014（平成26）年8月に開かれた合同説明会においては、15社が参加したものの、来場者はわずか9名に留まっている（乙113）。

その原因は、前述のとおり、若い世代が帰還していないことがある。

そして、その理由は、本件事故及び先が見えず安全も保障された訳でもない本件原発の廃炉作業による放射能汚染を危惧しているからに他ならない（甲A112・17頁）。

求人倍率が福島県平均を上回ることを以て、順調に復興を遂げているとするのは誤りである。

4 商業施設について

大甕上地区下地区の住民が利用していた林商店及び島酒店は、2018（平成30）年には閉店してしまった（甲C38の2・スライド

3)。

スポーツ用品店の「ゼビオ」は、本件事故後に閉店したままであり、市内の他のスポーツ用品店は品揃えがよくないため、多くの市民は、仙台市まで買いにいかなければならぬ状況が続いている（原告菅頭一本人調書27頁、甲C4-1・23頁、甲C6-1・22頁、甲C25-1・19頁等）。

原町区内にはスーパーフレスコキクチが3店舗あったが、大木戸支店は求人が集まらないため、未だ再開できておらず、ヨークベニマル原町店も同様であった（櫻井証人調書21頁・44～45頁、甲A112・16頁）。

5 観光業について

(1) 入込数増加は2015年オープンの「セデッテかしま」の訪問客であること

被告は、被告準備書面（6）において、南相馬市の観光客入込数は、2012（平成24）年以降、順調に回復し、2015（平成27）年には、201（平成22）年を大きく上回る188万0359人の観光客が同市を訪れていると主張する（40頁）。

しかしながら、南相馬市作成の「交流人口調査対象一覧表」（甲A100）によれば、南相馬市の2016（平成28）年の観光交流施設訪問者計200万8320人のうち、大部分を占めるのは、2015（平成27）4月にオープンした常磐自動車道の南相馬鹿島サービスエリアにある「セデッテかしま」（甲A101）を訪問した人数（11.7万5276人）である（甲A112・32頁）。

すなわち、増加した観光客の入込客数は、ほぼ、鹿島区にある「セデッテかしま」を訪れた客であり、原町区を訪れた観光客はほとんど増加していない（櫻井証人調書33～34頁）。原町区にある「道の駅『南相馬』」の入れ込み客に至っては、2010（平成22）年

には約81万人であったのに、2011（平成23）年には約39万人に落ち込み、その後2012（平成24）年には約57万人、2013（平成25）年には約60万5000人、2014（平成26）年には約61万5000人と徐々に回復していたが、2015（平成27）年には約60万人、2016（平成28）年には約56万人と落ち込んでしまっている。これは、本件事故によって半減した「道の駅『南相馬』」の入れ込み客は、回復しても4分3の60万人程度が限界であったこと、そして「セデッセかしま」のオープンによって、入れ込み客の一部が奪われたことを示している。

以上のとおりであるから、原町区、鹿島区を一緒くたにして、南相馬市全体の観光客数が増加しているかのように主張することは失当である。

（2）未だ再開できていない観光施設やイベントが多いこと

「交流人口調査対象一覧表（甲A100）によれば、原町区の海水浴場、キャンプ場、農業体験、バンガロー、といった施設や、農業体験、サーフィン体験などの体験・交流、プロサーフィン大会やサマーフェスタ、鮭祭り、夜の森公園桜祭りなどは、本件事故のあった年の2011（平成23）年に中止・休止になって以来、いまだに再開していない（甲A112・32頁）。

さらに、野球大会や、ソフトテニス大会、馬術大会、サッカーハンド球なども、震災後中止になっており、いまだに復活していない（甲A112・32頁）。

このように、原町区の多く観光施設やイベントはいまだに復活しておらず、観光業が本件事故前の水準に戻ったとするることは誤りである（甲A112・32頁）。

（3）再開しても規模が縮小されたイベントもあること

被告は、原町区では、2011（平成23）年7月以降から、屋

外イベント等が開催されていると主張する。

しかし、それらのイベントは、未だ全て復活しているとはいひ難く、櫻井前市長によると、再開しているのは全体の7割程度であり、子どもや若者が参加していないことから、規模の縮小・参加者の減少もある（甲A112・32頁）とのことである。

（4）小括

以上のとおり、被告が観光業回復の指標とする入込客の大半は鹿島区に存する「セデッテかしま」の訪問客数であり、このことを以て原町区の観光業が回復したとは言えない上、本件事故後に休止されたままとなっている施設やイベントも多くあり、また、再開された場合でも、若い世代の帰還が進んでいないため、規模が縮小されたものが多い。

よって、南相馬市の観光業は、本件事故前ののような活気ある状況にはいまだに回復しておらず、到底順調に回復しているとはいひがたい（櫻井証人調書34頁、甲A112・32頁）。

6 農業について

（1）本件事故により農業人口自体が減少していること

下記の表は南相馬市がホームページで公開している農業統計（甲A103）から、1990（平成2）年から5年ごとの世帯数、農家数、農家率を抜粋したものである。2010（平成22）年に3969あった農家の数は2015（平成27）年には2223まで減少している。世帯数に占める農家の割合を示した農家率で比較すれば、2010（平成22）年は16.6%であったものが、9.5%まで減少している。このように、南相馬市における農業人口は減少し続けている。

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
世帯数	20, 273	21, 743	22, 647	23, 356	23, 910	23, 332
農家数	5, 528	5, 136	4, 771	4, 398	3, 969	2, 223
農家率	27.3%	23.6%	21.1%	18.8%	16.6%	9.5%

(2) 畑耕地面積が減少していること

農林水産省の作物統計調査（甲A104の1～9）によれば、下記の表のとおり、2010（平成22）年の南相馬市の畑耕地面積は1510haであったが、本件事故が発生した2011（平成23）年には1340haにまで減少している。2012（平成24）年に1340ha、2013（平成25）年には1350haとわずかに回復するが、2014（平成26）年には1330ha、2015（平成27）年には1310haと減少が続き、2016（平成28）年には1280haと本件事故のあった2011（平成23）年よりも更に減少している。（単位：ha）

平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
1530	1520	1510	1340	1340	1350	1330	1310	1280

同様に、畑耕地面積も、2008（平成20）年の畑耕地面積は1530ha、2009（平成21）年は1520haと、年々わずかに減少していたが、2010（平成22）年から2011（平成23）年の間に一気に170haも減少している。

このように、各数値を比較すると、本件事故を機に、農業人口、畑耕地面積が大きく減少していることがわかる。

そして、これが単に地震や津波の被害による減少であるならば、時間と共に人が戻り、農業を再開して、農業人口、耕地面積は回復するはずであるが、これが逆に減少しているのは今なお続く風評被害の影響によるものであると考えられる。報道資料をみても、福島産の野菜はなお全国平均よりも低い価格で取引されており、その原因は本件事故によって形成された福島県産野菜に対する不安が払拭できていないことがある（甲A105）。

このように、本件事故を契機として、南相馬市の農業人口、畑耕地面積は減り続けており、復興にはほど遠い状況にある。

（3）稲作について

ア 作付けが可能であるということだけでは意味がないこと

被告は、南相馬市においても、2014（平成26）年には、帰還困難区域を除く市内すべての水田で作付けができることになり、避難指示区域等においても、作付け再開に向けた準備が進んでいる等として、南相馬市の復興が進む根拠の一つとしている。

しかしながら、米作は単に栽培すること自体を目的に行うものではなく、栽培したものを、かけた労力や費用に見合う金額で売却することを目的に行うものである。したがって、法的、物理的に作付けが可能だとしても、労力や費用に見合う金額で売却できる見込みがなければ、現実問題として米農家は作付けをすることができない。

イ 水稲作付けの生産者及び面積の推移

南相馬市の水稲作付けの生産者及び面積の推移は以下のとおりである（甲A102、甲A128・49頁）。

2010（平成22）年度には、生産者数3063、作付面積は5030haであったが、本件事故が起った2011（平成23）

年度には生産者数、作付面積がとも0になった後、翌年から徐々に作付面積が増加しているものの、2019（令和元）年度でも、生産者数474、作付面積2740haであり、それぞれ本件事故前の約15%，約54%でしかない。

これは、南相馬市の米農家の多数が、作付けをしたとしても、本件事故の風評被害等によって、かけた労力や費用に見合う金額で売却することができない等と考えて、作付けの再開をしていないからである。

そして、作付面積に比して生産者数が少ないので、「農業再開をあきらめる人が多いため、行政が農業法人による大規模化、機械化を進めていることが背景にある（甲A128・36頁）。

ウ 主食用米と飼料用米の割合の推移

また、南相馬市産の主食用米と飼料用米の作付け割合の推移を見てみると、本件事故前の2010（平成22）年度は、主食用米が4808ha（96%）、飼料用米が217ha（4%）であったのに対して、2016（平成28）年度は、主食用米が265ha（15%）、飼料用米が1497ha（85%）となっており、主食用米が大きく減少し、代わりに飼料用米が増加している（甲A102）。

その後、食用米の作付けも増えたが、2019（令和元）年でも、食用米686haに対し飼料米1831haと飼料米の作付けは約3倍となっている（甲A128・50頁）。

これは、原発事故の風評被害等によって、主食用米として栽培を行っても、飼料用米の価格（補助金等も合わせた金額）よりも低い価格でしか売却できないと多数の米農家が判断している一方で、飼料米については、一反あたり1万円の補助金が出されしかも全量買い取りという政策がある上、飼料米であれば農薬に対する制限も緩く、直播の実施等で機械化・大型化すれば、採算が取れるからであ

る（藤川証人調書57頁）。

しかし、一人でやっている農業法人がその方が病気になったとき、あるいは飼料米の値段が下がったときにどうなるか心配が大きい（藤川証人調書57～58頁）。

エ 小括

以上のとおり、南相馬市の米作は、生産者数は激減し、作付面積も原発事故前とは程遠い水準にとどまっており、栽培された米についても主食用米として販売することが困難な状態であり、復興が進んでいるとは到底言えない。

7 製造業について

（1）事業所数、従業員数及び生産額の減少

下記の表は南相馬市がホームページで公開している工業統計（甲A106）から、2010（平成22）年以降の事業所数、従業員数、生産額を抜粋したものである。

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
事業所数	202	127	141	150	151
従業員数 (人)	5, 471	3, 543	3, 783	3, 952	3, 999
生産額 (万円)	8, 800, 042	5, 715, 819	5, 151, 283	6, 390, 906	7, 084, 233

ア 事業所数の減少

本件事件前年である2010（平成22）年には南相馬市には202の事業所（従業員4人以上のもの）が存在した。

しかし、本件事故にあった2011（平成23）年の事業所数は127にまで減少している。2014（平成26）年の事業所数は151と、多少回復してはいるが、震災前の数には遠く及んでいない。

イ 従業員数及び生産額の減少

事業所数の減少に伴い、従業員数は2010（平成22）年に5471人だったのが、2011（平成23）年には3543人と約64%にまで減少し、2014（平成26）年では3999人と、2010（平成22）年の約73%にまでしか回復していない。

同様に、製造業における生産額も、2010（平成22）年時点では約880億0042万円あったのが、2011（平成23）年には約571億5819万円と308億4223万円も減少し、2014（平成26）年でも708億4233万円と2010（平成22）年の80%ほどにとどまっている。

（2）小括

南相馬市としても福島・国際研究産業都市（イノベーション・コスト）構想の一環として、ロボットテストフィールドを整備し、ロボット関連産業を誘致するなど、製造業の回復に向けて様々な施策を打ち出してはいるが、被告も準備書面(6)において述べるとおり、これらの事業はこれから始まる予定であって、現状では南相馬市の製造業は、復興したとは言えない状況にある。

8 商業について

南相馬市作成の商業統計（甲A107）によれば、南相馬市の2007（平成19）年の商店数は947、従業員数は5646人、年間商品販売額は1219億6981万円であった。

しかし、経済産業省による2014（平成26）年の調査によれば

(甲A108), 事業所数は501, 従業員数は2884人, 年間商品販売額は900億8600万円となっており, いずれの項目も震災前の水準には回復していない。

9 漁業について

2010（平成20）年の漁業センサスによれば, 福島県には743の漁業経営体が存在していた（甲A109）。

しかし, 2014（平成26）年11月1日時点で経営を継続している漁業経営体は13しかなく, 残りの730の経営体は, 1年間の海上作業30日未満となってしまったものが79, 操業自粛等が592, 廃業が59となっている。

南相馬市ののみの数値を見ても, 2010（平成20）年に56あつた漁業経営体は, 2014（平成26）年11月1月時点で1年間の海上作業30日未満となってしまったものが10, 操業自粛等が37, 廃業が9であり, 南相馬市における漁業経営体は消滅してしまっている。

この原因としては, 本件事故により, 福島第一原発から大量の放射能汚染水が海に流れ出し, 海が放射能によって汚染され, モニタリングの結果, 検体から100Bq/kgを超える放射性セシウムが検出されるなどしたため, 原発事故後は福島県の全ての沿岸漁業と底引き網の総業が自粛され, その後, 原子力災害対策特別措置法に基づき, 最大時42品目の海産魚介類に対して出荷制限指示が出されたことがあげられる（甲A110）。この出荷制限は現在も続いている（甲A94）。

2012（平成24）年6月下旬からは試験操業が開始されたが, 2016（平成28）年の漁獲量は震災前のわずか約8%でしかない

(甲A110)。

また、多くの国が、福島県の水産物の輸入に関して、制限を設けているのが実情である。2017（平成29）年2月24日時点で、マカオ、中国、台湾、韓国、シンガポール、ロシアの6カ国が輸入停止とし、アメリカが日本の出荷制限品目を輸入停止とし、香港、エジプト、EU、ブラジルが放射性物質検査証明を要求している（甲A110）。

このように、本件事故の影響により福島県における漁業は大きな被害を受け、その状況が現在も続いている、到底、順調に回復したとは言えない。

第9 大甕上地区の地域コミュニティの状況について

1 証拠関係

大甕上地区については、基本的には同地区の地域代表として証言した原告佐藤廣作成の陳述書（甲A77）及び本人調書によっている。以下では、原告佐藤廣の本人調書を引用する際は「本人調書」と記することにする。

2 本件事故前の大甕上地区の地域コミュニティの状況について

（1）大甕上地区の概要

大甕上地区は、原町区大甕のうち旧大甕村にあった11集落（大甕上、大甕下、江井、下江井、北萱浜、南萱浜、北原、小浜、零、堤谷、小沢）の一つで、大甕上行政区という名の自治会が管轄する地域である。

大甕上地区には、本件事故前には45戸の家があり、原告佐藤廣一家（原告番号22）、同末永昇一家（同23）、同星仁一家（同24）、同小澤憲夫一家（同34）及び同門馬経房一家（同40）が所属していた。

45戸のうち23戸が専業あるいは兼業農家（農地を賃貸している者も含む）であった（本人調書5頁）。大甕上地区では、農家は勿論のこと非農家の家もほとんどが家庭菜園を持って野菜作りに勤しんでいた（本人調書5頁）。

大甕上地区には、後記（2）のとおり、大甕上地区を管轄する大甕上行政区の外に、大甕上老社会、大甕上婦人会、大甕上若妻会、親子会等の組織があった（本人調書5～6頁）。また、青年団、消防活動を担う消防団分団や農業用水路を管理する水利組合、JA そうまからの知らせを通知する農事組合、転作のとりまとめをする転作組合等もあり、各戸、各人がそれらの組織に所属し、活動をしていた（本人調書5～6頁）。

大甕上地区と大甕下区は、共同で色々な作業をすることが多く、大甕大字会という連合組織を形成していた（本人調書6頁）。

これら地域コミュニティ組織の活動は、大甕下地区にある大甕生涯学習センターや大甕上地区にある大甕公会堂（大甕上地区と大甕下地区が共有、甲C22-4の写真1及び2）を使って行われていた（本人調書6頁）。

大甕上地区的住民は、以下に詳述する大甕上地区にある各組織の活動によって、様々な便益を受けるだけでなく、こうした組織に所属し、自らも活動して地域に貢献することで、互いにその利益を与え合い、享受し合ってきたという意識によって生き甲斐を感じるとともに、こうした意識が大甕上地区住民の精神的な絆を作っていた。

（2）地域コミュニティの組織について

ア 大甕上行政区

大甕上行政区は、大甕上地区の全戸が所属する自治会で、①道路沿いに花を植えたり、ごみ拾い、河川の草刈り・清掃を行った

りして、地区の環境整備に務める活動、②花見会等を催して住民の親睦を図る活動、③回覧板を回しての市からのお知らせや地域の諸行事を告知する等の情報提供活動を行っていた（本人調書7頁、沿道の花植えの様子については甲C22-5の平成21年7月1日発行のもの参照）。市からのお知らせは、区長が大甕生涯学習センターのセンター長を介して受取り、持ち帰って区の住民に知らせていた。月1回は大甕上行政区の会議を持っていた（本人調書7頁）。

（ また、大甕上行政区の下部組織として、十数戸の家で組織する「班」が、4班あり、1班と2班、3班と4班が、それぞれ共同で班内での葬式の手伝い（葬儀場での葬式の場合の受付、帳場担当）等を行っていた（本人調書7頁）。

イ 大甕上老社会

大甕上老社会は、大甕上地区に住む満60才以上の者で組織する老人会であり、大甕上行政区の行う活動のうち、花植えや大甕公会堂の管理、花木の剪定、道路のごみ拾いや草刈り等を担当する外、慰安旅行等も行っていた（本人調書8頁）。

ウ 大甕上婦人会

大甕上婦人会は、大甕上地区に住む女性で若妻会を卒業後入会する（任意的）組織する会で、後述するなつまつり（盆踊り）や芸能文化祭の開催、慰安旅行の企画・実施を担当する外、旧大甕村の11集落の婦人会が合同で講演会を開催するなどの活動をしていた（本人調書8頁）。

大甕上若妻会は、大甕上地区に嫁いで来た女性で組織する会で、子育て相談会等を催すなどして、後述する親子会とともに、地域に住む子どもたちが健やかな成長をするための一翼を担っていた（本人調書8頁）。

工 青年団

青年団は、大甕上、下地区に住む20代、30代の男性で組織する会で、後述する夏祭り（盆踊り）の準備や神楽舞（獅子舞）を担当して、地域文化の伝承を担う他、旧大甕村の青年団でソフトボール大会や懇親会を開催して、地域の若者同士の結束を強めていた（本人調書8～9頁）。

才 消防団

旧大甕村の11集落全体を管轄する消防団として第3分団があり、第3分団には、部と呼ばれる9つの小分団があり、大甕上地区と大甕下地区には合同で1つの部（第5部）があった（本人調書9頁、甲C22-4の写真5）。消防団では、日々消防活動の訓練をする外、1月の出初式、4月10日の装備の点検、7～8月のポンプ操法大会及び11月から翌年2月にかけての火の用心パトロールを行い、地域の防火、消防活動を担っていた。なお、火の用心パトロールは防犯活動にも役立っていた（本人調書10頁）。

力 親子会

親子会は、大甕上地区に住む小学生以下の子を持つ親で組織する会で、夏休みのラジオ体操、親子旅行、登校・下校時の交通事故防止の旗振り活動を行うなどして、地域に住む子どもたちが健やかな成長をするための一翼を担っていた（本人調書10頁）。

（3）地域コミュニティの各種行事について

本件事故前に大甕上地区の住民が参加していた地域の行事には、以下のものがあった（本人調書10～19頁）。

ア 伝統行事

① 医徳寺（甲C22-4の写真6～7）

大甕上地区には、医徳寺（真言宗豊山派）があり、檀家以外の

住民も初詣に出向くなどしていた。

② 日祭神社（甲C22-4の写真8～13，検証調書添付写真撮影報告書28～31頁）

大甕下地区にある日祭神社は坂上田村麻呂が戦勝祈願したという由緒ある神社（原告大内敏文本人調書9頁）で、例大祭は、元旦、4月及び11月に行われていた。4月と11月については氏子だけによるものであったのに対して、元旦については、護摩札を配布し、神楽舞（獅子舞）を奉納するなど盛大なもので、多くの参詣者で賑わった。

神楽舞は、大甕上地区及び大甕下地区の青年団が共同で行い、神社への奉納の外に、集落境で悪霊が入らないよう舞ったり、厄年の人に頼まれて家に出向いて舞ったりもしていた。

以前は雄雌の二匹で舞うものであったが、原告らが引き継いだのは雌一匹だけの舞であったが、それでも神楽に入るのが3人、補助が2人、笛2人、太鼓1人、神歌1人の合計9人が必要で（甲A113の写真20及び21），また、舞には4種類あって一式舞うには30分位かかるため、練習には3か月を要した（本人調書12～13頁、原告菅頭一本人調書8～9頁）。

③ 夏祭り（盆踊り）（甲C22-4の写真14～16）

また、毎年7月末から8月初旬に、大甕生涯学習センターの敷地で旧大甕村の11集落の合同で夏祭り（盆踊り）が行われていた。盆踊りだけでなく、ほら貝の演奏や流しそうめん、輪投げ等のイベントもあり、1000人位の参加者があった（本人調書14頁）。これについても、各集落の行政区長が中心となり老人会、婦人会、若妻会、及び消防団、青年団が準備や実施にかかわっていた。

④ 共同墓地

大甕上地区には、共同墓地があり（甲C23-4の写真⑤及び⑥）、8月の第一土曜日にはお墓のある家の者が出席してのお盆に向けた草刈りやごみ拾い等の活動を行っていた。

イ スポーツ及び文化行事

大甕上地区を含む旧大甕村の11集落は、芸能文化祭と運動会を隔年交互に実施していた。運動会は9月に大甕小学校の校庭で行われ、屋台も出て1000人以上の人出があるものだった（甲A113の写真18及び19）。玉入れ、綱引き等の種目があったが、その中でも集落対抗のリレーは幼稚園児から老人まで参加するもので、一番盛り上がった（本人調書14～15頁、原告大内敏文本人調書11頁）。

2009（平成21）年を最後に開催されなくなり、これ以降は、芸能文化祭だけが毎年行われるようになった。

芸能文化祭は11月に大甕生涯学習センターで開催され、500名以上の来場者があり、実施側の参加者を加えると、1000名程度の人出があった（原告大内敏文本人調書12頁、甲C22-4の写真17～20）。

芸能文化祭や運動会は、大甕上地区の住民だけでなく、11集落全体の住民同士の交流の場となっていた。

夏祭りも含めて、旧大甕村11集落合同の催しに参加することの意義について、原告星仁は「日頃、顔を合わせられない人たちと顔を合わせて、話すことによりコミュニケーションが図られ、地区が一体となって物事をやれるので、非常にいい行事だと思いました。」と述べている（原告星仁本人調書7頁）。

ウ 行楽

春には、1班と2班、3班と4班が、共同で班内の根柄の掘払い（水路にたまつた泥を搔き出す作業（堀払いの様子については甲

C22-5の平成21年7月1日発行のもの参照）を行ったが、1班と2班では作業後に、大甕上地区内にある大甕公会堂（かつては金華山）に花見に行き、シートを敷いて持参した弁当を食べたりして楽しんでいた（本人調書16～17頁、甲C40-1・6頁）。原告星仁も「世間話しきしながらの食事は楽しいものでした。」と述べている（星仁本人調書6頁）。

（4）地域の自然環境について

大甕上地区は、北側が丘陵地帯で山林が広がり、その中の一部の低地にはため池がある。そして、地区の南側には広大な水田地帯が広がっている（甲C22-3）。

水田地帯には、根柄、^{しんぼり}新堀、牛川といった小川が流れており、地区的子どもたちが魚（ウグイ、コイ、フナ、ドジョウ、ナマズ、ウナギ、アユ）やエビ、カニを取ったり、川遊びをする場となっていた。また、夏の夜は沢山のホタルが飛び交い、涼を楽しんだ。秋になると、遡上しているサケを捕獲する者もいた。海も近いので、海釣りを趣味にする人も多かった（本人調書16頁、原告末永昇本人調書8頁、原告星仁本人調書7頁）。

また、近くの山林では、春には、ワラビ、コゴミ、ゼンマイ、タラノメ等の山菜が、秋には、マツタケ、イノハナ（コウタケあるいはシシタケ）、シメジ、アミコ（アミタケ）等のキノコや山栗が採れるので、地区的多くの者が、山菜取りやキノコ採りを趣味にしていた。阿武隈山地まで出かけることも多く、採れた山菜やキノコは、自家消費するだけでなく、親戚や近所の者におすそ分けをしていた（本人調書19頁）。

後記（6）の家庭菜園で採れた野菜と同様に、近所同士でのこれら収穫物のおすそ分けは、それ自体は勿論のこと、その際の自慢話や世間話等が地域におけるコミュニケーションの一つとして、

住民同士の絆を深めるのに一役買っていた（本人調書19～20頁，原告星仁本人調書8頁）。

また，山林は水田地帯同様子どもたちの遊び場となっており，原告らが子ども時代にクワガタやセミを取る等して遊び，本件事故前には子や孫を虫取りに連れて行ったりしていた（本人調書18～19頁，原告星仁本人調書7頁，原告末永昇本人調書8頁）。自宅からは，地区内の山林だけでなく阿武隈山地も見渡せるので，大甕上地区の住民は，これらの新緑，紅葉を堪能することもできた。

（5）買物等について

大甕上地区には，店舗もなかったので，日用品の買い物は，通常は，大甕下地区にある林商店や島酒店，それに北原地区にできたスーパーマーケット「フレスコきくち」を利用するか，ときには市街地にあるイオンショッピングセンターまで出かけていた（本人調書21頁・45頁）。

（6）農業を通じての地域住民の交流

前記（1）のとおり，大甕上地区の半数以上が農家で，2軒の畜産農家（和牛の肥育）も含めて，ほとんどが稲作を行っていた。また，畠やビニールハウスを設けて，野菜や花卉を栽培する農家もあった。原告小澤憲夫は花卉栽培農家であった（甲C34-1・2頁）。そして，農家，非農家を含めて，ほとんどの家が家庭菜園を持ち，自家消費用の野菜を栽培し，余った収穫物については，親戚や近所同士でおすそ分けをし合っていた。そのため，原告らの家では，本件事故前には米，野菜を買うことはなかった。

稻作では，水や水路の管理が重要なことから，関係する水田の所有者で組織する水利組合の組合員が，毎年4月に「堀払い」と称する用排水路にたまつた泥さらい作業を行う外，土手の草刈り作

業を行っていた。

なお、根柄については、大甕上地区の全世帯から一人ずつ出て、清掃、草刈り、花植え等の作業も行っていた。

堀払い、草刈り、花植え、共同墓地の清掃等の共同作業は、地域の環境を維持するという結果だけでなく、そのために住民が協力し合うものであることから、住民同士のつながり、きずなを深めるのにも一役買っていた（本人調書 20 頁、原告末永昇本人調書 8 頁、原告星仁本人調書 6 頁）。

（7）本件事故以前の大甕上地区住民の地域コミュニティに対する思い

大甕上地区の住民は、住民同士の交流が活発で、山菜採り、キノコ採り、川釣り、そして、子どもたちが元気に遊ぶことができる豊かな自然や豊富な食材、そして澄んだ水等に恵まれた地域コミュニティでの生活に安らぎを感じ、誇りを持って生活していた。

原告らは、大甕上地区について、「自然豊かな、そして、生活ができる楽しい地域コミュニティでした。」「安らぎのある誇りが持てる地域だと思っていました。」（本人調書 21 頁）、「非常に住みよい地区なので、いつまでも続けばいいなと感じていました。」（原告末永昇本人調書 9 頁）、「住民同士の心の安らぎがある、とても安心して暮らせる地域だと思います。」（原告星仁本人調書 12 頁）と述べている。

こうした大甕上地区の豊かな自然環境地域コミュニティを維持、向上させるため、大甕上地区では、大甕上行政区全体を取り込んで、農水省の補助事業を活用して大甕上田園環境フラワークラブを組織し、子どもから年寄りまでを巻き込んで、大甕上地区の景観や環境保全活動に取り組んでいた（本人調書 17～18 頁、原告門馬経房本人調書 30～31 頁、藤川証人調書 11～13 頁）。

甲C22-5)。

親子でそばの種を不耕作地に播いて収穫し、芋煮会の企画の中で、そば打ちをこれまた親子で体験するなどして、地域の交流を図った。また、幼稚園児及び小学生対象に、太田地区に住む動植物に詳しい伊賀和子さんを呼んで、生き物調査を行い、地域に生育・生息する珍しい動植物についての講話をしてもらったりもした(本人調書18頁)。

そして、食の安全を確保し地域の田園環境をより良くするため、一丸となって、慣行農法よりも農薬と化学肥料をそれぞれ半分以下減らす特別栽培米の生産にも取り組んでいた(本人調書21~22頁、原告星仁本人調書2~3頁、原告門馬経房本人調書31頁)。

このような大甕上地区の活動について、藤川証人は「先ほどの見ていただいたフラワークラブの活動と関わるという所もありますし、自分たちの地域の田んぼを自分たちで守って行く、そして、自分たちで安心、安全なお米を作るという、そういう誇りと、ある意味の楽しみを生んでいたということだと思います。」と評している(藤川証人調書18頁)。

しかし、原告門馬経房が「原発事故によってそれが途絶えてしましました。」と述べるように、地域の環境を良くしようと思ってやっていたことが本件原発事故による放射能汚染によってできなくなってしまったのである(原告門馬経房本人調書31頁)。

3 本件事故による大甕上地区の地域コミュニティの喪失・変容について

(1) 地域コミュニティ組織及び各種行事の変容について

本件事故前に45世帯あったうち、山形天童市に避難したままの1世帯を除く44世帯が帰還しているものの、子育て世代では

8世帯28名がまた、若い世代では2世帯2名が未帰還である（本人調書28頁、星仁本人調書18～19頁）。帰還していない子育て世代は、仙台市や福島市に新たに家を建て移り住んでしまっている（本人調書34頁）。

そのため、大甕上地区の地域コミュニティの活動全体が不活発となっており、大甕上行政区だけでなく大甕下行政区と合同の大甕大字会も同様である（本人調書28～29頁）。老壮会は活動する者がいなくなり、大甕公会堂の管理や花植え等は行政区がすることになっており、婦人会は1名だけとなり、親子会は子どもがいないため解散状態となっている（本人調書29頁）。

医徳寺や日祭神社へ初詣する者も減り、日祭神社で元旦に護摩札をもらう戸数も本件事故の翌年には10戸程度に激減し、その後徐々に増加しているものの、2020（令和2）年でも五十数戸に過ぎない（本人調書29頁、原告牛来広本人調書135項）。また、地域の文化伝統を守るために青年団OBによって復活した神楽舞も2017（平成29）年元旦を最後に中止となってしまった（本人調書30頁）。

そして、旧大甕村11部落合同で開催していた夏祭りは本件事故後中止となつたままで、芸能文化祭と1年毎に交互に開催されていた運動会も本件事故後は開催されていない（本人調書30頁）。

行政区の組織は形式化して最低限必要なことしかできず、新しい試みをしようといった部分での働きは十分ではない上、世代継承できるような状況はない（藤川証人調書23頁）。

このまま若い世代がいなくなってしまうと、地域での共同作業が不活発となり、また伝統文化の継承ができなくなつて、地域コミュニティが消失してしまうのではないかとの心配がある（本人調書33頁、原告末永昇本人調書20～21頁、原告星仁本人調書19頁、

原告門馬経房本人調書32頁)。

また、子や孫と一緒に住んでいる住民は、子や孫が他に移転してしまった住民から、「あんたのところは、また娘や孫と一緒にいいね。」等と、娘や孫と住み続けられることをうらやましがられているが、複雑な気持ちである。後ろめたい気持ちもあるし、そのような、心情が地域住民に心の壁を作つて、本件事故以前のようなオープンマインドでの交流をできなくしてしまっているからである(本人調書34頁、原告末永昇本人調書21頁)。

(2) 本件事故後の大甕上地区の自然環境の変容について

原告星仁は、2014(平成26)年に、根柄堀と新堀にゼオライトを浸して吸着させたセシウムの放射能濃度を専門機関に計測してもらったところ、根柄堀は新堀の10倍以上もあった(原告星仁本人調書15~16頁・30頁、甲C24-3)。

また、大甕上行政区で、2011(平成23)年に根柄堀を浚つた土の空間線量を計測したところ、10マイクロシーベルト以上あった(本人調書38頁、原告星仁本人調書26頁)。

このように川底や海底には放射性物質がたまつており、採れた魚から放射性セシウムが検出されることから、海釣りも、川釣りもできなくなってしまった(本人調書30~31頁)。

川の底には放射性セシウムが蓄積しているため、魚やエビ、カニを取り、川遊びをする子どもは見られなくなってしまった(本人調書30頁)。遡上してくるサケを捕獲する人もいなくなった。そして、用水路の除染にともなつて、ホタルのエサとなるカワニナがいなくなつたため、ホタルも姿消してしまつて(本人調書31頁)。

近くの山林での山菜採りやキノコ採りについても、本件事故後は、これらに放射性セシウムが蓄積することから行う住民はいなくなつた(本人調書31頁)、住民の大きな楽しみは奪われてしまつ

ている。そして、収穫物のおすそ分けもなくなつた（本人調書 31 頁）結果、おすそ分けを通しての住民の交流も失われてしまった。

そして、山林での虫取りや海釣りもできなくなつてしまつた（本人調書 31 頁）。

前述のとおり、大甕上地区では、地域が一丸となって大甕上田園環境フラワークラブを組織し、大甕上地区の景観や環境保全活動に取り組んでいた。しかし、上記のとおり、本件事故後の大甕上地区は、ほとんどの子どもたちが避難したままで、また、帰還した子どもたちや本件事故後に生れた子どもたちも、親が放射能汚染を気にして、外遊びをさせないようにしているので、外遊びをする子どもたちの姿が見られなくなつてしまつた。

このような状況について、原告門馬経房は、「本当に残念なのですが、未来につなげるというような、私どもの住んでいる大甕が発展するような気持ちでおりましたが、それすらちょっと希望が失せた様な状態です。」と述べている（原告門馬経房本人調書 32 頁）。

大甕上地区の住民たちは、この点でも、生き甲斐を奪われている。

さらに、若い世代が帰還していないため山林や農地の手入れができなくなり、畠は竹やぶになり、本件事故前は見かけなくなったイノシシや猿が出没して田畠を荒らすようになってしまつてゐる（原告末永昇本人調書 19～20 頁）。

藤川証人は、「この獣害っていうのは当然、少しずつこう、深刻化してくるわけで、避難指示がなかった地域にまで少しずつそれが及ぶということが脅威として存在します。人が戻ったからといって猪や猿がいなくなるわけではなくて、もう慣れてしまつたり、あるいはそこに餌があるっていうことが分かってしまったものもいますので、避難指示から戻ってきたけれども、逆に庭にある木を切り倒さなきゃいけなくなつたとか、そういう方もおられ、これが

長期避難による混乱が今も続いていることの一例です。」（藤川証人調書29頁）と述べて、この獣害が住民の避難によって生じたもので、その影響が今も続いているとしている。

（3）農業上の影響

本件事故による放射能汚染のため、大甕上地区では、本件事故後、地区の主要産業である水田稲作は全く行われなくなった（本人調書31頁）。

一部の農家では、2013（平成25）年に作付けを再開したものの、放射性セシウムの値が100ベクレルを超えた米がみられたため、出荷はできなかった。これは、3号機のがれき撤去に伴った放射性物質の飛散が原因と考えられている（櫻井勝延証人調書34～35頁・37～38頁）。

しかし、原告佐藤廣は、水田稲作をあきらめることはできず、2011（平成23）5月から2014（平成26）年秋まで、雑草の繁茂を抑えるため年3回トラクターでの耕耘をし、2015（平成27）年には大甕上地区の農家有志6人で復興組合を作って田畠の除染を行った（本人調書31～32頁・44頁）。

大甕上地区では、2015（平成27）年に農地除染が終了したことから、2016（平成28）年から米の作付けが本格化したが、本件事故前は、18戸で32haを耕作していたが、2019（平成31）年時点では8戸で17haと半減してしまっている（本人調書32頁・52頁）。

そういった状況でも、原告佐藤廣は、安全な米作りをするため、「10アール当たり塩化カリで50キロ使用して、なるべくセシウムが吸収しないように努力をしてい」る（本人調書33頁）が、作るのは飼料米である。他の原告らも同様で、飼料米を作り、食用米は他県産のものを買っている（本人調書32～33頁、原告

星仁本人調書 17 頁)。

販売用に食用米を作付けできないのは、福島県産の農産物に対して依然としてある風評被害に加え、大甕下の森合地区に隣接する米々沢地区の水田に除染土の巨大な仮置場があることから、そのことによる風評被害も重なって、食用米を作っても売れないと判断からである(本人調書 32~33 頁、原告星仁本人調書 17 頁)。

このように、現在の大甕上地区の水田稲作は、食の安全を確保し地域の田園環境をより良くするため、一丸となって特別栽培米の生産に取り組んでいた本件事故前の状況には遠く及ばない状況に留まっている。

また、畑作も同様で、は 2014(平成 26) 年からビニールハウス内で野菜等を栽培するようになったが、食べるのは年寄りだけで、子どもには放射線の影響のない地域産のものを買って食べさせている(甲 C 22-1・17 頁・20 頁、甲 C 23-1・18 頁、甲 C 24-1・16 頁)。

なお、自宅で取れたタケノコや柚子は未だに基準値を上回る放射能が検出されるので食べることはできない(タケノコについては原告末永昇本人調書 18~19 頁、柚子については原告星仁本人調書 24 頁)。

(4) 本件事故後の農業を通じての地域住民の交流の喪失

前記 2、(6) で述べたように、大甕上地区では、農家、非農家を含めて、ほとんどの家が家庭菜園を持ち、自家消費用の野菜を栽培し、余った収穫物については、親戚や近所同士でおすそ分けをし合っていた。しかし、これらは、山菜採りやキノコ採り同様、本件事故後は全く途絶えてしまった。

大甕上地区の住民は、2014(平成 26) 年ころから自家菜園で野菜を作るようになったが、ベクレル計測器で放射線濃度を計つ

て、安全とされた物だけ食べている（原告星仁本人調書17頁・23～25頁、原告末永昇本人調書17～18頁・27～29頁）。但し、前記（3）のとおり、但し、吃るのは大人だけで、子どもたちには地場産物を食べさせないようにしていた。

その後、大甕上地区では、2015（平成27）年に農地除染が、2016（平成28）年には自宅周りの除染が終了したので、家庭菜園での野菜等の栽培が本格化するようになり、放射線濃度を計った後に近所におすそ分けをする住民も出てきている。しかし、子どもたちが食べないことから住民の多くは、本件事故前のような有難みを感じることも少ないので、おすそ分けは以前のように活発ではない（甲C22-1・20頁、甲C23-1・18頁、甲C24-1・19頁）。

原告佐藤廣の家を含めて大甕上地区に住む住民は、本件事故前には米、野菜、水を買うことなどほとんどなかったが、本件事故後は、これらのほとんどを購入するようになっている。

なお、水利組合の組合員が、毎年4月に行っていた堀払い及び土手の草刈り作業は、本件事故後に水田稲作がなされなくなったことから、休止されていたが、根柄の堀払い同様、2016（平成28）年4月から再開されるようになった。

（5）買物等について

本件事故後の避難によって、大甕上地区の住民が日用品の買い物に利用していた大甕下地区にある林商店や島酒店、それに北原地区にあるスーパーマーケット「フレスコきくち」も一時閉店となつた。そのため、大甕上地区の住民は、市街地にある大型店を利用せざるを得なくなつたが、その後、これらの商店も再開されたが、林商店はや島酒店とも2018（平成30）年には閉店に至つている（原告斎藤文子本人調書6頁、甲C38-2のスライド3）。

また、本件事故による影響で、北原地区で営業していた大型スポーツ用品店「ゼビオ」や飲食店が撤退してしまったことから、住民は、これらの店で買っていた商品等を仙台市まで買いに行かなくてはならなくなる等の不便を被っている。

(6) 大甕上地区住民の地域コミュニティに対する思い

前記2、(7)で述べたとおり、原告廣一家も含めて大甕上地区的住民は、住民同士の交流が活発で、山菜採り、キノコ採り、川釣り、そして、子どもたちが元気に遊ぶことができる豊かな自然や豊富な食材、そして澄んだ水等に恵まれた地域コミュニティでの生活に安らぎを感じ、誇りを持っていた。

しかし、本件事故による放射能汚染のため、子どもたちが元気に遊ぶことのできる自然、安心して食べられる豊富な食材、そして、澄んだ水等は失われ、大甕上地区は、子育て世代と子どもたちの多くが未帰還のため、子どもがいない地区となってしまった。また、山菜採りやキノコ採りそして野菜作りの楽しみも、これらの収穫物を通しての近隣との交流もなくなり、地域コミュニティの各組織の活動も減少してしまった。

さらには、帰還した大甕上地区の住民は、現在進行中の福島第一原発の廃炉作業に伴って、再び放射性物質が飛散してくることはないのかと緊張して生活する毎日を送っている（本人調書33頁、原告末永昇本人調書19頁、原告星仁本人調書19頁）。

その結果、大甕上地区の住民は、本件事故以前のように、地域コミュニティでの生活に安らぎを感じ、誇りを持つことができなくなっている。

4 ふるさと喪失・変容について

人を取り巻く自然環境や文化環境は、地域コミュニティとして、人間の生存と成長さらには人々の日常生活にとって必要不可欠の

条件であって、これらが保全、維持されることは、人間の生存と生活にとって最も重要な条件の一つである。

これらは、地域の自然環境を基盤に、長い年月をかけた地域の住民の働きかけと住民相互の交流等によって形成されてきたものであり、大甕上地区では大甕上田園環境フラワークラブの活動や地域での特別栽培米への取組みはその好例の一つである。こうした地域コミュニティは、地域ごとに異なる独自のもので、他のものと代替することは不可能である。

大甕上地区の住民にとって、大甕上地区の自然環境及び文化環境こそが、自らの人格を育んできた地域コミュニティであり、精神的な拠り所としてのふるさと（故郷）であった。

大甕上地区の原告らは、ふるさとである大甕上地区において、地域の人々との触れ合い、家業であり生き甲斐であった農業生活、豊かな自然の恵みなどの広範、多面的、複合的な利益（これを「地域生活利益」という。）を享受してきた。地域住民にとっては、この地域生活利益は法的利益であり、それを享受する権利がある。この地域生活利益を包括的に享受する権利は、「コミュニティ生活享受権」あるいは「地域生活享受権」と呼ぶべきものである。

しかし、大甕上地区の住民は、本件事故によって、それまで地域生活利益を享受していた地域コミュニティを失い、「ふるさとの喪失感」をそれ以降長期にわたって抱きつつ新たな生活を余儀なくされている。これらの事態は、まさにふるさとの喪失というべきものである。

この「ふるさとの喪失」は、「避難生活を余儀なくされたこと」による「著しい生活阻害」とは、別個の「コミュニティ生活享受権」あるいは「地域生活享受権」の侵害である。

地域コミュニティは、住民の多くが帰還しなければ、元の姿とは

異なるものになってしまい、故郷（ふるさと）を回復したとは言い難い。そして、そうした変質した地域コミュニティであっても、従前の地域コミュニティと同様の機能を有するものに作り上げるには、長い年月を要するのであり、そのための苦労も甚大なものとならざるを得ない。

大甕上地区の場合、隣接する大甕下地区は、14戸の住民が福島第一原発から20km圏内にいて長期の避難を余儀なくされたことから、地域コミュニティの侵害の度合いが強く、その影響は、大甕大字会として一緒に様々な活動をする大甕上地区にも及んでいるので、なおさらである。

このように、大甕上地区の地域コミュニティの侵害は回復不能であり、地域コミュニティ構成員の今後の生活全般に深刻な影響を与える、この深刻な影響は各構成員の一生につきまとうものである。

第10 大甕下地区の地域コミュニティの状況について

1 証拠関係

大甕下地区については、基本的には同地区の地域代表として証言した原告大内敏文作成の陳述書（甲A78）及び本人調書によっている。以下では、原告大内敏文の本人調書を引用する際は「本人調書」とだけ記することにする。

2 本件事故前の大甕上地区の地域コミュニティの状況について

（1）大甕上地区の概要

大甕下地区は、原町区大甕のうち旧大甕村にあった11集落の一つで、大甕下行政区という名の自治会が管轄する地域である。

大甕下地区には、本件事故前には82戸（団地を除くと61戸）の家があり、原告牛来信一家（原告番号4）、同門馬昭一一家（同5）、同藤沢清一一家（同6）、同牛来隆治一家（同7）、同大内敏文一家

(同11), 同高野光隆一家(同15), 同西内功一家(同16), 同鈴木久夫一家(同17), 同牛来広一家(同18), 同唯野博之一家(同20), 同島ムラ一家(同21), 同管頭一一家(同25), 同鶴蒔隆一家(同33), 同岩崎方嗣一家(同35), 同松波恭子一家(同37), 同斎藤文子一家(同38), 同小林五月一家(同39), 同鈴木務一家(同45), 同佐藤一博一家(同46)及び同阿部清造一家(同47)が所属していた。

上記原告らを含む約50戸が専業あるいは兼業農家(農地を賃貸している者も含む)であり, 非農家でも家庭菜園を持って野菜作りに勤しんでいた者が多かった。

前述のとおり, 大甕下地区は, 隣接する大甕上地区とは様々な行事を共同することが多く, また, 旧大甕村の11集落の一つとして旧大甕村単位の各行事にも参加していた。

(2) 地域コミュニティの組織と活動

ア 地域コミュニティの組織

大甕下地区には, 大甕下地区を管轄する大甕下行政区の外に, 大甕下福寿会, 大甕下婦人会, 大甕下若妻会, 大甕下甚六会, 子供会等の組織があった。なお, 青年団, 消防活動を担う消防団, 農業用水路を管理する水利組合については, 大甕上地区と合同で組織していた。大甕下地区に住む者は, 各人がこれらの組織に所属し, 活動をしていた。

これら地域コミュニティ組織の活動は, 大甕上地区と同様に, 大甕下地区にある大甕生涯学習センターや大甕上地区にある大甕公会堂を使って行われていた。

(3) 地域コミュニティの各組織の活動

ア 大甕下行政区

大甕下行政区は, 大甕下地区の全戸が所属する自治会であり,

道路沿いに花を植えたり、ごみ拾い、河川の草刈り・清掃を行ったりして、地区の環境整備に務める活動、花見会等を催して住民の親睦を図る活動、回覧板を回しての市からのお知らせや地域の諸行事を告知する等の情報提供活動を行った。

なお、大甕上行政区と大甕下行政区の連合組織である大甕大字会があり、大甕大字会で上記の活動をすることもあった。

また、大甕下行政区の下部組織として、住数戸の家で組織する「班」が、大甕下地区には9班あり、各班内で葬式の手伝い等を行っていた。

イ 大甕下福寿会

大甕下地区に住む満60歳以上の者で組織する老人会であり、大甕下行政区の行う活動のうち、花植えやその管理、生涯学習センターや大甕公会堂の花木の剪定、道路のごみ拾いや草刈り等を担当する外、暑気払い、花見、新年会といった行事や慰安旅行等も行っていた。

ウ 大甕下婦人会

大甕下婦人会は、大甕下地区に住む満35歳から満59歳までの女性で組織する会で、後述する夏祭り（盆踊り）や芸能文化祭の開催、慰安旅行の企画・実施を担当する外、旧大甕村の11集落の婦人会が合同で講演会を開催するなどしていた。

大甕下若妻会は、大甕下地区に住む満34歳以下の女性で組織する会で、子育て相談会等を催すなどして、後述する親子会とともに、地域に住む子どもたちが健やかな成長をするための一翼を担っていた。

エ 大甕下甚六会

大甕下地区に住む長男だけで組織する会で、朝起きソフトボール大会、旅行、草刈り、数カ月に1度の懇親会等を行って、親睦

を深めていた。

オ 子供会

大甕下地区に住む子を持つ親で組織する会で、夏休みのラジオ体操、親子旅行、登校・下校時の交通安全指導の旗振り活動を行うなどして、地域に住む子どもたちが健やかな成長をするための一翼を担った。

カ 青年団

前記第2で述べたとおり、大甕下地区、大甕下地区に住む20代、30代の男性で組織され、後述する夏祭り（盆踊り）の準備や神楽舞（獅子舞）を担当して、地域文化の伝承を担う外、しばしば懇親会を開催して、地域の若者同士の結束を強めていた。なお、青年団に属する者の多くは、後述の消防団にも属していた（本人調書7頁）。

キ 消防団

前記第2で述べたとおり、大甕上地区と大甕下地区には合同で1つの部があった。消防団では、日々消防活動の訓練をする外、1月の出初式、4月10日の装備の点検、7～8月のポンプ操作大会及び11月から翌年2月にかけての火の用心パトロールを行い、地域の防火、消防活動を担っていた。なお、火の用心パトロールは防犯活動にも役立っていた。

（5）大甕下地区における各種行事について

ア 伝統行事

① 日祭神社

前記第2で述べたとおり、大甕下地区にある日祭神社の例大祭は、元旦、4月及び11月に行われたが、4月と11月については氏子だけによるものであったのに対して、元旦については、護摩札を配布し、神楽舞（獅子舞）を奉納するなど盛大なもので、

多くの参詣者で賑わった。神楽舞（獅子舞）については、青年団が共同で行い、神社への奉納の外に、集落境で悪霊が入らないよう行ったり、厄年の人には頼まれて家に出向いて行ったりもした。

② 勝軍地蔵尊

大甕下地区内の森合地区での特有のお祭りとして、勝軍地蔵尊祭典という祭りが6月の第3日曜日にあった。木造の仏像が安置されている場所に医徳寺の僧侶を呼んで経をあげてもらって先祖の靈を慰靈し、その後皆で焼香をした後に、飲み食いをして親睦を図っていた。

③ 古峰原講

また、大甕下地区には、古峰原講があり、年1回、代表5名が古峯神社（栃木県鹿沼市）に行って、札をもらってきて各戸に配布していた（本人調書10頁、甲C124の写真7）。

④ 夏祭り（盆踊り）

毎年8月に、大甕生涯学習センターの敷地で行われる旧大甕村11集落の夏祭り（盆踊り）について、各集落の老人会、婦人会、若妻会、及び消防団、青年団が準備や実施にかかわっていたことは、前記第2で述べたとおりである。

⑤ 共同墓地

大甕下地区にも、共同墓地があり、皆で協力してお盆に向けた草刈りやごみ拾い等の活動を行っていた。

（6）地域コミュニティの各組織の活動や共同作業がもたらす影響

地域コミュニティの各組織の活動や共同作業の意義、影響について、原告唯野一美は「住民の皆さんとしゃべって、コミュニケーションを取って、より仲良くなれる場所だったと思います。」と述べ（原告唯野一美本人調書4～5頁）、原告牛来信一は、「地域のことは地域で、自分たちでやるんだという共同して協力しあうこと

できずなを深めていたのかなと思います。」と述べている（原告牛来信一本人調書44項）。

イ スポーツ及び文化行事

前記第2で述べたとおり、大甕下地区を含む旧大甕村の11集落は、芸能文化祭と運動会を隔年交互に実施しており、大甕下地区の住民同士は勿論のこと、11集落全体の住民同士の交流の場となっていた。

また、大甕上地区にある牛山公園の広場では、大甕上地区、大甕下地区の地域住民によるゲートボール大会やバレーボール大会も行われていた。

なお、勝軍地蔵尊がある場所は、森の里公園となっていてブランコ等の遊具があり、子供連れが利用していた。

原告松波恭子は、芸能文化祭と運動会をすることの意義について「やっぱり皆さんと心の交流というか、顔合わせもして、元気だねという、そういう感じですかね。」と述べている（原告松波恭子本人調書5頁）。

（7）地域の自然環境について

大甕下地区は、丘陵のふもとに民家が集まり、西側には広大な水田地帯が広がっている（甲C4-2）。

また、大甕下地区には、大甕上地区同様、牛川といった小川が流れしており、地区の子どもたちが魚（ウグイ、コイ、フナ、ドジョウ、ナマズ、ウナギ、アユ）やエビ、カニを取ったり、川遊びをする場となっていた。また、秋になると、遡上しているサケを捕獲する者もいた。

さらに、近くの山林では、春には、ワラビ、コゴミ、ゼンマイ、タラノメ等の山菜が、秋には、マツタケ、イノハナ（コウタケあるいはシシタケ）、シメジ、アミコ（アミタケ）等のキノコや山栗それに

自然薯が採れるので、地区の多くの者が、山菜取りやキノコ採りを趣味にしていた。また原告唯野博之のように自然薯採りを趣味にしている者もいた（原告唯野一美本人調書5頁）。採れた山菜やキノコは、自家消費するだけでなく、親戚や近所の者におすそ分けをした。

後述する家庭菜園で採れた野菜を含め、近所同士でのこれら収穫物のおすそ分けは、地域におけるコミュニケーションの一つとして、住民同士の絆を深めるのに一役買っていた。

海に近いので、海釣りを趣味にする者もいた。原告藤澤清一も初夏から秋にかけて、よく磯釣りに出かけ、イシモチやアイナメを獲り、大漁のときは近所におすそ分けしていた（原告藤澤清一本人調書7頁、原告菅頭一人調書10頁）。

大甕下地区では、阿武隈山地も見渡せるので、住民は、これらの新緑、紅葉を堪能することができた。また、原告菅頭一のように、イワナ・ヤマメ等の溪流釣りを趣味にする者もいた（原告菅頭一人調書10頁）。

大甕下地区の住民の中には、狩猟を趣味にする者もいて、近くの山林でキジ、ヤマバト、イノシシ等を捕獲していた。

なお、大甕下地区の中には、自家用井戸を持ち、井戸水を生活用水に使用する家もあった。原告藤澤清一方では生活用水だけでなく飲み水にも使っていた（原告藤澤清一本人調書19頁）。

（7）地域の産業について

大甕下地区には、プラスチック加工業を行う株式会社相田商会、食堂を運営する有限会社ドライブイン花園、自動車のリサイクル業を行う島商会株式会社、農機具の販売や修理を行うJA相馬の農機センター原町があった。

また、買い物は、通常は、大甕下地区にある林商店や島酒店やセブンイレブン、それに北原地区にできたスーパーマーケット「フレ

スコきくち」を利用するか、ときには市街地にある大型スーパーマーケットまで出かけていた。

(8) 農業を通じての地域住民の交流

前述のとおり、大甕下地区の約50戸が農家で、ほとんどが稲作を行っていた。また、畑やビニールハウスを設けて、野菜や花卉を栽培する農家もあった。

そして、夫婦、親子が一緒に、農作業や合間のお茶の時間にわいわいがやがやすることは、楽しく幸せな一時であった（原告西内功本人調書4頁）。

そして、農家、非農家を含めて、ほとんどの家が家庭菜園を持ち、自家消費用の野菜を栽培し、余った収穫物については、親戚や近所同士でおすそ分けをし合った。お返しに「倍返しぐらいで返ってくる」程であった（原告門馬昭一本人調書4頁）。

そのため、大甕下地区に住む原告らは、本件事故前には米、野菜、水を買うことなどほとんどなかった。

近くの山林で採れた山菜やキノコ、そして家で栽培した野菜等の収穫物のおすそ分けは、その行為自体は勿論のこと、おすそ分けの際の自慢話や世間話も地域におけるコミュニケーションの一つとして、住民同士の絆を深めるのに一役買っていた（原告菅頭一本人調書10～11頁）。

原告牛来信一は、おすそ分けし合うことの影響について、「やはり協力し合ったり譲り合ったり、そういったことで地域に一体感が生まれていたんじゃないかなと思います。」述べている（原告牛来信一人調書51項）。

また、大甕下地区の中の森合地区では特に春菊栽培が盛んであり、女性が中心になって行われることから、原告鈴木豊子が「春菊のハウスに行くと、誰かが春菊を摘んでいるのです。そこで話をしたり、

たまにお手伝いをしたりして、コミュニケーションを取っておりました。」（原告鈴木豊子本人調書6頁）と述べるように、互いに手伝いし合う際や様子見などの際のおしゃべりが情報交換の場となって、住民相互の結束を深めていた（原告牛来信一本人調書45～48項）。

稻作では、水や水路の管理が重要なことから、関係する水田の所有者で組織する水利組合の組合員が、毎年4月に堀払いを行うほか、土手の草刈り作業を行っていた。その他、田堤（ため池）についても同様に草刈りを行っていたが、泥の浚渫は行わず、5～6年に一度干して、魚（コイ、ナマズ）等を取ることが行われていた。

（9）大甕下地区住民の地域コミュニティに対する思い

大甕上地区の場合と同様、大甕下地区の住民は、住民同士の交流が活発で、山菜採り、キノコ採り、川釣り、そして、子どもたちが元気に遊ぶことができる豊かな自然や豊富な食材、そして澄んだ水等に恵まれた地域コミュニティでの生活に安らぎを感じ、誇りを持っていた（原告牛来信一本人調書53項、原告藤澤清一本人調書8頁、原告菅頭一本人調書12頁）。

原告鶴蒔隆は、大甕下地区について、「本当に自然が豊富で、誰にでも遊びに来てくださいって胸を張って言えるところですよね。」と述べている（原告鶴蒔隆本人調書10頁）。

また、大甕下地区の住民は、昔からつながっている気心の知れた者同士であり、様々な行事を共に過ごしてきたこともあって、人間関係は密であり、住民同士のつながりはとても強かった（原告牛来信一本人調書52頁、原告菅頭一本人調書12頁）。

原告大内敏文は、大甕下地区での生活及び人間関係について、「子どもも元気でのびのびと誇りを持って生きられる、過ごしやすい地区だと思っていました。」「お互いに助け合ったり、多くできたものを譲りあったりもらったりという、そういう、絆的なコミュニケーション

ションがありましたので、大変、人間付き合いが深い地域でありました。」と述べている（本人調書13～14頁）。

原告鈴木豊子も春菊栽培の際の交流に加えて「それ以外にも、福寿会、婦人会、若妻会などで、自分と同年齢の人たちとのコミュニケーションも取れて、とても暮らしやすい部落でした。」（原告鈴木豊子本人調書6～7頁）と述べている。

また、原告菅頭一も大甕下地区を「住民同士の心の安らぎがある、とても安心して暮らせる地域だと思います。」と述べ、ここでの生活は「平穏な生活だった。」と評している（原告菅頭一本人調書12頁）。

3 大甕下地区の地域コミュニティの本件事故後の変容状況について

（1）本件事故後の大甕下地区の概要

原告大内敏文の陳述書（甲A78）にするとおり、大甕下地区には、団地を除いても61戸の家があった。そのうち14戸が原発から20km圏内にあった。

住民は、本件事故後、放射線被ばくを避けるために、20km圏外の地区が「緊急時避難準備区域」に指定された2011（平成23）年4月22日時点までに、ほぼ全員が避難をした。その後、20km圏外では、徐々に住民の帰還が行われるようになり、現在では「館」の1戸を除きほとんどが帰還した（菅頭一本人調書24頁、甲C25-1・16頁）。しかし、避難中に死亡した者（15名）や転出した者（7名）も少なくない。

一方、20km圏内の14戸については、2016（平成28）年7月12日に「避難指示解除準備区域」の指定が解除されるまでは帰還ができなかった。また、大工もなかなか見つからない状況の下で、元の住所に住むためには、獣害で荒れた家をリフォームあるいは建替えする必要があり、「避難指示解除準備区域」の指定が解除されても帰還までには1～2年は要した（本人調書25～26頁）。

36頁、原告牛来信一本人調書164～167項、原告藤沢清一本
人調書24～25頁、原告牛来広本人調書101～104項)。

そのため、その間は地域コミュニティの活動にも避難先から時間をかけて来ざるを得ず、場合によっては欠席せざるを得なかつた(原告藤沢清一本人調書19頁)。原告藤沢清一の場合、鹿島区にある仮設住宅から大甕下行政区までは軽トラックで25分から30分かかった。

結局、20km圏内では2戸は既に他に移転している(本人調書27頁、原告牛来広本人調書123～124項)。そのうちの1戸である原告門馬昭一(原告番号5-1)及び原告門馬由美子(原告番号5-2)は、帰還するため元の家を改築しようとしたが、除染土の仮置場が見えることから娘たちに反対され、2018(平成30)年6月ころに相馬市に二世帯住宅を建て移り住んでいる(原告門馬昭一本人調書16～17頁・26～27頁)。

このような状況の結果、大甕下地区の地域コミュニティは以下のとおり、本件事故前の状況から大きく変容してしまっている。

(2) 本件事故後における地域コミュニティの組織と活動

ア 地域コミュニティの組織

① 大甕下行政区

大甕下行政区については、住民が本件事故により避難したため、一旦機能が停止した。その後、2011(平成23)年9月ころからは、既に帰還した者と避難先から通う者とが協力し合って、活動を再開するようになった。しかし、本件事故前は5月と8月ころに年2回行われていた草刈りが6月に地蔵尊のお祭りの際に1回行われるのみとなっている他、堀払いも行わなくなつた。花見会等も再開できていない(本人調書28頁)。

原告藤沢清一は、2016(平成28)年5月から2年間大甕下

行政区の区長を務めた（原告藤沢清一本人調書19～20頁・23～24頁・29頁）が、その経験から「区長の役割がものすごく、減った…昔から比べると仕事は半分以下になったと思います。」と述べている（原告藤沢清一本人調書20頁）。

② 大甕下福寿会

本件事故前は60名程度の人数が参加していたが、避難中の者や避難による死亡者がいる一方、新規の加入者が少ないこともあり、現在は25～6人程度しか参加していない。そのため、行事自体も少なくなっている（本人調書28頁）。

③ 大甕下婦人会

婦人会・若妻会については、避難を契機に活動が困難になった結果として、消滅してしまった（本人調書28頁）。

④ 子供会

子育て家庭が転居したためか、子供会も婦人会同様に消滅してしまった（本人調書28頁）。

⑤ 大甕下甚六会

組織は継続しているものの、上記のとおり転居した者もいるため、草刈りとかは小旅行は続いているが、朝起きソフトボール大会は行われなくなった（原告大内敏文本人調書28頁）。

⑥ 青年団

前記第2のとおり、本件事故前の2010（平成22）年3月に解散し、神楽舞については、OBが担当するようになったが、練習の時間が取れないため2017（平成29）年1月1日の奉納をもって終了した（原告佐藤廣本人調書30頁）。

⑦ 消防団

前記第2で述べたとおり、現在、大甕上と合同で11名が所属しており、辛うじて定員は満たしている。本件事故後、団員の中に

は避難している者もあり、訓練にのみ避難先から参加するような状況が続いたこともあった。現在は、新規加入者がいなくなって、退団できにくい状況となつたため、長期団員が増加している。

(3) 大甕下地区における各種行事について

ア 伝統行事

① 日祭神社

前記第2で述べたとおり、本件事故前は、例年大甕上地区及び大甕下地区併せて100戸以上の申込があった。しかし、本件事故直後の2012（平成24）年には護摩札の申込は10戸以下に減ってしまった。その後、徐々に増えてきたものの、2020（令和2）年でも五十数戸に過ぎない（原告牛来広本人調書135項）。

② 勝軍地蔵尊

避難者も祭りに参加しているため、参加者自体は震災後も目立って減っているわけではないが、前述のとおり、婦人会等が消滅した結果、準備の担い手確保が困難になっている。

③ 古峰原講

2018（平成30）年に最後に残った5世帯だけでお参りに行き解散した（本人調書29頁）。

④ 夏祭り（盆踊り）

前記第2のとおり、毎年8月に大甕生涯学習センターの敷地で行われていた旧大甕村の11集落の合同の夏祭り（盆踊り）についても、本件事故後は中止となっている（本人調書29頁）。

イ スポーツ及び文化行事

大甕上地区を含む旧大甕村の11集落が、交互に実施していた芸能文化祭と運動会は、11集落全体の住民同士の交流の場となっていた。

しかしながら、本件事故後には、参加者がいない、準備の人手が足りない等の理由から中止となってしまっている（本人調書29頁）。

2013（平成25）年からは、芸能文化祭だけは復活し、これが毎年開催されるようになっているものの、本件事故前は1000名を超える参加者があったが、事故後は500名程度に減ってしまっている（本人調書29～30頁）。

（4）地域の自然環境について

本件事故後、農業が再開できないことから水田は耕作されなくなり、川に残る放射性物質、そして、そもそも子どもが減ったという事情から、川遊びをする子どもたちを見ることもなくなった。山林にあるキノコ等を探ることもできなくなった結果、川・山林が管理されず、荒れ放題になっている（本人調書30頁）。

また、ハクビシンが空き家に入り込み（原告鈴木久夫本人調書12頁、原告門馬昭一本人調書15～16頁）、イノシシが家の周りを荒らすようになってしまっている（原告牛来信一本人調書108項）。

（5）買い物について

前記第2のとおり、本件事故後の避難によって、林商店や島酒店、それに北原地区にできたスーパー「フレスコきくち」も一時閉店となった。そのため、市街地にある大型店を利用せざるを得なかった。

その後、これらの商店も再開されたが、林商店や島酒店とも2018（平成30）年には閉店に至っている（原告斎藤文子本人調書6頁、甲C38-2のスライド3）。

また、本件事故による影響で、北原地区で営業していた複数の大型スポーツ用品店「ゼビオ」や飲食店が撤退してしまったことから、住民は、これらの店で買っていた商品等を仙台市まで買いに行かな

くてはならなくなる等の不便を被っている。

(6) 農業を通じての地域住民の交流

前述のとおり、大甕下地区の50世帯程が農家で、ほとんどが稻作を行っていた。しかしながら、本件事故の影響で、山菜採りやキノコ採りと同様、本件事故後は稻作が全く途絶えてしまった。

原告大内敏文が証言した2018（平成30）年12月5日時点では、大甕下地区で農業を再開したのは3世帯だが、20km圏内の森合地区では1世帯もなかった（本人調書24頁）。原告牛来広が証言した2020（令和2）年3月25日時点でも、森合地区で稻作を再開した世帯はない（原告牛来広本人調書116項、原告高野光隆本人調書18頁）。除染土仮置場として田を貸していることに加え、長期の避難生活の間に、生産意欲が減退したこと、農機具も傷んで処分してしまい個人で新たに設備投資をするのが困難なこと及び本件事故による風評被害があるためである（原告牛来広本人調書113～115項）。また、田堤の水を利用する田での稻作は、以上の理由に加え、田堤の底の放射線量が高いため、再開されておらず、その見込みもない（原告高野光隆本人調書18～20頁）。

また、森合地区で行われていた春菊栽培も、ビニールハウスが壊れて撤去してしまったので再開の見込みはない（原告牛来信一本人調書121～125項、原告牛来広本人調書117～119項）。

その結果、農作業をしているときに隣所近の人と会って話することがなくなり、関係も希薄になってしまっている（原告牛来広本人調書125～126項）。

家庭菜園での野菜作りは、除染が済んだ2016（平成28）年から、20km圏内の世帯を除き、ほぼ全戸で再開するようになったが、食べる前には必ず放射線量を計り、また子どもには食べさせないため、おそらく分けをし合うことはなくなった（原告松波恭子本人

調書22～23頁、原告阿部清藏本人調書27頁、甲C6-1・2
2頁、甲25-1・19頁)。

森合地区では、原告藤澤清一が野菜作りを再開しているが、原告藤澤清一が証言した2019（平成31）年4月17日時点でも、孫は食べておらず、おそらく分けはしていない（原告藤澤清一本人調書28頁）。同じ森合地区に住む原告牛来広によると、2020（令和2）年3月25日時点では、近隣から家庭菜園で栽培されたものをたまにいただくことはあるが、本件事故前と比べて、頻度、量とも激減している（原告牛来広本人調書121～122項）。

その結果、山菜やキノコそして釣った魚のおすそ分け同様、自分の家で採れた野菜のおすそ分けを通じた住民の交流もなくなってしまっている。

このように、住民同士の交流がなくなった状況について、原告牛来隆治の妻原告牛来妙子や母原告牛来トシ子は、「交流がないもので、人とあまり会わないから、息が詰まる。」と嘆いているとのことである（原告牛来隆治24頁）。

（7）大甕下地区住民の地域コミュニティに対する思い

大甕上地区の場合と同様、大甕下地区の住民は、住民同士の交流が活発で、山菜採り、キノコ採り、川釣り、そして、子どもたちが元気に遊ぶことができる豊かな自然や豊富な食材、そして澄んだ水等に恵まれた地域コミュニティでの生活に安らぎを感じ、誇りを持っていた。

また、地域住民たちは、昔からつながっている気心の知れた者同士であり、様々な行事と共に過ごしてきたこともあって、人間関係は密であり、住民同士のつながりはとても強かった。

しかしながら、本件事故による放射能汚染のため、子どもたちが元気に遊ぶことのできる自然、安心して食べられる豊富な食材、そ

して、澄んだ水等は失われ、大甕下地区は、子どもがいない地区となってしまった。また、山菜採りやキノコ採りそして野菜作りの楽しみも、これらの収穫物を通しての近隣との交流もなくなり、地域コミュニティの各組織の活動も減少してしまった。

さらには、帰還した大甕下地区の住民は、現在進行中の福島第一原発の廃炉作業に伴って、再び放射性物質が飛散してくることはないのか、風評被害はいつまで続くのかと緊張して生活する毎日を送っている（原告藤沢清一本人調書21～22頁）。

その結果、住民は、地域コミュニティでの生活に安らぎを感じ、誇りを持つことができなくなってしまった。

加えて、20km圏内と圏外で補償金に差がある上、20km圏内の住民は、長期の避難を余儀なくされて、大甕下地域の諸活動に参加することが困難となり、先に帰還した住民との接点が少なくなってしまい、以前のような大甕下地区の住民であるという共通の意識が薄れてしまっている（原告牛来信一本人調書142～143項）。

4 ふるさと喪失・変容慰謝料について

人を取り巻く自然環境や文化環境は、地域コミュニティとして、人間の生存と成長さらには人々の日常生活にとって必要不可欠の条件であって、これらが保全、維持されることは、人間の生存と生活にとって最も重要な条件の一つである。

これらは、地域の自然環境を基盤に、長い年月をかけた地域の住民の働きかけと住民相互の交流等によって形成されてきたものであり、こうした地域コミュニティは、地域ごとに異なる独自のもので、他のものと代替することは不可能である。

大甕下地区の住民にとって、大甕下地区の自然環境及び文化環境こそが、自らの人格を育んできた地域コミュニティであり、精神的な拠り所としてのふるさと（故郷）であった。

大甕下地区の原告らは、ふるさとである大甕下地区において、地域の人々との触れ合い、家業であり生き甲斐であった農業生活、豊かな自然の恵みなどの広範、多面的、複合的な利益（これを「地域生活利益」という。）を享受してきた。地域住民にとっては、この地域生活利益は法的利益であり、それを享受する権利がある。この地域生活利益を包括的に享受する権利は、「コミュニティ生活享受権」あるいは「地域生活享受権」と呼ぶべきものである。

しかし、大甕下地区の住民は、本件事故によって、それまで地域生活利益を享受していた地域コミュニティを失い、「ふるさとの喪失感」をそれ以降長期にわたって抱きつつ新たな生活を余儀なくされている。これらの事態は、まさにふるさとの喪失というべきものである。

この「ふるさとの喪失」は、「避難生活を余儀なくされたこと」による「著しい生活阻害」とは、別個の「コミュニティ生活享受権」あるいは「地域生活享受権」の侵害である。

地域コミュニティは、住民の多くが帰還しなければ、元の姿とは異なるものになってしまい、故郷（ふるさと）を回復したとは言い難い。そして、そうした変質した地域コミュニティであっても、従前の地域コミュニティと同様の機能を有するものに作り上げるには、長い年月を要するのであり、そのための苦労も甚大なものとならざるを得ない。

大甕下地区の場合、14戸の住民が福島第一原発から20km圏内にいて長期の避難を余儀なくされたことから、地域コミュニティの侵害の度合いが強く、その影響は大甕大字会として一緒に様々な活動をする大甕上地区にも及んでいる。

大甕下地区は20km圏内と圏外に分断されて、帰還の時期に違いがあるだけでなく、補償金の額についても違いがあるため、本件事

故前のような地域コミュニティを形成することは容易ではない。

加えて、20km圏内の森合地区については、長期にわたる避難のため、基幹産業の稻作も春菊栽培も再開されておらず、その見込みさえない状況であり、それらを通じての交流もなくなって、人間関係が希薄化してしまっている。

このように、大甕下地区の地域コミュニティの侵害は回復困難であり、地域コミュニティ構成員の今後の生活全般に深刻な影響を与える、この深刻な影響は各構成員の一生につきまとうものである。

第11 江井地区の地域コミュニティの状況について

1 証拠関係

江井地区については、基本的には同地区の地域代表として作成した原告櫻井勝秀の陳述書（甲A80の1）及び本人調書によっている。以下では、原告櫻井勝秀の本人調書を引用するさいは「本人調書」と記すこととする。

2 本件事故前の江井地区の概要について

(1) 大字江井地区の概要

江井地区は、原町区のうち旧大甕村にあった11集落の一つで、大字が江井となっている地域である。

江井地区は、鶴江川(太田川の南側を流れる河川であり、河口付近で太田川と合流する)の南にあり、東側は、平坦な水田地帯となっている。江井地区の東側に小浜地区があり、海に面している。この平坦な水田地帯の西側に低い丘陵地帯があり、この丘陵地帯の麓や、丘陵の中に江井地区のほとんどの住居がある。丘陵地帯に穿たれた谷津にも水田が開かれており、ため池が谷津田を潤していた。

江井地区には4つの班があり、各班の本件事故前の戸数と人数は次のとおりであった。

1班	13戸	27人	2班	15戸	35人
3班	12戸	43人	4班	14戸	47人

江井地区には、原告瀬川康彦一家（原告番号2），同半杭勝子一家（同3），同今野純子一家（同10），同櫻井勝秀一家（同12）及び同櫻井文雄一家（同13）が所属していた。

(2) 地域コミュニティの組織と活動

ア 地域コミュニティの組織

江井地区には、江井行政区の外、老人会、婦人会、若妻会、子供会等の組織があった。また、農業者が多いことから、水路やため池を管理する水利組合もあった。

これらの組織の活動は、集落センターを使って行われていた。この集落センターの前身は、江井地区出身の仙台商工会会頭であった西内長治が、1926（大正15）年1月に寄付してくれた江井青年会場である。これが老朽化したため、1980（昭和55）年ころに、集落センターに建て替えたものである。

また、江井地区にも地域の消防活動を担う第3分団の下部組織の「部」があった。

イ 地域コミュニティの各組織の活動

(ア) 江井行政区

江井行政区は、江井地区の全戸が所属する自治会であり、花壇(1か所)に花を植えたり、ごみ拾いを行ったりして、地区的環境整備に務める活動、花見会等を催して住民の親睦を図る活動、回覧板を回しての市、からのお知らせや地域の諸行事を告知する等の情報提供活動を行った。

また、4つの班では、それぞれ共同で班内での葬式の手伝いを行っていた。20年位前までは、班内で葬式があると、1戸から男女各1人計2人の人が手伝いに出た。男は葬式の準備、女は料理の準備をした。葬儀が葬祭センターで行われるようになってからも、受付等の帳場は班内の人(1戸につき1人出る)が担当している。

江井地区にも共同墓地が、上記の集落センターの隣に1か所ある。この墓地の管理責任者は区長であったが、地区の住民全員が、お盆前の清掃、参道整備を行っていた。なお、各班から一人ずつ選出された墓地委員が、巡回してお墓が荒れていかないかどうかを監視していた。

地区では、神社の清掃もやっている。初発神社の参道は、大きな角材を敷いて、その上を歩くようにしているが、そのような参道の整備もやっている。

(イ) 老人会

江井地区の老人会は、同地区に住む60歳以上の者が参加する。神社の清掃作業(毎月1回)、集落センター花壇の花植え・管理、懇親会を兼ねた慰安旅行などの活動を行っていたほか、上部団体である南相馬市老人会、大甕地区老人会の活動に参加していた。

(ウ) 婦人会及び若妻会

女性たちの組織として、婦人会及び若妻会があった。若妻会は、35歳くらいまでの女性が入っていた。そこを卒業すると婦人会に入った。婦人会は50歳までだった。しかし、近時は人数が減っていたので、若妻会と婦人会は合同で活動を行っていた。内容としては、料理や子育ての相談会のほか、後述する子牛田講を行っていた。

(エ) 子供会

江井地区の子供会は、PTA の下部組織のようになっていたが、子どもたちを連れて、毎年夏に海水浴を行っていた。

(オ) 青年団

江井地区には、30歳までの男性に入る青年団があり、研修会や視察を行っていた。また、1985（昭和60）年ころまでは、綿津見神社で毎年正月に行う神楽舞を担当していた。

(カ) 消防団

青年団を卒業した者が消防団に加入した。江井地区も、第3分団の部の一つがあり、火災時の消火活動やそれに備えた日々の訓練や防火パトロールなどを行っていた。

ウ 江井地区における各種行事について

(ア) 伝統行事

江井地区には、綿津見神社、初発神社など、神社がいくつもある。

(イ) 綿津見神社

年に3回（正月、春、秋）、縁日があった。正月には神楽舞（獅子の面をつけてする獅子舞）を奉納し、厄払いを行った。この獅子舞は、踊り手が3人、笛、太鼓及び唄がそれぞれ1人で行うもので、前述とおり、部落の青年団が担当していた。原発事故以前に、後継者不足で自然消滅してしまったが、何度か復活させる話しが出ているところであった。お面は今でも集落センターに保存されている。

春（4月8日）と秋（9月）には、小高神社から神主を呼んでお祓いを行っていた。これらの祭典は氏子総代が運営してい

た。

この綿津見神社の境内に、「子牛田様」の祠があり、石に「子牛田山」と刻まれている。この神様は、宮城県の小牛田神社の分霊であり、安産の神、婦人の神である。そのお祭りとして、「子牛田講」があった。このお祭りは、従来は若妻会が行っていたが、若妻会の会員の減少により、婦人会と合同で行うようになっていた。

② 初発神社

初発神社では、毎年9月22日に例祭を行っていた。初発神社の参道は、大きな角材を敷いて、その上を歩くようにしているが、そのような参道の整備は地区の住民が共同で行っていた。

③ 牛頭天王尊神社

牛頭天王尊神社には、牛頭天王尊のほか、雷神社、馬頭観音も祀られている。

牛頭天王尊のお祭りは、毎年6月14日に行われていた。

馬頭観音は、家畜のいる家庭が講中を作り、家族みんなでお参りしていた。日にちは決まっていなかったが、毎年5月、にんにくができるころに、お祭りをしていた。直会で一杯飲むときに、葉ニンニクを炒めて持って行った。ここの神社のお祭りは、神社の境内の周りに提灯などをぶら下げて、野天で食べたり飲んだりして、楽しいひと時であった。また、この神社の境内で、盆踊り大会も行っていた。

しかし、ここは水道もないで、お祭りは、集落センターで行うようになった。

なお、牛頭天王尊神社の中に、田の神神社の祠も仮置きされている。田の神神社の祠は、水田地帯の小高い森の中にあった

が、水田の基盤整備が行われているため、ここに仮置きされている。毎年9月に節句が行われ、新しい藁に赤飯を包み（「おつづ」と言っていた）、お供えをしていた。

④ 共同墓地

江井地区にも共同墓地が、上記の集落センターの隣に1か所ある。この墓地の管理責任者は区長であったが、地区の住民全員が、お盆前の清掃、参道整備を行っていた。なお、各班から一人ずつ選出された墓地委員が、巡回してお墓が荒れていなかどうかを監視していた。

萱葺屋根用の萱場があったころは、その管理は、墓地管理と併せてやっていた。

(イ) スポーツ及び文化行事

① 班対抗の運動会

江井地区では、2年に1回、9月に、集落センターで、地区を挙げての運動会を行っていた。これは、班対抗で、いろんな競技をしていた。

② 親子会

また、毎年8月には、小中学生対象の親子会が行われていた。これは、かなり盛大に行っており、部落の大きな楽しみであった。これには毎回80人くらい参加していた。

③ 花見

それから、集落センターは、綿津見神社の参道のすぐ横にあるが、参道には桜並木が植えられており、集落センターで花見会も行っていた。牛頭天王尊神社にも桜があり、馬頭講を兼ねて、花見が行われた。

④ 敬老会

前述のとおり、江井地区では、西内翁から青年会場の寄付を

受けたころから、これを記念して、青年団の人たちが江井の老人たちを慰安する目的で、敬老会という芸能発表会を始めた。江井の人たちには芸達者な人が多く、江井の敬老会は、演芸で有名だった。敬老会は、1980（昭和55年）まで続いたが、その後は、原町市社会福祉協議会（現在は南相馬市社会福祉協議会）が主催する敬老会として、継続していた。

(ウ) 農業用水の管理

既に述べたように、江井地区の多くの水田は、鶴江川と太田川から取水している。鶴江川は、可動堰を設けて取水していた。この川からの用水については、特に規約を設けた水利組合を作っているわけではないが、利用者が共同で水路の管理等を行っていた。

太田川には上流から合計13の堰があり、全体としては、市の土地改良区が管理しているが、それぞれの堰ごとに水利組合が作られている。江井地区は、最下流の堰から取水していたが、この堰は、江井地区だけではなく、下江井、小浜、小沢の4地区の利用者が共同で管理していた。管理は、毎年4月と8月に行われる。4月は田植えの前、8月は稲刈りの直前である。

また、江井地区には、ため池（「堤」と言っている）が3つある。妙見迫、与曾兵衛堤（大きなため池で、何年かに1回水抜きをしていた）、瀬川堤（この堤は江井にあるが、小沢の人たちの水田に利用されていた）である。これらのため池は、太田川水系とは別に、山際にある田んぼ（「江下」と言っていた）に水を引くために造られていた。管理は、ため池の関係者だけが行っており、毎年、稲刈りが終わった後、土手の草取りなどを行っていた。

エ 地域の自然環境について

鶴江川は、鶴谷というところから流れてきて、港の近くで太田川に合流する。下流では、コイ、フナ、ウナギなどが取れた。しかし、河川改修がなされた後は、魚が住める場所がなくなってしまった。また、この川の下流には、ヒヌマイトンボの生息地があった。

初発神社の境内には、スダジイの天然樹林がある。このスダジイの天然樹林は、わが国の常緑広葉樹林の北限であるということであり、1974（昭和44）年に福島県により、天然記念物に指定されている。

また、江井地区の丘陵では、キノコ（アミタケ、ホウキボダシ、コウダケ（香茸）、イノハナ等）や山菜（ワラビ、ゼンマイ、ミヨウガ等）が豊富に取れた。自家消費するほかに、親戚に送ったり、近所におすそ分けをした。

オ 地域の産業について

江井地区では、57戸のうち、36戸は専業農家又はそれに近い兼業農家であった。畜産農家（肥育牛）と建築業が1戸ずつあったが、これらも含めて残りの21戸も、なにがしかの農地を持っていて兼業農家であった。

そのため、江井地区では野菜は買うものではなかった。野菜は収穫時に沢山積れるので、必ず近所に「おすそ分け」をした。また、その見返りに「おすそ分け」が来た。その繰り返しだった。同様のこととは、山菜や、キノコが沢山採れたときにも行われていた。

カ 江井地区住民の日常生活について

江井地区の人たちは、ちょっとした買物は、大甕の商店に行っていた。

原町区でも江井以南(江井, 下江井, 堤谷, 小沢)は、原町区よりもむしろ、小高区の商圈で、小さいスーパー(古内, 上町)があったので、江井地区の人たちは、そこで日常の買い物をしていた。巡回タクシーが来ており、小高に行くには不便ではなかった。

ちなみに、かつて、江井地区の米は小高区の商人に売っていた。明治期に、江井地区の米を小高に運ぶための小高道と言われる道を作ったこともあった。江井地区の女性たちは、比較的最近に至るまで、野菜を小高に売りに行っていた。

また、本件事故前には、小高区には開業医が8軒くらいあつたので、江井地区の住民の多くは、小高区の医院に通院していた。

3 本件事故後の江井地区の概要

江井は、既に述べたように、4班から成っているが、各班の震災前後における戸数及び人数は、以下のとおりである。江井は、20km圏内に位置しており、警戒区域の中に入っていた。2016(平成28)年7月12日に避難指示は解除された(本人調書14頁)が、帰還を希望する人たちもまだ全員が帰還している状況ではなく、以下の人数は、2016(平成28)年12月20日現在、戻ることが推測された戸数、人数である。

以下の人数の中では、同年12月18日現在で、未だ戻っていない人もいる。その背景には、職人の人手不足で、家のリフォーム工事が進んでおらず、リフォームが終わっても畳ができていないといった事情もあり、今後帰還者が増える見込みはない。

もと住んでいた家に戻ってこない人は、20km圏外の他の地区に、家を建てたり、アパートを借りたりして、そこに定住するようにな

っている。

また、若い世代とりわけ子育て世代はほとんど帰還していない。子どもが帰ってきて小学校に通っているのは1戸だけである。このため、江井地区は、震災前と比べて、活気のない、将来性が失われた集落となってしまっている。

1班	震災前	13戸	27人	震災後	10戸	20人
2班	震災前	15戸	35人	震災後	9戸	22人
3班	震災前	12戸	43人	震災後	9戸	34人
4班	震災前	17戸	47人	震災後	9戸	19人

(原告櫻井文雄本人調書13頁)

なお、除染土壤の仮置き場は、江井地区にはないが、大甕地区（江井地区もこの中に含まれる）の大規模な仮置き場が、大甕地区の森合、日々沢、及び太田地区の広集落にまたがって造られている。この場所は、江井ではないといっても、江井から至近距離にあり、しかも（江井地区にも通じている）国道6号線沿いにある。大甕地区、太田地区から出た除染ゴミや除染土壤はここに集められる。現在、国が計画している中間貯蔵施設が稼働していないので、仮置き場がいつ撤去されるのか、見通しが絶たない状況である。

さらに、2018（平成30）年12月現在で、帰還していない世帯のうち、帰還したいという希望を持っているのは3世帯のみで、それ以外は江井地区には帰還しないと考えられる。

江井地区に帰還しないという理由としては、一つには、原発事故が発生し避難してから避難指示が解除になるまでに5年以上の期間が経過したことで、特に中学生など子どもを抱える若い世帯にとって、それぞれの生活の本拠が避難先に移ってしまったことが考えられる。もう一つには、本件原発事故によって放射性物質が放出されたが、特に子どもと女性がこれらの放射性物質による健康被害を受

けやすいと考えて、特に若い世帯が江井地区に帰還しないということが考えられる（本人調書14～15頁、原告半杭勝子本人調書17頁）。

3 本件事故後における江井地区の地域コミュニティの組織と活動

（1）地域コミュニティの組織

江井地区は、避難指示によって全戸が避難したため、江井地区にあった地域コミュニティの組織の全てが、一時は活動停止状態に至った。

しかし、江井地区の自治会組織である江井行政区は、避難者同士が連絡を取り合って何とか組織を維持してきた。そして、2016（平成28）年7月に避難指示が解除されたことを契機に帰還する者が出てきたことから、現在では、何とか活動はできているものの、後述するように、本件事故前と変わらない十分な活動ができているとはいえない状況にある。

老人会は、2016（平成28）年11月に会合を開き、活動を再開したばかりで、多くの会員たちは、今後のことに大きな不安を持っている（本人調書15頁、原告瀬川泰彦本人調書15頁）。

婦人会は、活動を再開するかどうか未定である（本人調書15頁）。

若妻会は、活動を再会できていない（原告瀬川泰彦本人調書15頁）。若い世代が帰還する見込みは極めて低いので、活動復活できる可能性は低い（本人調書15頁）。

子供会も、子育て世代が帰還していないため、復活の見通しが立っていない（本人調書15頁、原告瀬川泰彦本人調書15頁）。

青年団も、若い人たちがいないので活動を中止したままである（本人調書15頁、原告瀬川泰彦本人調書15頁）。

消防団は、本件事故後も、分団としての組織はあるが、活動も出動もしていない（本人調書16頁）。

水利組合は、太田川からの水利組合も鶴江川からの水利組合も未だ活動していない。今春も、江井で水稻作付ができるかどうかは未定である。

(2) 地域コミュニティの各組織活動

ア 江井行政区

江井行政区は、2016（平成28）年11月16日、江井地区の全戸からなる大字会を開いて、老朽化した集落センター、綿津見神社、牛頭天王尊の改修を決め、これらを計画的に改修していくことになった。なお、住民が共同で管理していた初発神社の参道については、スダジイ林が県の天然記念物に指定されている関係で、県が整備をすることになった。

江井行政区は、本件事故前は、花壇（1か所）に花を植えたり、ごみ拾いを行ったりしていたが、今のところやっていない。復活する可能性があるが、帰ってくる人たちの数や戸数が限られているので、これまでどおりの活動ができるかどうか不明であり、また、できるとしても、1戸当たり、1人当たりの負担が増えることも予想される。

江井行政区では、本件事故前、回覧板は、区長から各班長に、そして班長から各家庭にと回覧されていたが、未帰還者が多いためこのような回覧方法は取れず、現在、市から各戸に郵送している。

花見会の復活も、神社の祭礼も、復活の意向はあるものの、時期は未定である。

葬式については、本件事故前は、次のような手順で連絡等がなされていた。
①葬式ができた家から、班長に「家の○○が死んだ」という連絡がいく、
②班長から同じ班の人と区長に連絡がいく、
③区長から後の3つの班に連絡がいく、
④同じ班の家から、各戸

1人(ほとんど男)が出て手伝いをする、⑤遺骨は共同墓地に埋葬する。

共同墓地の管理は、本件事故後は中断していたが、2016(平成28)年から復活し、墓地委員が協議して、掃除の日程を決めて掃除をすることがやられるようになった。しかし、その余の葬式に関わる活動については、前述のとおり、帰還する戸数や人数が限られているので、これまでどおりの活動ができるかどうか不明である。

(イ) 老人会

江井地区の老人会は、80歳を超えた人は、名譽会員となり、会費を徴収せず、いろいろな行事に参加したければしてもいいということになっている。震災中に80歳を超えた人がたくさんいたが、80歳を超えた人に記念品を贈呈した。

前述のとおり、2016(平成28)年11月に、本件事故後初めての総会を開き、役員人事や、今後の活動について話し合った。具体的な活動計画は未定であるが、本件事故前に行っていた神社の清掃作業、集落センターの花壇の花植え・管理、懇親会を兼ねた慰安旅行などは、これから復活していくことになった。しかし、帰ってくる人たちの数や戸数が限られているので、これまでどおりの活動ができるかどうか不明である。

なお、2018(平成30)年11月21日の時点で、江井集落センターや綿津見神社の境内に落葉が大量に落ちたままになっている(甲A121・写真3の2、同・写真3の9)が、その理由は、本来これらの落葉を掃除するはずの老人会がまだ活動をしていないからである(本人調書16~17頁)。

(ウ) 婦人会及び若妻会

婦人会及び若妻会の活動再開は未定である。特に若妻会は復活

できる見込みが薄い。そのため、この両会が合同で行っていた子牛田講は中止されたままであり、復活の見通しは立っていない（本人調書 15 頁）。

エ 子供会

前述のとおり、子育て世代が帰還していないため、復活の見込みは薄い（本人調書 15 頁）。

オ 青年団

若い人たちが帰還していないため、活動を中止したままであり、復活の見込みは薄い（本人調書 15 頁）。

カ 消防団

20～40代の人たちが団員となっていたが、そのような世代の人たちは帰還していないため、活動は中止したままで、再開は未定である。地区内に小型ポンプ（本件原発事故前に設置された可動式ポンプ）が備えてあるが、可動式ポンプを稼働するには最低5人が必要であるにもかかわらず、人数が揃わないため（2018（平成30）年12月5日の時点で、江井地区には、消防団員は、3人帰還したのみである。），稼働することは困難で、地区内で火事が起きても広域消防に頼るしかない状況にある（本人調書 16 頁）。

（3）江井地区における各種行事について

ア 伝統行事

綿津見神社の獅子舞は5人必要で青年団が担当していた。笛吹や太鼓たたきには熟練した技術がいるし、また、獅子舞は体力を要するので若い人でないと行うことは困難である。そのため、獅子舞は若い人たちが帰って来なければ復活することは困難である。

綿津見神社の境内にある「子牛田様」の祠を祀る子牛田講の復活の見込みがないことは、前述のとおりである。

牛頭天王尊の6月14日のお祭り、初発神社の9月22日の例祭は、2016（平成28）年までは中止されたままであった。2017（平成29）年に再開の可能性があるが、従前のようなお祭りを実施できるかどうか、未定である。

馬頭観音のお祭りは、家畜のいる家はないので、復活する可能性はない。

田の神神社は、各戸がお参りをし、毎年9月の節句に「おつつ」をお供えしていたが、稲作がなされないままとなっているので、復活はしていない。

本件事故後に江井地区の住民の人数が減少したため、各神社の祭礼を維持するために、2018（平成30）年12月の時点で、隣組長の会や氏子総代、行政区長らが集まって相談した結果、江井地区に3箇所ある神社の祭礼を1か所にまとめて、年1回に開催回数を減少して実施するという提案がなされている（本人調書17頁、原告瀬川泰彦本人調書15頁）。

また、牛頭天王尊神社の入り口、綿津見神社の参道、初発神社の入り口に、2017（平成29）年に台座が造られ、その台座にアルミニウム製のポールが立てられている（甲A121・写真2の2、同・写真3の5、同・写真4の2）が、これは、本件事故後に江井地区の住民が減少したため、少ない人数でも祭典を行うのに便利なために造られたものである（本人調書17～18頁）。

イ スポーツ及び文化行事

江井地区では、2年に1回、9月に、集落センターで、地区を挙げての運動会が盛大に行われていた。子どもが中心の行事であったので、子どもが帰って来ない現状では、復活する見込みはない。

毎年8月に行われた小中学生対象の親子会も復活の見込みはない。

集落センターでの花見会は、復活する可能性はあるものの、時期は未定である。

敬老会は、南相馬市社会福祉協議会（以前は原町市社会福祉協議会）が主催する演芸会に参加していたが、本件事故後は避難のため参加できなくなり、避難解除がなされた2016（平成28）年からは、数名が出席するようになった。

(ウ) 農業用水の管理

農業用水の除染がまだ済んでおらず放射性セシウムの沈殿があるため、農業用水の管理は未だ復活していない。

江井地区にあった、明智の堤、妙見迫の堤、与ソ兵衛堤といった溜池は、いずれも放置されて管理されていない状況にある（甲A 121・写真1の1、同・写真5の2、同・写真5の5、本人調書20頁、南相馬・検証ポイント内行程図・写真撮影報告書・写真11の9、原告瀬川泰彦本人調書6～8頁、同16頁）。

(4) 江井地区の自然環境について

山林に行く道路及びその両側20mについては除染するが、それ以上はやらないということとされているため、今後長期間にわたり、山林の利用は困難である。

川の除染や、ため池の底泥の除染は未定である。

本件事故後に帰還した住民で、江井地区で魚捕りをしている者はいない（原告瀬川泰彦本人調書17頁）。

なお、江井地区内ではキノコ、山菜等は採れないが、2016（平成28）年に、近隣地区からもらったアミタケをもらって検査したところ、6000Bqあったことから、江井地区の住民は、未だ地場

産のキノコや山菜を食べないようにしている（本人調書21頁，甲A113・写真29，原告瀬川泰彦本人調書17頁）。

（5）江井地区の産業について

本件事故前の江井地区における基盤産業は農業であった。2018（平成30）年12月の時点で、江井地区では、一部で栽培が始まられているが、この栽培は、原町南部基盤整備組合が設立した耕作会社（南部ファーム）によるもので、南部ファームには、江井地区の住民はいない。そのため、江井地区の住民で、自ら耕作や栽培をする形で農業を再開している者は誰もいない状況にある（原告櫻井文雄本人調書13頁）。その他の江井地区の畠は、放置されて、荒れ放題の状況にある（原告半杭勝子本人調書19頁）。江井地区の基盤産業であった農業を生業とする住民が帰還して、実際に農業を再開しないかぎり、江井地区全体の組織が破壊されてしまうことが危惧される（本人調書18～19頁）。

1軒あった畜産農家（肥育牛）も、未だ再開していない。

1軒あった建設業者は、避難先で仕事はやっているものの、帰還はしていない。

（6）江井地区における日常生活について

原町区でも江井以南の地区（江井、下江井、堤谷、小沢）は、原町よりもむしろ、小高の商圈だったので、2016（平成28）年7月の避難指示解除を機に、小高でもスーパー、魚屋などが開店するようになったことから、江井地区の住民は、小高にも時々行くようになった。また、江井地区には、魚、肉、卵、納豆など等の日常食品を扱う行商人が再び来るようになった。しかし、小高は以前のような活気は戻っていないし、行商人の扱う品数や来る頻度も少ないと

め、他の用事で原町の街の中に車で行くときに、ついでに買い物をしてくる、という状態である。

本件事故前、江井地区の住民が利用していた小高の開業医は、避難のためいなくなり、市立病院が1軒（内科と外科だけ。入院設備なし）と内科、整形外科が各1軒ずつ復活しているが、江井地区の住民は、引き続き原町区にある病院に通っている。しかし、原町の市立病院は混んでいて、半日費やすことになり、また、重病の人は福島県立医大病院に（重症の患者はヘリコプターで）送られてしまう。

寺の住職は、子どもがいて避難中のため、葬儀や法事があるときだけ避難先から出向いてくる状態である。

4 ふるさと喪失・変容慰謝料について

人を取り巻く自然環境や文化環境は、地域コミュニティとして、人間の生存と成長さらには人々の日常生活にとって必要不可欠の条件であって、これらが保全、維持されることは、人間の生存と生活にとって最も重要な条件の一つである。

これらは、地域の自然環境を基盤に、長い年月をかけた地域の住民の働きかけと住民相互の交流等によって形成されてきたものであり、他のものと代替することは不可能である。

江井地区の住民にとって、江井地区の自然環境及び文化環境こそが、自らの人格を育んできた地域コミュニティであり、精神的な拠り所としてのふるさと（故郷）であった。

江井地区の原告らは、ふるさとである江井地区において、地域の人々との触れ合い、家業であり生き甲斐であった農業生活、豊かな自然の恵みなどの広範、多面的、複合的な利益（これを「地域生活利益」という。）を享受してきた。地域住民にとって、この地域生活利益は法的利益であり、それを享受する権利がある。この地域生

活利益を包括的に享受する権利は、「コミュニティ生活享受権」あるいは「地域生活享受権」と呼ぶべきものである。

しかし、江井地区の住民は、本件事故によって、それまで地域生活利益を享受していた地域コミュニティを失い、「ふるさとの喪失感」をそれ以降長期にわたって抱きつつ新たな生活を余儀なくされている。これらの事態は、まさにふるさとの喪失というべきものである。

この「ふるさとの喪失」は、「避難生活を余儀なくされたこと」による「著しい生活阻害」とは、別個の「コミュニティ生活享受権」あるいは「地域生活享受権」の侵害である。

地域コミュニティは、住民の多くが帰還しなければ、元の姿とは異なるものになってしまい、故郷（ふるさと）を回復したとは言い難い。そして、そうした変質した地域コミュニティであっても、従前の地域コミュニティと同様の機能を有するものに作り上げるには、長い年月を要するのであり、そのための苦労も甚大なものとならざるを得ない。

このように、江井地区の地域コミュニティの侵害は回復不能であり、地域コミュニティ構成員の今後の生活全般に深刻な影響を与え、この深刻な影響は各構成員の一生につきまとうものである。

第12 零地区の変容状況について

1 証拠関係

零地区については、基本的には同地区の地域代表として作成した原告高田一男（甲A79）の陳述書によっている。

2 本件事故以前の零地区の地域コミュニティの状況について

(1) 本件事故以前の零地区の概要

（ 霽地区は、1889（明治22）年に旧大甕村に合併するまで霽村として存在していた集落で、霽行政区という名の自治会が管轄する地域である。霽地区は、全戸が、福島第一原発から20キロ圏外、30キロ圏内にあった（甲C26-1）。

（ 霽地区には、本件事故以前には、原告高田一男一家（原告番号1）、同高野傳一家（同26）、同北原ツヤ一家（同27）及び同高田克信一家（同32）が所属していた。

（ 霽地区の住民は、後述のとおり霽地区にある各組織の活動によって、様々な便益を受けるだけでなく、こうした組織に所属し、自らも活動して地域に貢献することで、互いにその利益を与え合い、享受し合ってきたという意識によって生き甲斐を感じるとともに、こうした意識が霽地区住民の精神的な絆を作っていた。

（2）地域コミュニティの組織について

ア 概要

（ 霽地区には、霽地区を管轄する霽行政区の外に、和康会（老人会）、婦人会等の組織があった。また、消防活動を担う消防団分団や農業用水路を管理する水利組合等もあり、各戸、各人がそれらの組織に所属し、活動をしていた。

（ これら地域コミュニティ組織の活動は、大甕生涯学習センター等を使って行われていた。

イ 霽行政区

（ 霽行政区は、霽地区の全戸が所属する自治会であり、回覧板を回しての市からのお知らせや地域の諸行事を告知する等の情報提供活動、地域のお祭りに役員を出す活動、地域の球技大会の会費を出す活動等を行っていた。

（ また、霽行政区の下部組織として、十数戸前後の家で組織する

「班」が6班あり、各班内で葬式の手伝い等を行っていた（甲C
26-1）。

ウ 和康会（老人会）

和康会は、零地区に住む満60歳以上の者全員で組織する老人会であり、会員は年会費1000円を支払うとともに、津神社の清掃活動や、花壇の花植え、管理等の活動を行っていた。

エ 婦人会

婦人会は、零地区に住む女性で組織する会で、集落全体の清掃活動等を行っていた。

オ かかし会（青年会）

かかし会は、零地区に住む若者で組織する会で、年に1回の親睦旅行や花見、忘年会等の企画を行って、それぞれの親睦を深める活動を行っていた。

カ 消防団

消防団では、日々消防活動の訓練をする外、火災防止や水難事故防止のためのパトロールも行っていた。

消防団のメンバーの確保に苦労はしていたものの、比較的高齢の住民も参加する等して、上記のような活動を行っていた。

(3) 本件事故以前の零地区における各種行事について

ア 伝統行事

零地区には、津神社があり、毎年、4月20日と9月2日には、収穫を祈って、神樂を奉納する祭りが行われていた。この祭りは、氏子や行政区の役員だけが参加する祭りだったが、毎年1月2日にお行われる祈祷祭は、零地区の住民の3分の2ほどが参加する盛大なものだった。津神社は、高台にあり、眺望が良かったことから、そこからの眺めが好きな住民が多くいた。

なお、零地区には、3か所の共同墓地があり、毎年8月の第1週ころに、墓地所有者全員が出席して、お盆に向けた草刈りやごみ拾い等の活動を行っていた。

イ スポーツ及び文化行事

零地区では、毎年8月に、組対抗の球技大会を行っていた。大会では、綱引きやバレーボール等の競技が行われ、住民は、合間に一緒に食事をする等しながら、活発に競技を行い、親睦を深めていた。

(4) 本件事故以前の地域の自然環境について

零地区は、川や海、山等多様な自然環境に恵まれていた。

零地区には、北川という川が流れしており、住民が釣りをしたり、遊んだりしていた。

また、零地区は、海に面していることから、海で釣りを楽しむ住民もあり、スズキやイシモチ等が釣れていた。

さらに、山菜やキノコ採りを楽しむ住民も多くいました。ワラビ、ゼンマイ、タラの芽等の山菜や、イノハナ、アミボタシ等のキノコが採れていた。

なお、零地区では、飲み水には地下水を水源とする市の水道水を使用していたが、住民の中には、自家用井戸を持ち、井戸水を生活用水に使用する家もあった。

(5) 本件事故以前の地域の産業について

零地区には、株式会社シマ商会、株式会社大内新興化学工業、三和化学工業株式会社という3つの大きな事業所が存在し、住民の雇用の場となっていた。

また、零地区には、特段商店はなかったことから、近隣の北原

地区の店に買い物に行く住民が多くいた。

(6) 本件事故以前の農業を通じての地域住民の交流

零地区では、多くの家が家庭菜園を持ち、自家消費用の野菜を栽培し、余った収穫物については、親戚や近所同士でお裾分けをし合って、住民同

また、零地区で使用する農業用水は、新田川の横川ダム及び高野倉ダムから取水しており、零地区と近隣の北原地区の人たち等とともに、「西野川原水利組合」を作り、ダムの水の利用や用水路の草刈り等管理の作業を行っていた（甲C26-1）。

3 本件事故による零地区の地域コミュニティの喪失・変容について

(1) 本件事故後の零地区の概要

零地区では、震災による津波の被害で25戸の家が自宅を破壊されたほか、津波の被害を免れた世帯も、多くが本件事故による放射線被ばくを避けるため避難をした。

現在では、住民の帰還が進んでいるものの、津波により家屋を失った18戸が他地区に転出したこと等により、現在は135戸となっている。

帰還した世帯であっても、少なくともそのうち6世帯は、若い世代が現在も帰還せずに別居生活を余儀なくされている。

その結果、零地区の地域コミュニティは以下のとおり、本件事故前の状況から大きく変容してしまっている。

(2) 地域コミュニティの各組織の活動

ア 零行政区

前述のとおり、世帯数が減少し、特に若い世代の帰還が進んで

いない現状では、活動は再開しているものの、活動参加者の減少や高齢化が進み、従前に比して不活発になっている。

イ 和康会（老人会）

世帯数の減少や高齢化により、担い手が10名以上少なくなり、人手が足りないことから、他地区の人等に手伝ってもらって、何とか活動を維持している状況である。

ウ 婦人会

世帯数の減少や高齢化により、担い手が少なくなり、活動の維持が困難になっている。

エ 消防団

本件事故前から、消防団のメンバーの確保に苦労はしていたものの、本件事故等により、若い世代が減少した現在では、さらにメンバーの確保が困難となっており、40代以上の年齢の高い住民にも参加してもらって、何とか活動を維持している状態である。

(3) 駅地区における各種行事について

ア 伝統行事

津神社で行われていた祭りは、現在も行われているが、世帯数の減少や高齢化により、参加者も減り、寂しいものになってしまった。

また、津神社からの眺望についても、最近は境内にある樹木の手入れができる住民が少なくなってしまったことから、手入れが行き届かず、眺望が悪くなってしまった。

イ スポーツ及び文化行事

本件事故等による若い世代の減少や高齢化により、競技を行うことが不可能になって、球技大会は行われなくなり、住民同士の交流の機会が失われてしまった。

(4) 地域の自然環境について

本件事故による放射能汚染による影響を恐れて、釣りを楽しむ住民はほとんどいなくなってしまった（原告北原敬司本人調書4頁）。

さらに、山菜取りについても同様に、本件事故による放射能汚染による影響を恐れて、山菜取りを楽しむ住民はほとんどいなくなってしまった（原告北原敬司本人調書5頁）。

(5) 地域の産業について

本件事故による影響で、北原地区で営業していた複数の大型スポーツ用品店や飲食店が撤退してしまったことから、住民は、これらの店で買っていた商品等を仙台やいわきまで出かけて買いに行かなくてはならなくなる等の不便を被っている。

(6) 農業について

零地区では、本件事故前、稲作を中心として、53戸が農業に従事していたものの、本件事故による影響等から、ほとんど稲作が行われなくなっていたが、2016（平成28）年から、そのうち48戸で稲作を始めている。しかしながら、放射能汚染への不安や風評被害による販売不振を恐れて、今後も稲作を続けていけるか不安に思っている農家がほとんどである。零地区で稲作を行っていた原告北原敬司は、耕作面積や価格の減少により、本件事故前には稲作による所得が450万円程度あったものが、事故後の現在では、45万円程度と10分の1に減少していることを証言している（原告北原敬司本人調書13～16頁）

また、零地区では、多くの家が家庭菜園を持ち、自家消費用の野菜を栽培し、余った収穫物については、親戚や近所同士でおすそ分け

けをし合って、住民同士の交流が図られていたが、放射能汚染への不安等を理由にそのようなことはほとんど行われなくなってしまった。

(7) 霽地区住民の地域コミュニティに対する思い

以上のとおり、本件事故による影響で、霽地区的住民は、誇りとしていた、豊かな自然環境からの恵みを楽しむことができなくなり、近隣との交流や、地域コミュニティの各組織の活動も減少してしまった。

それらの結果、霽地区的住民は、ふるさとに対する愛着や誇り、住民同士の一体感等を持てなくなりつつある。

4 ふるさと喪失・変容慰謝料について

人を取り巻く自然環境や文化環境は、地域コミュニティとして、人間の生存と成長さらには人々の日常生活にとって必要不可欠の条件であって、これらが保全、維持されることは、人間の生存と生活にとって最も重要な条件の一つである。

これらは、地域の自然環境を基盤に、長い年月をかけた地域の住民の働きかけと住民相互の交流等によって形成されてきたものであり、他のものと代替することは不可能である。

霽地区的住民にとって、霽地区的自然環境及び文化環境こそが、自らの人格を育んできた地域コミュニティであり、精神的な拠り所としてのふるさと（故郷）であった。

霽地区的原告らは、ふるさとである霽地区において、地域の人々との触れ合い、家業であり生き甲斐であった農業生活、豊かな自然の恵みなどの広範、多面的、複合的な利益（これを「地域生活利益」という。）を享受してきた。地域住民にとっては、この地域生活利益

は法的利益であり、それを享受する権利がある。この地域生活利益を包括的に享受する権利は、「コミュニティ生活享受権」あるいは「地域生活享受権」と呼ぶべきものである。

しかし、零地区の住民は、本件事故によって、それまで地域生活利益を享受していた地域コミュニティを失い、「ふるさとの喪失感」をそれ以降長期にわたって抱きつつ新たな生活を余儀なくされている。これらの事態は、まさにふるさとの喪失というべきものである。

この「ふるさとの喪失」は、「避難生活を余儀なくされたこと」による「著しい生活阻害」とは、別個の「コミュニティ生活享受権」あるいは「地域生活享受権」の侵害である。

地域コミュニティは、住民の多くが帰還しなければ、元の姿とは異なるものになってしまい、故郷（ふるさと）を回復したとは言い難い。そして、そうした変質した地域コミュニティであっても、従前の地域コミュニティと同様の機能を有するものに作り上げるには、長い年月を要するのであり、そのための苦労も甚大なものとならざるを得ない。

このように、零地区の地域コミュニティの侵害は回復不能であり、地域コミュニティ構成員の今後の生活全般に深刻な影響を与え、この深刻な影響は各構成員の一生につきまとうものである。

第13 小沢地区的地域コミュニティの状況について

1 本件事故以前

(1) 本件事故以前の小沢地区的概要

小沢地区は、原町区内の地域の一つであり、旧大甕村の一部であった。

小沢地区には、本件事故前には49世帯があり、本訴原告の中で

は、原告夫婦の外に、原告谷地茂（原告番号8-1）の一家が居住していた。

（2）地域コミュニティの組織

小沢地区には、小沢行政区、若妻会、婦人会、老人会、青年団、消防団、5つの組（小字）、水利組合などが存在した。

ア 小沢行政区

小沢地区全体の例会が毎年4月に開催され、区長（2年ごとの改選）、役員の選任、年間行事などの確認を行っていた。例会には原告清意が参加していた。

なお、5つの組は密接な近所付き合いであったため、特に例会などは存在しなかった。

イ 若妻会

若妻会は、35歳までの主婦により構成され、集落センターを利用して子育て相談会、年1回の旅行などを行っていた。

ウ 婦人会

婦人会は、36歳から60歳位までの主婦により構成され、集落センターを利用しての料理教室、手芸教室などを行い、年1回は相馬野馬追の前夜祭の盆踊りに若妻会と共にチームを編成して出演した。

エ 老人会

老人会は、60歳をこえた男女により構成され、月1回の例会があり、日帰り旅行・1泊旅行が、各々年に1回行われていた。

また、集落センターにあった共同花壇の除草作業などの手入れを行っていた。

オ 青年団

青年団は、消防団の中心をなすと共に、神社に奉納する獅子舞を担当していた。年末になると、その練習を集落センターで行い、練習

終了後に酒盛りを行うことなどを常としていた。青年団独自の一泊旅行も年1回行われていた。

長男一守が青年団・消防団の両方に参加していた。

消防団は年1回の消防大会に参加すると共に、年に何回か、その練習をしていた。

力 5つの組

5つの組は、各組ごとに旅行積立があり、年に1回1泊旅行が行われていた。1戸から1人、殆どは老人が参加していた。

(キ 水利組合

小沢は海辺の集落であり、ほぼ毎年のように夏にはヤマセ（北東からの冷たい風）があるため、米の出来は良くなく、専業農家は一軒もなく、全て兼業農家であった。ほぼ全戸が水田を所有していたため、水利組合に加入していた。

水利は太田川、鶴江川、江井地区にある瀬川堤と呼ばれる溜池などから得ていた。

(3) 地域コミュニティの各種行事

ア 福一満虚空蔵尊菩薩

小沢地区の求心力の中心が福一満虚空蔵尊菩薩であった。

別名丑寅虚空蔵尊とも呼ばれ、茨城県東海村の村松虚空蔵尊、会津柳津の虚空蔵尊と並び称される程に靈験のある虚空蔵様とされていた。

また、鰻の神様といわれ、鰻の絵馬を奉納するのが習慣であった。

従って、小沢集落の者は鰻を食べては駄目だとされ、生涯で鰻を口にしたことは一度もない住民もいた。

3月13日と9月13日が祭礼であり、この日はウイークデイであっても小沢の住民全員が勤めを休んで祭りに参加していたが、近年は都合のつく者だけの参加となっていた。

この日には、原町区太田の岩屋寺の住職が来て御経を唱え、青年団を中心とする獅子舞が奉納された。

籠堂が作られて、そこに酒席が設けられていた。

祭りに来た人は順番に籠堂で酒や食物を飲食する事になっていた。

しかし、籠堂が余りにも狭かったため、近年は公民館で飲食するようになった。

イ 天神様

小沢地区には天神様もあり、その祭礼は5月5日で、昔は中学生以下の男子のみが参加できることになっていたが、少子化に伴い女子も参加するようになった。

子ども達は祭りの前日、地区の全戸を回って御札を配ってその代金を集め、祭りの当日、原町区の小高神社から来る禰宜の御布施にした。

御神輿の「お浜下り」と言わされて、海岸まで子ども達の手によって御神輿が運ばれ、桶で汲まれた海水を御神輿に供え、禰宣が御祈祷をした。

その往復の際には子ども達の手によって、榊、五色（紅、白、黒、青、黄）の旗、天神天満宮と大書した旗などが掲げられ、また、子ども達は祭礼の日にも全戸を回り、各戸では米、賽銭、柏餅、お菓子などが渡された。

ウ バレーボール大会

年1回、稻刈り前の敬老の日の直前の日曜日に、地区センターの駐車場で各組対抗のバレーボール大会が行われ、その後は、芋煮会兼カラオケ大会となった。

その席で新入者（結婚して新たに小沢の住人となった人）の紹介が行われた。芋煮会といつても、組によってはバーベキューをやることもあった。

工 獅子舞

毎年正月2日午前10時には、全戸から人が虚空蔵尊に集まり、その年に厄年を迎える人のお祓いをして、獅子舞を奉納した後、地区と家内の安全を祈願した。

その年に厄年を迎える人の家には、全戸の人が御祝儀を持って訪問し、酒や肴を振る舞われる習慣であった。

地区の全戸から必ず1人は厄年を迎える人の家を訪問していた。

小沢地区の獅子舞は、一匹で笛太鼓などのお囃子がついており、青年団が中心となって演じた。虚空蔵尊の境内で演じられるほかには、正月に厄年を迎えた住民の居る家を訪ねて演じられていた。

オ 旧大甕村の各地区対抗の運動会、文化祭

小沢地区は、旧大甕村の一部として、大甕生涯学習センターに於いて一年毎に交替で行われる、旧大甕村の各地区対抗の運動会、文化祭にも出場していた。

原告宅では、いずれの行事にも子供が小さい時には、家族みんなでの参加であったが、子供が大きくなってからは、時間の都合の良い人が行くという感じであった。

カ 水路の清掃

毎年春と秋には、地区全員で地区内の水路の底泥を搔き揚げ、水路周辺の草を刈る作業が行われていた。

(4) 小沢地区の施設

ア 地区センター

小沢地区の地区センターは、1983(昭和58)年に各戸が10万円を出して捻出した計490万円に、市からの補助金70%を加えて建築され、婦人会の料理教室、獅子舞の練習、各組の例会などに利用されていた。

その他に35歳までの主婦による若妻会が、子育て相談会などを

していた。

イ 共同墓地

原告宅の南側の地区で一番高い場所に共同墓地があった。

地区の人は皆ここに葬られるのが慣例であった。

地区の総会で、毎年墓地管理委員が選任され、管理を担当していた。

(5) 小沢地区の自然環境

小沢地区の東側は太平洋に面しており、西側に丘が存在し、南北は平坦であった。人家は、海辺の堤防から西の丘に向けて続いており、丘の頂上が共同墓地で、共同墓地が小高区との境界になっていた。

江井地区から流れてくる鶴江川では、コイ・フナ・ドジョウ・ウナギなどが豊富に釣れた。

特にウナギは小沢地区の人は食べず、従って採ることもないので沢山棲息していた。

このことを知っている他地区の人々が来て釣り上げていた。

西側の丘の麓には溜池があり、農業用水に使われていたが、ここにも沢山の魚が居るとされ、釣りをする人々が絶えなかった。

山菜・茸は各所の雑木林で採れ、これは、好きな人が採って、自分で食べたり、近所に配ったりしていた。

小沢地区には竹林はなかったので、筍は採れなかった。

気候は、冬は特に寒い事もなく、雪は何年かに1度降る程度で、5cmも積もると大雪とされていた。台風の被害は伝えられていない。

夏には、田植えが終わる頃からヤマセと呼ばれる北東からの涼しい風が吹き、稲の生成には悪影響であったが、人々の生活にとっては楽であり、エアコン・扇風機の類は、小沢地区の人々は購入した事はなかった。

但し、汐風のため、バイク・車・金属製の機械・建物などが錆びるのが、他地区よりはかなり早かった。

海の魚は豊富であり、浜で釣りをする人々は一年中存在した。

また、春先に海が荒れると、砂浜に沢山のホッキ貝がうち上げられた。

年に1回2回しかない機会であったが、ホッキ貝が手掴みで幾らでも取れた。

この貝については漁業権の対象にはならず、誰でも取って良いとされていた。この事は南相馬市の人々は皆知っており「もう、そろそろ時期だ」という頃に海が荒れると、市内の全域から人が集まり、小沢地区の海岸はお祭り時のように多くの人びとで埋め尽くされた。なかには軽トラックで来て、荷台に満載にしていく人も居た。

ホッキ貝は流れについて直ぐのものは砂を含んでいないので、簡単に調理が出来た。味は良く、ホッキご飯・バター炒め・お吸い物など、何に調理しても美味しかった。

(6) 農業を通じての地域住民の交流

小沢地区では野菜は買うものではなく、交換するものであった。

野菜は旬の時期に沢山採れるので、必ず近所に「お裾分け」をした。

その見返りに「お裾分け」が返ってきた。その繰り返しであった。

「畠の仕事でそういう形で自分で食べて、余ったものは隣近所にお裾分けして、またその見返りが来るので、情報っていうものはその母親からの話でつながっていました。」(原告山下清意調書 P.3)。

近所に病人が出れば、親しい付き合いのある組内の人人が替わり番で看病をした。子どもの世話も同様であった。

また、今から10年位前までは組内で葬式があると、1戸から男女各1人計2人の人が手伝いに出て、男は葬式の準備、女は料理の

準備をした。

(7) 本件事故以前の小沢地区住民の地域コミュニティに対する思い

小沢地区の住民は、温暖で且つ海の幸、山の幸に恵まれ自然豊か、そして地域住民の絆が強い地域コミュニティでの生活であった。

その状況を原告山下清意（原告番号9）は、以下の如く法廷で陳述する。

「問 子供の頃、隣にいてご飯を食べちゃったってことがあるのですか。

答 それはもう常でありまして、でも、とがめることはしませんでした。

問 勝手に上がり込んでもですか。

答 はい、そうです。

問 前に谷地とし子さんも証言してくださいましたけど、小沢っていう地区はそんなふうにお互いのきずなが強くて、気候的にも大変住みやすい所だったということでおいいですか。

答 はい、その通りです。」（山下清意本人調書2頁）

このように住民は小沢での生活に充実感を覚え、ストレスなど感じることなく、誇りを持って生活していた。

2 本件事故後

(1) 小沢地区は、本件事故前には49戸があったが、このうち47戸が津波の被害を受けた。

小沢地区は、福島第一原子力発電所から18kmの距離に位置しており、再び本件事故と同様の事態に至ることを恐れ、全戸避難となつた。

津波被害を受けた47戸が存在する地域は、2011（平成23）年度中に国から「津波危険区域」に指定され、47戸の宅地全てが

国から買い上げられた。

そのため、小沢地区は、原状復帰は不可能である。高台移転等による復興もあり得たが、前述のとおり、福島第一原子力発電所から18kmの距離にあり、事故の収束及び廃炉過程において、本件事故と同様の放射能汚染が危惧されたことから、全戸が復帰断念となつた。

津波被害を全く受けなかった2戸のうち、1戸が谷地家で、もう1戸が「タバコヤ」という屋号の家であった。「タバコヤ」は2013（平成25）年中には、荷物を全て運び出して空き家となり、谷地家は、南相馬市との協議で「1戸では地区にならない。」と言われたこと也有って、2014（平成26）年に解体、撤去された。

以上のとおり、小沢地区の地域コミュニティは、本件事故によつて、完全に破壊されてしまった。

(2) その後も、小沢地区総会は年1回開催されてはいるが、出席する旧住民の数は年々減り続けており、解散が検討されている。

第14　まとめ

以上のとおり、本件事故当時、原告らが住んでいた南相馬市原町区は、本件事故によって、自然環境、民生、産業等あらゆる面で大打撃を受けたものの、櫻井前市長はじめとする市職員及び市民の日々の努力によって、ある程度の復興はしているものの、本件事故がなかりせばかくのごとくと言える状況には遠く及ばないことは明らかである。

第6章 故郷喪失・変容損害

第1 「ふるさと喪失・変容」の意義

1 はじめに

原告らは、本件原発事故により、原告らがそれまで居住していた地域（故郷）に大量の放射性物質が降り注ぎ、避難指示が出された結果、故郷から避難することを余儀なくされた。

その避難指示は、地域により多少の期間の違いはあるものの、長期にわたり継続した。

その結果、原告らは、故郷での生活を失った。

ここでは、故郷喪失・変容慰謝料を基礎づける事実である、本件原発事故当時の原告らの故郷での生活の状況と、本件原発事故後の故郷の状況を述べる。

2 故郷の意義

原告らが主張する「故郷」とは、単に当該地域それ自体を指すものではない。

故郷での生活全般を指すものである。

すなわち、故郷とは、「原告ら避難者が本件原発事故前までその日常生活を送ってきた場、なりわい（生産）を営んできた場、そういうものとしての地域である」（甲A134、平成29年3月22日除本証人尋問調書4頁）。

3 原告らの故郷とその喪失

(1) 生活の場としての地域

ア コミュニティ

(ア) 本件事故前のコミュニティ

I 家族とのコミュニティ

原告らは、故郷において、配偶者、子ども、孫、親、祖父母、ペットとともにひとつ屋根の下で生活してきた。

原告らの中には親・子・孫の三世代で一つの住居で生活する家族も多く（例えば、原告鈴木豊子一家や原告佐藤妙子一家、原告川岸利夫一家など。），中には親・子・孫・曾孫の四世代9人で生活する者もいた（原告鈴木久夫一家）。

「私、川岸利夫（原告番号14-1）と妻友理子（原告番号14-2）は、後記小浜の自宅で私ども夫婦を中心に、長男邦彦夫婦、その子供ら（つまり私の孫）3名の2世帯3世代合計7名で、にぎやかに暮らしていました。3名の孫は本件事故当時2歳、5歳、7歳と活発でかわいい盛りでした。（甲C14-1：原告川岸利夫陳述書2頁）」

「私ども家族は、後記のように私鈴木久夫夫婦を中心に、私の両親である鈴木富雄・サワの夫婦、長男夫婦である鈴木孝洋・貴美子の夫婦、その子供ら3名の合計9名で、福島第一原発から20km圏内にある前住所において、棟並びで連結した2棟の建物（延べ約85坪）を建て、にぎやかに暮らしていました。（甲C17-1：原告鈴木久夫陳述書2頁）」

また、一緒に生活していないなくても、同じ敷地内であるとか、極めて近いところに家族で生活していたことが多かった。こういう場合は、食事を一緒にとり、そのときにその日の話を交流するなどして、密接なコミュニケーションをとっていたことも多かった。

例えば、原告瀬川泰彦は、同一敷地内に娘夫婦とその子供たち（原告瀬川泰彦にとっては孫）が暮らす家があり、食事はほとんど一緒にとっており、孫たちが母屋の方に遊びに来るということもよくあって、孫たちは学校から帰ってくると、ほとんど原告瀬川泰彦夫婦の所に来ており、孫たちは原告瀬川泰彦とお風呂に入るのが大好きで、テレビも毎晩一緒に見ていた。（原告瀬川泰彦本

人調書 4 頁)

原告門馬経房の長男一家も、元々は原町区に住んでいたが、跡を継ぐ（先祖代々の田畠を継ぐ）ために本件事故の前年に原告門馬経房宅の近くに家を建てて居住し始めたところであった。（原告門馬経房本人調書 1～3, 32～33 頁）

原告藤沢清一と原告唯野一美は親子であり、600m 程しか離れていない場所に居住していた。

「私の両親がそばに住んでいるということ、私が大甕で育つたので、大甕の人たちが、皆さんいい人たちばかりだったので、地元でないうちのだんなが一緒に住んでも住みやすいかなと思って、そこに建てました。（原告唯野一美本人調書 1～2 頁）」

原告唯野一美の夫である原告唯野博之は釣りを趣味にしており、魚釣りやその後の調理を通じて、原告唯野一美夫婦と子供たちと原告藤沢清一の親子 3 世代で交流していた。

「私、だんなと子供、またあと父親と一緒に夜釣りなど行って楽しんでいました。…私はさばけないので、お父さんにさばいていただいて、みんなで楽しくわいわいと食べたりしていました。

（原告唯野一美本人調書 5～6 頁）」

これは、故郷の住民の多くが、家族との生活を大切に考え、家族で助け合って生活するという思いを強く持っていたからである。

家族が身近にいるために、故郷での生活は楽しく、安心したものであった。

また、一度故郷を出た住民にとっても、故郷の両親や祖父母の介護や面倒を見るという目的のため、将来は故郷に帰ることが想定されていたことも多かった。

原告松波恭子の長女は、本件事故当時福島大学の学生であり、

教師となって福島で就職し、原告松波恭子と一緒に暮らすことを考えていた（原告松波恭子尋問調書28頁）。

原告半杭勝子の家では、二男の耕二郎が家を継ぐことになっており、江井の部落の消防団の練習に参加したり、原告半杭勝子に代わって組の集まりや冠婚葬祭に出ていた（原告半杭勝子本人調書7頁）。

このほか、原告らの故郷では、親戚が同じ地域に集中して生活することも多く、親戚とのつながりを非常に大事にして生活してきた。

原告管頭一の家は、江戸時代から現住所に住み暮らしていて、周辺に親戚が多くいた。

「私で14代目とも言われており、管頭家の本家で親族縁者は周辺に多数住んでおり、冠婚葬祭の際はもとより、日常でも行き来していました。（甲C25-1：管頭一陳述書1頁）」

原告櫻井勝秀と原告櫻井文雄は原告半杭勝子の義理の母親とは兄弟であり、「昔は結と言って、田植とか稲刈りとか、それから種まきですか、そういうことを共同でやってましたので、一人一人の負担がすごく軽くなります。そういう点ではとても助かりました。何か困った時にも、本当に心強い、親戚がいて助かっています。（原告半杭勝子本人調書3頁）」

このように、原告らにとって、祖父母、子、孫との生活は、人生に生きがい、豊かさを与えるものであるとともに、いつでも助け合える家族親類がいるということで、安心した日常生活を与えるものでもあった。

II 近隣の住民とのコミュニティ

原告らの故郷では、近隣住民は隣組を作り、共同で生活していました。

「大甕上には1班から4班がありまして、1班と2班、そして3班、4班というので、葬式の時、共同で受付とか帳場をやっていました。（原告佐藤廣本人調書7頁）」

「大甕下には9班の班がありまして、まず、御不幸が起きたときのお葬式の手配とか帳付けとか、そういう役割を担っていました。（原告大内敏文本人調書5頁）」

「（小沢には）上戸屋、下戸屋、向組、東組、西組（があり）、…みんなすごく、何か病気があったりとか何かがあったときはすぐ駆けつけてくれて、すごく頼もしかったです。（原告谷地とし子本人調書7頁）」

小浜には「隣組は、組数にすれば8組」あり、先祖代々から続いている、非常に懇意にしており、きずなが深かった（原告川岸利夫本人調書4頁）。

江井には1班から4班まで班があり「そこには班長、隣組長、それから農事組合の生産係、事務会の役員、組の役員（原告櫻井勝秀本人調書6頁）」といった、いろいろな役職があった。

「（石神地区における）私の組は6番組といいまして、隣組では春は花見、年末は忘年会、途中でやろうという時は、日帰りの入浴日帰り旅行をしていました。（原告佐藤妙子本人調書5頁）」

隣組や集落で、イベントをやり、交流を深めることも行われていた。

旧大甕村の11集落では隔年で合同の運動会と文化祭を開催しており、いずれも1000人を超える多くの住民が参加していて、運動会では玉入れや綱引き、仮装行列などがあり（原告大内敏文本人調書11頁），一番盛り上るのは地区対抗リレーであった。

「幼稚園からお年寄りまであります、だいぶ盛り上がりまし

た。(原告佐藤廣本人調書 15 頁)」

「主に、地区対抗リレーがあって、午前中が予選で午後から本番で、すごく盛り上りました。…(小沢からの参加者について問われ) 必ず各1戸から1人ずつとか2人とか、はい。(原告谷地とし子本人調書 14~15 頁)」

「(小浜からの参加者について問われ) 子供たちもいたんで、80人ぐらいとかって形。(原告川岸利夫本人調書 13 頁)」

「文化祭は、各大甕学習センターに所属する踊りのクラブとか盆栽クラブとか手芸クラブとかの作品を発表したり、笛の練習をしたり、婦人会とか若妻会がうどんや焼きそばを作ったり、そういう提供をするというもの(原告大内敏文本人調書 12 頁)」で、多くの地域住民たちが楽しんでいた。

毎年8月には夏祭りも開催されており、「大甕生涯学習センターの敷地内にやぐらを建てて、そこで約1000人程度の大甕地区の11集落の住民が集まって盆踊りをしたというような行事(原告大内敏文本人調書 10 頁)」であった。盆踊りをするだけではなく、露天が出たり流しそうめんをやったり、輪投げゲームをしたり、ほら貝の演奏をするなど、にぎやかなものであった(原告佐藤廣本人調書 14 頁)。

旧大甕村全体のイベントのみならず、各地区でも独自のイベントを開催していた。

例えば、江井地区では班対抗の運動会が開かれていた。

「班対抗の綱引きであったり、玉入れであったり、それから、バレーであったり、子供たちのリレーであったり、そういういろんな競技をやっていました。(原告櫻井勝秀本人調書 9 頁)」

小浜では班ごとのバレーボール大会もあり、リーグ戦を行っていた(原告川岸利夫本人調書 13 頁)。

石神地区でも、8月に行政区毎に集会所で盆踊り大会が行われたほか、地区全体の行事として、8月には石神中学校で行われるバレーボール大会が、10月には石神生涯学習センターで行われる文化祭があった。

「バレーボール大会は、40年ほどの長い伝統があり、石神地区内から多くの人が集まる大規模なもので、住民の交流の場としてとても重要でした。(甲 A83：原告佐藤妙子陳述書4頁)」

住民らはこれらの地域行事を通じて、きずなを深めていた。

「住民同士の交流と絆が深まったと思います。…私の家族も、隣近所一緒に行くことで、家族のきずなど、あと、隣のきずなも深まりました。(原告佐藤廣本人調書15頁)」

また、住民らは、地域の社寺や宗教行事を通じても結束を強めていた。

例えば、大甕上地区と下地区の日祭神社では、例祭が催されていた。

「1月には元旦で例祭が行われておりまして、4月と11月にも行われておりました。1月には家内安全等の護摩を焚いて地区民にお配りしたり、神楽舞を奉納したりという活動をしていました。…原発事故前は100以上のお札が隣の地区からも申し込みがありました。(原告大内敏文本人調書9頁)」

大甕下地区には古峯原講もあり、「火災から家を守るということ」で、会員の代表で毎年5名を一チームにして順番制で栃木県にある古峯神社に行き、お札をもらって希望者に配るということをやっていて(原告大内敏文本人調書10頁)，その中でもコミュニケーションを取っていた。

「私がだいたい1軒ずつ配って、行ったらやっぱりお茶だしますから、その日の景色とか夜の宴会のことなど、いろいろ話して

帰ってきます。(原告藤沢清一本人調書 6 頁)」

大甕下地区の森合地区では、勝軍地蔵尊祭典も開かれていた。

「勝軍地蔵尊では毎年 6 月の第 3 日曜日に、仏像がありまして、それを地元の医徳寺の住職にお願いしてお経を読んでいただいて、先祖の靈に焼香して、その後でお酒を飲んだりというような活動をしていました。(原告大内敏文本人調書 10 頁)」

江井地区の綿津見神社では年 3 回縁日があり、正月には神樂を奉納していた。春と秋には小高神社から神主を呼んで、お祓いを行っていた。この綿津見神社の境内に「子牛田様」の祠があり、そのお祭りとして若妻会と婦人会による「子牛田講」が行われた
(甲 A80-1 : 原告櫻井勝秀陳述書 6 頁)。

「正月は、大字、部落の安全祈願祭。それから、春には農作物の無害祈願、秋には今度は収穫祭と、3 つのお祭りがあります。
(原告櫻井勝秀本人調書 7 頁)」

同じく江井地区の牛頭天王尊神社では、毎年 6 月 14 日にお祭りがあり(ただし、途中から集落センターで行われるようになつた。), この神社の境内で盆踊り大会も行われていた。

小浜地区では、集落の中心的な神社として稻荷神社があり、正月にはここでほとんどの家から人が集まって神楽舞(獅子舞)をやり、その後、厄年の家に行って神楽を舞い、最後に海に行って口上を述べるということをしていた。これとは別に小浜の公会堂に集まって新年会を行うほか、花見を行っていた(原告川岸利夫本人調書 9 ~ 11 頁)。おのおの 4, 50 人ほどが集まつた。

小沢地区では福一満虚空蔵尊菩薩と天神様の祭礼が行われていた。

「虚空蔵様は部落全体ので、あと、天神様は、子供中心のお祭りでした。(原告谷地とし子本人調書 12 頁)」

「虚空蔵尊菩薩は3月13日と9月13日が祭礼であり、この日はウイークデイであっても小沢の住民全員が勤めを休み祭に参加しました。(甲 A81：原告谷地とし子陳述書3頁)」

祭礼の後には、住民たちの懇親の場も設けられていた。

「籠堂は狭くてちっちゃいので、ちょっとした飲み会をして、それから集落センター集会所で、仕出屋さんから取って、みんなで飲み会をしました。(原告谷地とし子本人調書13頁)」

石神地区でも同様に、八坂神社での祭礼と懇親会が行われていた。

「石神地区には、地域の中心的な神社として八坂神社があり、私たち地区住民は、正月には初詣や神楽を行うほかにも、行政区毎に4月、7月及び10月に祭が行われ、そのときに神社の掃除や補修をした後に、皆で食べたり飲んだりするなどして親交を深めていました。(甲 A83：原告佐藤妙子陳述書4頁)」

これらの宗教行事も、住民たちが集い、結束を強めるために重要であった。

また、隣組に限らず、近隣住民や家族、親戚間で、農作物や自然からとれた魚、山菜などをおすそ分けをしあい、近くまで来たら家によって話をして、困りごとがあれば助け合うという環境があった。

「作ったものを持って行って、お茶をご馳走になって、また、そのお返しにおすそ分けいただいて、また、うちに来てお茶を飲んでとか、それが、じいちゃんばあちゃんの楽しみでした。(原告谷地とし子本人調書8頁)」

「おすそ分けすることによって住民同士の交流も深まって、そして、協力と助け合うというそういう住民同士の絆も深まつていったと思います。」おすそ分けというのは、単に採れたものを持っ

て行って、それで終わりというわけではなく、「そこで、持つて行ったものに対し、ちょっとやすんでってお茶でものんびりっていきましょう」と、採った時の話題、そして世間話で話になって、そしてそこできずなが、交流、1つのコミュニケーションときずなが生まれてきたと思います。(原告佐藤廣本人調書19~20頁)」

こうした関係を通じて、近隣住民はお互いのことを信頼し、頼りあえる関係性があった。この住民の関係性について、藤川証人は以下のように指摘する。

(「お裾分けと言うと表現は質素ですけれども、贈物というふうに考えられますが、その基本は互恵性というものにあります。互恵性というのはお互いに恵み合うという互恵ですが、つまり、相手にとって喜んでもらえるものを送るということが基本ですので、例えばあの人作っている野菜と、これは同じだけでも収穫時期が違うとか、お互いに食べ比べることで競争して楽しむとか、そういうことがあるわけです。ですから、原告の方が皆さん口をそろえて野菜を買うことがなかった、食べ物を買うことがほとんどなかったというのは、自分が作ってなくてもいろんなものを、いろんな時期にもらえる、そういう形でお互いの生活を豊かにできたことがあるわけです。(藤川証人尋問調書18頁)」)

III 子育てを通じたコミュニティ

住民たちは、子育てを通じても、関係性を深めていた。

「建てて10年ぐらいたった時に、庭にウッドデッキを建てました。…夏は主にバーベキューをしたりしてました。…子供はバスケを小学校の頃はやってて、友達が多かったので、その子らも呼んで、よくバーベキューをやるようにしていました。(原告新妻康則本人調書2頁)」

IV 趣味を通じたコミュニティ

住民たちは、趣味を通じても関係を深めていた。

「公民館で昼の部、夜の部、月2回で20人ほどで練習しておりました。…どちらのグループも皆で歌を楽しんでいました。(鈴木豊子陳述書5~7頁)」

「市内の踊りの先生が、自分のお弟子さんを連れて、定義山にお参りに行った際に、森合部落の人、12、3人が、それに混ざって行くことになったのです。…定義山にお参りして、そして帰りは、秋保温泉に回り、歌ったり、踊ったりと1日楽しく過ごして帰ってきました。(原告鈴木豊子本人調書6頁)」

「私は福島県野球連盟という所の審判に所属していました、特に普通の日は会社勤め、土日に閑しましては野球ですね。特に、小学生、中学生、高校生、社会人と、プロだけやらないということをやっていました、特に相双地区というのは、北は新地、南は広野まで、結果的に浜通地区ですね。その私は事務局長をやっていました、学童から社会人までの、要するに、日程の調整、球場の確保、審判の割当て、そこら辺を一気にやっていました、土日になるとライフケースとして審判にいっていたという状態ですね。(原告小林五月本人調書4頁)」

V 仕事を通じたコミュニティ

原告らは、それぞれ地域において職業に就いていた。その職場でのコミュニティもまた、原告らにとって、故郷での重要な人間関係であったことは言うまでもない。

原告佐藤妙子は土日の休みに友人たちと庭先で「ほほえみ直売所」を開いていた。

「店としてのコンテナを買いました、コンテナと、中に棚、それから、ちょっとした漬物等そういうものを置く保冷庫、庫まで

はいかない、保冷棚ですね、2万円で買いました。コンテナは18万円しました。あとは、外に、ここには写っていないんですが、出入口の所に、野菜の自販機を28万円で買って設置してありました。…子供のころから、農家の人たちが農産物を作っているのにもかかわらず、自力で値段をつけられない。どうにか、市場に出すもの以外に自力で値段をつけたものを売ることができないかと思っていたので、たまたま、テレビ、情報で直売所っていう生産者が自分で値段をつけて売っているのを知ったので、みんなに声をかけて、やろうよということで始めました。(原告佐藤妙子本人調書15~16頁)」

原告山田弘子は原町駅前にあったヨークベニマルの中の手芸店の店長をしていた関係で、ベルジェールという屋号の用品店を開き、600人を超える顧客を抱えていたほか、婦人服を販売する傍ら編み物教室を主催しており、10人ほどが通っていた。店内にはテーブルと椅子を置き、買い物客や編み物教室の生徒が車座に座って食べ物を食べたり、お茶を飲むなどしていた。そのお茶請けとして、原告山田弘子の手製の漬物を出したりもしていた(原告山田弘子本人調書2~8頁)。

「私が話すよりは、お客様の方が話したくて、それで逆に私は聞き役としてお客様の話を聞いておりました。(原告山田弘子本人調書6頁)」

原告島禎子は美容師としてシマ美容室の屋号で美容室を開いていた。原告島妙子も顧客に対して自家製の干し柿や梅干しを提供していた。

「お客はだいたい1日平均4人から5人くらいで、主に原町区に住む女性が年齢問わず来ていたのと、農協時代からずっと来てくれていた農協職員の男性たちが来ていました。(甲C29-1:原告

島妙子陳述書 2 頁)」

「(自家製の干し柿や梅干しは) 歳暮にも中元にも使いましたし、大体、お客様のお茶請けに使ったり、お返しものに使つたりしておりました。(原告島禎子本人調書 4 頁)」

原告らの職業は、原告にとって、単に生活の糧を得るというだけでなく、職場の仲間や故郷の住民とのコミュニティの場でもあり、また生活する場である故郷をより良くするための活動の場でもあったのである。

(イ) 本件事故後のコミュニティの喪失

避難指示が解除された後も、様々な理由により、住民の帰還は進んでいない。

原告川岸利夫夫婦や原告松平由美子一家、原告谷地とし子一家、原告門馬昭一夫婦、原告半杭勝子一家等、様々な理由から帰還自体を断念し、別の地で居住を始めた住民にとっては、故郷でのコミュニティの利益を享受できていないのは当然である。

「年に何回か集会はありますけど、私は孫の送迎とか家のこと、家事を一切やっているので、なかなかそういう機会が無くて参加できません。(原告谷地とし子本人調書 3 4 頁)」

「実際、仕事が忙しいので、なかなか参加はできません。(原告半杭勝子本人調書 1 8 頁)」

「(以前のように夕方会って 1 杯というわけにはいかないことを問われ) 本当に泊まって一杯やりたいぐらいですね。(原告門馬昭一本人調書 1 8 頁)」

また、帰還した住民についても、従来は、故郷の顔見知りの住民に囲まれていたことで、安心した、楽しい生活を築いていたが、いまは、その故郷の住民はほとんどいないのである。

特に若者世代の帰還者は少ないし、家族間でも、帰還する人としない人が分かれている。

「80代のおじいさんとおばあさんの家族のところは、息子さんが定年退職後、実家に戻るわけでしたが、事故後戻ってこなくなり、せっかくリフォームしたのに、おじいさんとおばあさんが諦めて、施設に入る準備をしている話も聞きました。その他に年寄り二人だけの家庭がいっぱい増えてきました。（原告鈴木豊子本人調書19頁）」

（ 「私の見た目では隣近所には若い人は、やっぱり避難先で子供たちが学校に上がっちゃったものですから、それで戻ってこないというのはありました。…やっぱ子供たちが戻ってこなければ、この部落がどうなるのかなということは心配しましたけどもね。

（原告阿部清藏本人調書21頁）」

「子供が地域には帰ってきていませんし、帰ってきていたとしても、外で遊んでいる子どもは見かけません。子どもの声が聞こえないのは寂しいです。（甲C38-1：原告斎藤文子陳述書17頁）」

（ 「子供の数も今、大甕小学校に行っている孫がいるのですけど、やはり半分くらいになりましたね。（原告鈴木久夫本人調書19頁）」

「今では老いた方の家庭が多くなりました。その方たちに『あなたのところは息子さんと一緒にいいね。』と言われることがあります。言われた時には、とても複雑な気持ちになります。（原告末永昇本人調書21頁）」

「子供がいないと言うことは、結局、未来がないということなのですよね。年寄りだけがいたとしたって子供がいなければ、その地域のコミュニティというのは成り立たない。コミュニティを

支えていくのは若い世代であって、我々年寄りがやっても所詮限界があるということなので、その未来を奪われているというのは、本当に残念だと思います。（原告村田勝彦本人調書17頁）」
帰還した住民たちも、家の外に出る機会は減っている。

「何て言つたらいいのでしょうか、みんな戻ってきてはいるのですけど、自宅から出てこないのです。だから、毎日朝晩、じいちゃんと犬の散歩をするのですけど、日中誰にも会いません。（原告鈴木豊子本人調書24頁）」

（そのため、助け合う家族や住民がおらず、安心して生活することはできない。また、家族や親しいコミュニティがいるからこそ、故郷での生活は楽しかったのである。そのような楽しみは、帰還しても回復しないのである。

さらに、前述のとおり、故郷の住民が帰還していても、賠償の格差により、それまでの気兼ねない人間関係に軋轢が生じてしまっている。

（「やっぱり賠償問題とか補償問題、そういうところが極端に違います。…分断されて、かつてのような深い付き合いには入っていけない部分もあるのかなという感じでいますね。（原告牛来広本人調書18頁）」

「やはり私たち、家が20キロ警戒区域に入れられまして、長男も次男も職場に行くと『高野らは警戒区域に入っていて東京電力の方からお金もらっていて、別に会社に来る必要ないのじゃないの。』って言われていました。（原告高野光隆本人調書3～4頁）」

「20キロ圏内と圏外で補償金の額に差がありますし、後から帰ってきた人は、そこに溶け込むというか、なじむことに時間が

掛かる、そういうことで、早く帰還した人と遅く帰還した人で、壁みたいなものがなかなか拭い去れないのかなと思います。

(原告牛来信一本人調書19~20頁)」

「本来は、昔はざっくばらんに話をしたのですけども、私も職業柄、車屋というか、整備士なもので、来たお客様といろいろ金銭面の話をしたりとか、いろいろやってきたのですけども、震災以降はどの家族が何人いるから幾らもらっているよねって。あそこは20キロ内だし、こっちは20キロ外だし、そういうふうな話で、もうざっくばらんではなく、相手の腹を探るような、口を濁すような話になって。ほんとにコミュニティは取れなくなるような状況が続いて、ほんとに残念だと思います。(原告村田勝彦本人調書16~17頁)」

加えて、原発作業員等の新しい住民が流入しており、コミュニティの構成員が大きく入れ替わってしまった。

「やっぱり知らない人たちが大勢来てるもんだから、道を歩くにも遠慮しながら歩いているような状態です。(原告岩崎方嗣本人調書17頁)」

「近くに除染の宿舎がかなり建つたので、治安がすごい心配してました。…まず県内で殺人事件、あと市内では駅前でよく痴漢があった。ニュースにはなっていないんですけど、よくそういう話を聞いてましたので、すごい心配でした。(原告新妻康則本人調書19頁)」

「隣でけんかしている声が聞こえていたりとか、いつの間にかパトカー來ていたりとかしていて、ちょっと治安が悪くなっていたので、子供が遅く帰ってきたら怖いなというのがあったので、なるべく外にも出さないようにして過ごしていましたね。(原告唯野一美本人調書14頁)」

「6番組には、避難して来た飯館や大熊の方、浪江の方が入ってきました、組に入った方もいますが入らない方もいて、考えが私たちとは違っていたので、なぜか6番組の今まで仲良くやってきた6番組が、崩壊してしまいました。(原告佐藤妙子本人調書5頁)」

その結果、親しいコミュニティの中で、安心した生活を送るということはできなくなってしまった。

すなわち、帰還の有無にかかわらず、家族、親せき、近隣住民、職場の関係、趣味のあう友人、故郷での様々な役割を通じた友人、そういった本件事故前に長期間かけて作られてきた故郷の濃密なコミュニティは、喪失ないし著しい変容を来してしまったのである。

「とにかく私の元は隣、近かったんですが、その隣の家がもう3軒も帰ってこないですから。だから、私の家がぽつんとある状態で。だから、夜になると何となく寂しいの。(原告櫻井勝秀本人調書30～31頁)」

(イ) 自然

(ア) 本件事故前の自然環境

原告らが居住していた故郷は、自然豊かな地域であった。

住居のすぐ近くに山々が広がり、川や海もあるという景観であった。

「(子供たちに対して) 山ではセミ採りやカブトムシ採り、川では魚採りやホタル狩りなどをさせていました。(原告星仁本人調書7頁)」

「(子供たちについて) 山林にはうちの母親と一緒にカブトムシなどを捕りに行ったりしていました。(水路では) カニとかザリガ

ニを探りに行ったりして遊んでいました。(原告唯野一美本人調書5頁)」

故郷の自然は、単なる景観ではない。これらの山々、川、海は、山菜、きのこ、魚介類の宝庫でもあった。

原告らは、日常的にこれらの山、川、海の自然の恵みを探り、それが食卓に並んでいた。

「たらの芽とかそれからたけのこ、それからせんまいとかも多少探ってましたね。(原告阿部清蔵本人調書5頁)」

「川の魚、ナマズとか、それからアユとか、フナとか、いろいろあったですわ、何か季節のは。…海は、スズキとか、アイナメとか、ヒラメとかかな。…ホッキも捕りました。(原告高野傳本人調書6～7頁)」

「スズキは煮て食べたり、それから塩焼きにして食べました。それから捕ってきたばかりの時には、お刺身にして食べるのもおいしかったです。…オオガイも、やはり塩漬けにしておいて、焼いて食べてました。(原告瀬川泰彦本人調書9～10頁)」

「私の実家では、キノコは炒め物に入れたり、茹でて大根おろしをかけたり、煮しめにして食べました。仲町三丁目の自宅では妻が茹でたり塩漬けにして食べていました。…釣った魚は塩焼きにしたり、はらわたをとって、そこに味噌を撫でるように塗つて、焼いて食べたりしました。…マルカニは塩ゆでにして、殻を割って身を取り出して食べていました。(甲 C19-1：原告村田勝彦陳述書7～8頁)」

「山菜はワラビ、フキノトウ、ヤマブキ、ウド、タラノメ、コジアブラなどを採りました。これらは、塩漬けにしたり、天ぷらにして食べました。…アミコ、オリミキは塩漬けにして保存食とし、塩を抜いて大根おろしを乗せて食べました。…拾ったギンナ

ンの殻を割り、薄皮をむいて、正月の茶碗蒸しに入れたり、ストーブで焼いて酒の肴にしました。…ホッキ貝を綺麗に洗って刺身にしたり炊き込みご飯にして食べました。…比曾川で釣ったヤマメやアユは塩焼きにしたり、唐揚げにして食べました。(甲 C29-1:原告島禎子陳述書3~4頁)」

また、自然豊かな環境を生かし、農業や家庭菜園を行い、野菜や果物を育てる家庭が多くあった。

「夏は、食卓に普通に上がるほとんどのものを作っていたのですが、ナス、きゅうり、エンドウ豆、トマト、ピーマン、ツルムラサキ、モロヘイヤ、かぼちゃ、ほとんど、食卓でごく普通に食べるものは作っていました。…(冬は)白菜、ほうれん草、小松菜、チンゲン菜、ビタミン菜、ちぢみ菜、それに大根、葉物でアスパラ菜、かぶれ菜、結構な種類を作っているつもりです。(原告斎藤文子本人調書3頁)」

原告らは、これらの自然の恵みや水からが生産した農作物を自分たちだけで食べるのではなく、親戚や近隣住民におすそ分けしあうという生活をしており、原告らのうち、野菜や果物をほとんど購入したことがないという生活をしていた者も多く存在した。

「自分でとてもとても消費しきれないので、兄弟に送ったり、お隣なんかにお裾分けしたりしていました。(原告斎藤文子本人調書3頁)」

また、海は海水浴場として、山は登山の場としても、地域住民のいこいの場であった。これらの自然とのかかわりは、故郷での生活に季節感をもたらしていた。

「原町市内の山にも、国見山とか、新地の鹿狼山とか、飯館の野手上山とか、梵天の大滝とかに行ったりして、あと地元の山にもちょいちょい行っていました。…海にも行って、きれいな石や

貝殻などを拾って、装飾などを作っていました。(原告島禎子本人調書4～5頁)」

このほか、大甕上地区では農林水産省の補助事業として、大甕上田園環境フラワークラブという活動を行っており、堀払やため池の草刈りを行っていたほか、生物の観察会やソバの収穫やソバ打ち大会を行い、子供たちを自然に触れさせ、かつ、親子間の交流を図るという活動も行っていた(原告佐藤廣本人調書18頁)。

(イ) 本件事故による自然の喪失

本件事故により、原告らの故郷には多くの放射性物質が飛散した。

市街地は除染されたが、住居から20メートル以内ではない山林などは除染の対象とはされておらず、本件事故後8年11か月を経た現在においても、山林の除染はされていない。

そのため、山林は、いまでも高濃度の放射性物質が残置している場所であり、人が気軽に立ち入れるような場所ではないし、子どもを遊ばせることなど到底できない。

もはや、山林は、除染されていない「放射能により汚染された」場所の象徴である。

「(コウダケが採れる林の除染がなされているかを問われ)除染はされておりません。(原告瀬川泰彦本人調書17頁)」

「うちの東側に山林あるんですけども、そこが8年間のうち一度もやった形跡がないということで、復興庁のほうに確認をしましたらやってないということが分かって、つい二、三日前まで除染をやっていました。(原告大内敏文本人調書27頁)」

また、田畠はフレコンバックの仮置き場になるなど、本件事故前と景観が大きく変わってしまった。本件事故前と同様に景観を楽しんだり、自然の中で遊ぶことはできない。

「見えるのは、黒いフレコンバッグの山積みとなっている状態です。(原告高野光隆本人調書16頁)」

「(フレコンバックを見ると)あの当時を思い出すし、これだけ汚れた土になっているから、汚染された土が出たので、びっくりしています。(原告松波恭子本人調書18頁)」

「あんなにおいしいお米が採れていた所が、こんなになってしまって、情けなく思います。(原告斎藤文子本人調書20頁)」

さらに、人が田畠を耕すなどの営みもなくなってしまい、原発事故前の田園風景、里山の風景も失われた。

「私の実家から目の前に見える山が阿武隈山地なのです。これ、田んぼが40町ほどあって、春の田植時期は青々とした緑が広がり、それに水を張った所には、ここに夕陽が落ちるって、もの凄くきれいな状態というか、この景色があったのですけども。もう荒れ放題の田畠を見て、ほんとに夕陽が落ちていくのが、涙が出るような思いです。(原告村田勝彦本人調書18頁)」

そのような除染されていない山林の自然の恵みからもまた、高い放射線量が測定されるのは当然である。

「本件事故後に、裏庭の林に生えるタケノコの線量を一度計ったら、1kg当たり500ベクレルで、もう一度計ったら、1kg当たり600ベクレルでした。これは国が定める基準値の5、6倍の数値です。イノシシも、本件事故後には、なぜかタケノコを食べなくなってしまいました。そのため、私は、裏庭で採れたタケノコを近所に配ることも、本件事故後には、一切やめてしまいました。(C47-1:原告阿部清蔵陳述書8頁)」

「とてもタケノコは食べられません。まだ200ベクレル近くあります。(原告門馬経房本人調書19頁)」

「(干し柿の線量の測定結果について問われ)干し柿の暫定規制

値は100なんですかけれども、これでいくと196ベクレルになっているので、NGということです。（原告佐藤妙子本人調書28頁）」

「本件原発事故により自然への信頼が失われた」（甲A128藤川意見書3頁），言い換れば自然とのつながりが分断されたことで、原告らが得ていた利益は変質してしまっており、「以前と同じ状況にはとてもなっていない」（藤川証人尋問調書20～21頁）

今では、自然是放射能汚染が除去されていない場所であり、そのような場所を遊び場や憩いの場と考える人はいない。

植栽についても、住民たちは伐採することを強いられた。

「イグネの木までは除染できないということで、私の方で伐採しました。（原告藤沢清一本人調書17頁）」

「（樹林を伐採した理由を問われ）やはり、線量が高いということで、思い切って伐採しました。（原告高野光隆本人調書15頁）」

山林が除染されないことで、趣味としての登山もできなくなってしまった。

「山登りは、やっぱり、さっき言ったとおり、放射能の影響があると思って、全然出掛けておりません。…私の唯一の趣味ができないくて、非常に残念に思っています。（原告島禎子本人調書13頁）」

したがって、本件事故前の故郷の自然及びその自然の中での生活は、本件事故により喪失してしまった。

南相馬の場合、自然と関わるのが地域であり、故郷であり、自分の生まれた所であったが、放射能汚染によりこれが失われ、自然豊かな故郷に対する誇りが失われてしまったことが帰還の有無に関わらず、原告たちの重大な損害となっているのである（藤川証人尋問調書6～7頁）。

ウ 自宅

(ア) 本件事故前の自宅における生活

自宅は、故郷において、生活の基本である「住」そのものであり、生活の最も基本的な条件の一つである。

しかし、原告らの故郷においては、都会と異なり、自宅は「個人の家」に留まるものではなく、地域、コミュニティの一部という位置づけのものでもあった（除本調書6頁）。

すなわち、故郷においては、自宅は、冠婚葬祭や様々な行事のときに、多くの親戚や近隣住民が集まる場であり、多くの人が集まれるように広い居間や客間があることが多い。

日常的にも、親戚や近隣住民が訪問することが多く、家に上がってお茶を飲み、何時間も話をするということが行われていた。

「(ほとんど毎日のように、誰かが来てはお茶を飲んでいるという状況ですかという問い合わせに対し) ほとんど毎日でした。(それは、あなたのお友達も入るんじゃないですかという問い合わせに対し) はい、そうです。友達も来てくれました。（原告谷地とし子本人調書8頁）」

故郷においては、知らない人はおらず、自宅は地域の一部でもあったから、昼夜問わず、また、家に人がいるか否かを問わず、鍵をかけないことは自然であったし、自分の家でなくても、勝手に上がり込んで待っているということも自然であった。

このように、自宅は地域の一部であり、地域住民との交流の場として重要なものであった。

(イ) 本件事故による自宅の喪失

原告らの自宅は、東日本大震災で損傷したものもあるが、多くは倒壊に至ることはなかった。

そして、本件事故による避難指示が出されたため、原告らは自宅を十分修繕をすることができず、その結果、雨漏りがあり、家の中がカビだらけになっていた家も多かった。

また、避難指示により人間が住まなくなつたため、動物が餌を求めて自宅内に侵入した結果、動物の糞尿の影響で悪臭がしたり、床や天井が腐ったりすることも多くあった。

「5年間もいなかつたので、ネズミにそっちこっちが噛られ、糞が散乱し、…ひどい状況でした。(C2-1：原告瀬川泰彦陳述書14頁)」

「うちのふすまは破られる障子はかじられる、糞は垂れ流し、悪臭はある、そういう状態です。…我々布団は日常に部屋の中で寝る布団は部屋の中で畳んでおくんですよ、寝室に。そいつに今後はネズミが食い荒らして、それも同じく大小便はするし、くさくてどうにもならないです。(原告櫻井勝秀本人調書29頁)」

「一番は、1年間家に入れなかつたということと、地震で屋根のぐしが全て壊れてしまった、雨漏りがあつて1年間補修できませんでしたので、その後家に行けば雨漏りで黒カビが生えてたりとか、畳がカビだらけになつたりとか、あとはネズミが一番多かったんですけども、ネズミの糞とかが家中いっぱいです、とてもこの状況では住めないということで。私は父から受けた家だったんですけども、妻のほうが絶対住めないというようなことで、相談した結果、家を撤去することにしました。(原告大内敏文本人調書25～26頁)」

「結構、納屋と本家の地震で天井が落っこつて、結局ハクビシンに入られて、天井の裏は糞だらけで、あとネズミから何から発生しまして、大リフォームしたわけですけど。(原告鈴木久夫本人調書12頁)」

これらの被害は、財産的な損害という意味に留まるものではない。むしろここで指摘されているのは、懐かしい自宅が荒らされ、思い出が失われたことである。獣害や虫害に加えて、盜難による被害も相まって、住宅は全損し、故郷における自宅での生活が破壊されたという点で、故郷喪失という包括損害の一端をなしているのである。

「(津波で家を壊された人が戻らない理由を問われ) わざわざ原発のある所に、うちが建ってる人はいませんよ。(原告鈴木ツギ子本人調書2~3頁)」

「(思い出の詰まった家を取り壊す時の気持ちを問われて) とてもむなしくて、毎日、壊す時も写真を撮りにいって、ありがとうという言葉をかけていました。(原告半杭勝子本人調書18頁)」

エ 文化

(ア) 本件事故前の文化活動の状況

故郷には、古くから伝わる伝統文化が継承されており、それを意識的に維持、復活をする取り組みが続けられてきていた。

前述の日祭神社の「神楽舞」がその一つである。また、これも前述したとおり、地域の行政区が主体を担うお祭りなどもよく行われていた。

これらは、地域の交流を深めるとともに、隣接ないし近接する地域間の交流を深めるものであった。

このような伝統文化は、意識して保存しなければ維持することはできない。

原告ら住民は、意識的にこのような伝統文化を維持する取り組みを行っていた。

「(神楽舞を青年団からO B会が引き継ぐようになったことを問われ) はい。地域の重要な伝統文化なので是非残そうと思って、

青年団の〇Bが代わって担ってきました。（原告佐藤廣本人調書9頁）」

藤川証人も、小浜地区での祭礼を例にあげ、次のように指摘している。

「お子さんが中心になって、おみこしを担いで下ろすのです。こういうお子さんが中心になる伝統行事や神事が多いというのも、この浜通りには一つの特徴とあります。ここでちょっと見ていただきたいのは、おみこしを担いでいるのは小学生の子供たちです。隣の写真を見ていただきますと、黒い制服で中学生の子たちが、その前を先導するわけです。だから中学生の子たちが世話役になり、もちろん、そのお父さん、お母さんがそれについてくるわけですが、世話役になって、小学生たちが、おみこしを担ぐ、ある意味主役を務めるという形のお祭りがずっと続いていた、そういう形で、この世代になつたらこういうことをやるのだということがだんだん伝わるような、そういう仕組みというか、つながりがあったということだと思います。（藤川証人尋問調書6～7頁）」

（イ）本件事故により、伝統文化が喪失、変容したこと

しかし、本件事故により、伝統文化は喪失ないし変容した。

これから、故郷の住民が増えれば伝統文化が再開できるかというと、そう簡単ではない。除染労働者がいくら増えても、伝統文化の担い手になるわけではないからである。

避難先で伝統文化を再開するということもできない。

「（〇B会が引き継いだ神楽について問われ）原発後もやってましたけども、〇Bが練習時間がないということで、2000と18年に中止しています。…今年も中止しました。（原告佐藤廣本人

調書 30 頁)」

「つい最近の隣組長の会と、それから氏子総代って神社の祭祀を司る、その人らが行政区長中心で集まって相談した結果、とにかく部落の人数が少ないと、人口が少ない。それを維持するのは容易でないので、3か所の神社の祭礼は1か所にまとめて、しかも年1回でやりましょうと、そういう話合いの提案ができる、それをこの次の大字会にかけて承認を得ると、そういうことです。…(初発神社の入り口のポールについて問われ)台座は元々あったんですが、それに杉の丸太で柱を立てたんです。そして、そこにまた掲げたんですが、それが重くて3人やそこらでは立たないんです。これからそういう立てることが至難なので、このアルミポールで立てて、そしてのぼりだけロープで旗立て上げると。そういうことで、少ない人数で祭典をやるのに便利なようにという。(原告櫻井勝秀本人調書 17 頁)」

「お祭りは春に1回、あと秋に1回、年に2回やるというのを、これをまとめてやるよというお話は聞いておりました。…まとめて1か所で、そういう初発神社、綿津見神社、天王尊と、そういうのを1か所で1年に1回ずつやるというようなお話でした。…各役員だけであとは一般の人は集まってこなかったようです。(原告瀬川泰彦本人調書 15 ~ 16 頁)」

(2) 生産の場としての地域

ア 事故前の状況

原告らの故郷は、生活の場だけでなく、生産、すなわち職業生活の場でもあった。

人は一日のうち大多数の時間を生産活動にあてているため、職業生活の場もまた原告らにとって極めて重要なものである。

原告らの生産活動は、大きく分けて、農業、農業以外の自営業、

その他の会社などへの就職に分類できる。

以下では、それぞれ論じる。

(ア) 農業活動

農業は、故郷の自然に働きかける営みである。

各農家は、所有している農地の特性、故郷の自然の気候を徐々に理解し、どのようにして農作物の生産量を挙げるかということの知識を蓄積していく。

また、どのような農作物が当該農地にとって適しているのかということや、市場の地域や内容、需要の内容などに照らして、当該農地でどういう農作物を作ることが最適かということを検討する。もちろん、どういう農作物を作りたいかということも重要な考慮要素である。

このようにして、実際に農作物を作り、当該農作物、当該農地にあった農法を研究し、また品種改良等も研究しつつ、それぞれの農家に独特の農業を確立し、さらに向上させているのである。

農業はこのような過程を経るのであるから、当然、何年、何十年にもわたる努力が当該農地や農法には蓄積している。

この蓄積は、ある農家一代内部で行われるにとどまらず、次の代、また次の代へと引き継がれ、成果の蓄積は徐々に増えていくのである。

このように、代々、農地や農法を改善させていくのであるから、農地は先祖代々の努力の結晶であり、農業従事者の農地への愛着は大きい。

例えば、大甕上地区では特別栽培米を作っていた。

「この大甕神地区というのは自然豊かな地域であります。そのために、その基となるのは、農業が1つの礎だと私は思ってました。私も、農協を定年退職後は農業に専念してて、私も前、減農

薬をやってましたので、子供たちに安全で安心な米作りをし、そして大甕地区の皆さんに、そして後継者の方にも自分の技術を教えて、この栽培を広めようといったしました。（原告佐藤廣本人調書21頁）」

「（大甕上地区で栽培していた特別栽培米について問われ）減農薬で化学肥料も半分以下に減らして作る栽培方法です。…人の健康を考え、また環境への影響も考え、科学的な物、農薬減らした方がいいと思い、そういう栽培をしていました。（原告星仁本人調書3頁）」

「やはり、研修というよりは、近くで農作業をしている人同士で話し合って、これはどうしたらいいとか、そういう学習会みていたのは、田んぼでお互い教え合ってやっておりました。…やはり、人様に食べてもらうですから、より安全なものをを目指して、これからはこういう農業でやるのだということで、みんな張り切っておりました。（原告門馬経房本人調書31頁）」

こういった取り組みが「自分たちの地域の田んぼを、自分たちで守っていく、そして自分たちで安心、安全なお米を作るという、そういう誇りと、ある意味楽しみを生んでいた」（藤川証人尋問調書18頁）のであり、単に生活費代替機能を有するだけではなく、住民たちの人格発展にも寄与していたのである。

（イ）農業以外の自営業

農業以外の自営業を営んでいた原告らもまた、故郷の自然環境を生かして商売をしていた人も多い。

そして、事業を続ける中で、取引先の需要などを聞いて、事業内容を変化させ、事業を拡大していった。

また、事業の消費者が故郷の住人であることも多く、故郷の住

民とのコミュニティと密接に関わっていた。

例えば、前述のとおり、原告佐藤妙子は自宅の庭先に農産物の直売所である「ほほえみ直売所」を友人たちと開設し、野菜等を販売していた。直売所の商品を増やすために仲間と土地を借りてヒマワリや菜種を植え、搾油機でそれらの油を搾ることも始めた。その夫である原告佐藤宰は退職後、養蜂業を始め、農協祭りの際にハチミツを販売するなどしていた（原告佐藤妙子本人調書15～16、34頁）

原告山田弘子や原告島禎子は前述のとおり、自分の畠で採れた野菜や果実を使用して自家製の漬物や干し柿、梅干しなどを作り、自身の店を訪れた客に対して、振る舞っていた。（原告山田弘子本人調書4～6頁、原告島禎子本人調書4頁）

イ 本件事故後の状況

しかし、本件事故により、故郷での職業生活は喪失した。

(ア) 農業

すなわち、故郷での農業は、故郷での農地で営まれていたのであるが、現在、農地には除染廃棄物のフレコンバッグの仮置き場が設置され、農業が再開できない場所も多々ある。

さらに、故郷の農地はまだ、放射線量が高い。

また、放射能汚染のため、農業を再開することはできない。現に、出荷制限が多くあることはすでに述べた通りである。

また、除染した農地では、表土をはぎとっているため、栄養価の高い土が失われており、本件事故以前と同等の農業を再開することは困難である。

さらに、本件事故があったため、福島の農産物は、放射能により汚染されたというイメージが付いてしまっている。

そのため、農業を再開したとしても、本件事故前に比べ買い手

がおらず、到底事業としてはやっていけない。

「(食用米ではなく飼料米を作る理由を問われ) 福島県産だと、やはり風評被害がありまして、あるいは森合地区に仮置場があるんです。それも伴って作りません。(原告佐藤廣本人調書 32 頁)」

「食用米を作っても風評被害があるため、高値で売れないと思い、飼料米としました。…飼料米は手間を掛けても価格に差がないために、(特別栽培米ではなく) 慣行栽培で行っています。(原告星仁本人調書 17 頁)」

大甕下地区では、事故前は 50 世帯あった農家のうち、農業を再開しているのはわずか 3 世帯で、大半が農業をやめてしまっている。(原告大内敏文本人調書 24 頁)

「(農業をやめた理由を問われ) 春菊や米を作ったとしても、多分風評被害で売れないんじゃないかと思って、やめました。(原告鈴木豊子本人調書 15 頁)」

農業を行えなくなったりことは、単に収入を得る場を失わせたのみならず、住民間のつながりを失わせる結果ももたらしている。

「事故前は春菊のハウスがあったんですよ。そこが部落のコミュニケーションの場所で、そこに部落の 3 分の 1 の方が、春菊を作っていて、春菊のハウスは、同じ場所に建ててあったものですから、そこに行くと誰か彼かは、春菊摘みをしているのです。そこでコミュニケーションを取れたのですけど、今はみんな農業をやめてしまったので、田んぼにいる人も、畑にいる人も、ハウスもないから、誰も外に出る機会がないのです。それで誰も出てこないので。(原告鈴木豊子本人調書 27 頁)」

(イ) 自営業、その他の会社などでの職業生活

故郷での自営業やその他の会社などにおける職業生活もまた、

本件事故により失われた。

すなわち、故郷での自営業や会社は、故郷の住民を消費者としていたため、本件事故により避難指示が出され、住民が一部しか戻っていないような状況では、営業を継続することが困難である。

また、本件事故の影響で、原告らが勤めていた会社が、原告らの故郷での事業は採算が取れないとして、他の場所に移転したり、もしくは倒産したりして、原告らは故郷での職業生活を喪失した。

例えば、原告星佐世子はひばりヶ丘病院で調理師をしていたが、入院患者の減少に伴い、解雇された。（原告星仁本人調書15頁）

原告松波恭子は、南相馬市営のスポーツセンターで勤務していたが、本件事故の影響により、整理解雇された（原告松波恭子本人調書16頁）。

また、解雇などはされなかったが、避難先からの通勤や、勤務先の変更、避難者に対する差別により、仕事を継続することが難しくなった例も多い。

以上の通り、原告らの故郷は、職業生活の場という性質を失ってしまったのである。

第2 故郷（ふるさと）喪失・変容による損害の重大性

1 本件事故後の南相馬の現状

（1）はじめに

事故直後の2011（平成23）年4月22日、南相馬市のうち、福島第一原発から半径20km圏外半径30km圏内で、計画的避難区域に指定された地域を除く場所は、「緊急時避難準備

区域」に指定され、立ち入り制限はないが、自主的避難及び子ども、妊婦等の避難が促された。

その後、同年9月30日、これらの地域における「緊急時避難準備区域」の指定は解除された（訴状においては、この指定解除の日付を2012（平成24）年4月16日と記載していた（訴状85頁・同92頁）が、これを訂正する。）。

他方で、福島第一原発から半径20km圏内の地域には、事故直後の2011（平成23）年4月22日に、立ち入り制限及ぶ痛い今日命令が行われる「警戒区域」に指定されるなどして避難指示が出されていたが、2016（平成28）年7月12日、これらの地域の避難指示が解除された。

しかし、以下に述べるように、その後も故郷（ふるさと）喪失・変容の状況は続いている。

（2）事故後の人口減少

ア 南相馬市の人口動向

2017（平成29年）9月12日付け原告準備書面（13）

でも述べたように、本件事故後における、南相馬市の人口の動向は次のとおりとなる（なお、避難元も避難先も南相馬市内の避難者は、避難元にカウントしている（甲A91の1～4）。）。

2011年3月11日	2017年3月31日	差し引き	%
市全体	7万1561人	5万3917人	24.7
小高区	1万2842人	4967人	61.3
鹿島区	1万1603人	1万0367人	10.7
原町区	4万7166人	3万8583人	18.1

南相馬市全体では、本件事故当時の7万1561人から1万

7644人も少ない5万3917人となっており、原町区についても、本件事故当時の4万7166人から8533人も少ない3万8583人となっている。

特に、市全体でも区毎でも、65歳以上の老人人口に比して、15歳から65歳までの生産人口は大幅に減少しており、とりわけ14歳以下の年少人口の減少率に至っては、小高区では80%を超え、市全体でも50%近くに及んでいる。

イ 南相馬市が様々な施策を講じても生産人口の回復に至っていないこと

南相馬市では、復興の一番の目安として生産人口の回復を挙げ、そのために幼稚園・保育園の無償化をゼロ歳児から実施すること、看護師志望者に対する生活費を含む無償修学資金支援を行うことなど、様々な施策を講じているが、その目的達成は困難な状況にあり、いまだに本件事故前の生産人口の回復にはほど遠い状況にある。南相馬市としては、老人人口に比して、生産人口が大幅に減少し、とりわけ将来の生産人口を担う年少人口が半減していることに対しては、危機感さえ抱いている。

生産人口の大幅な減少及び年少人口の半減の大きな要因は、子育て世代が戻っていないからであり、その原因是、本件事故及び先が見えず安全も保障された訳でもない本件原発の廃炉作業による放射能汚染を危惧しているからに他ならない。

(3) 事故後の南相馬市の状況

加えて、南相馬市では、本件事故後に以下に述べる状況にある。

ア 住民の放射能汚染による健康不安が解消されないこと

まず、南相馬市の森林（甲A92参照）で、除染が実施されたのは64.8haと森林全体の0.3%に過ぎず（甲A93），また、南相馬市において除染の同意を得られていない画地は、

2016（平成28）年7月11日時点で259箇所ある（甲A87の2）など、南相馬市市域の大半は、除染がなされないままとなっている。そのため、除染対象外の森林、川、湖沼に溜まった放射性物質が風雨によって、生活圏に飛散、流出して、除染後に再び空間線量が上昇することもあり得ることから、住民らは放射能汚染による健康不安を抱いている。

さらに、除染作業で生み出された大量の除染廃棄物（甲A87の3）が、黒色のフレキシブルコンテナに入れられて、南相馬市内に合計51箇所存在する仮置き場に山積みされている（甲A95）。しかも、これら除染廃棄物から放出される放射線量は非常に高い（甲A88の2）。そのため、南相馬市の住民は、市内に点在する仮置き場に置かれた除染廃棄物の存在により、放射能汚染による健康不安を抱いている。のみならず、この除染廃棄物は、計画では中間貯蔵施設に搬入されることになっているが、中間貯蔵施設の建設は予定どおりには進んでいないこと（甲A87の3）から、住民の放射線汚染による健康不安は長期にわたり続くことになる。

イ 教育環境の悪化

南相馬市原町区内の小学校の児童数は、本件事故前の2010（平成22）年5月1日時点で合計2670名だったが、本件事故直後の2011（平成23）年5月1日時点では合計790名と本件事故前から70.4%減となった。その後、2013（平成25）年5月1日時点で1353名（同49.3%減）、2017（平成29）年5月1日現在でも合計1540名（同42.3%減）と減少したままであり、児童数が本件事故前の水準に回復する見通しは立っていない。

同様に、原町区内の中学校の生徒数も、本件事故前の2010

(平成22)年5月1日時点で合計1306名だったが、本件事故直後の2011((平成23)年5月1日時点)では合計538名と本件事故前から同58.8%の減となった。その後、2013(平成25)年5月1日時点では合計867名(同33.7%減)、2017(平成29)年5月1日現在でも914名(同30.1%)と減少したままであり、やはり生徒数が本件事故前の水準に回復する見通しは立っていない(以上甲A99)。

原町区内の小学校の児童数は本件事故前と比べ42.3%も、中学校の生徒数は30.1%も減少してしまっている。その要因は、若い世代、特に子育て世代が帰還していないからであり、今後もこの状況が改善される状況にはない。南相馬市の住民にとって、本件事故後において、教育環境は悪化したといえる。

ウ 医療環境の悪化

原告ら代理人による聞き取りによると、2017(平成29)年8月7日時点における南相馬市の医療体制は、本件事故前と比較して以下のとおりであり、原発事故以前の体制を未だに回復していない。

まず、総合病院は、本件事故前は8か所あったが現在は5か所の再開に止まっている。病床数も、本件事故前はと比較して半数以下となっている。医療スタッフについても、看護師が不足している。現在も、市内の4病院で看護師が合計約100名不足している。さらに、設備については、介護、人工透析、精神科入院病棟等が不足している。そして、診療体制については、南相馬市立総合病院が予約制を取ったことから、他の医療機関が混雑し、診療が受けにくくなっている。

以上のように、南相馬市内における医療環境も、本件事故後には、住民らにとって悪化してしまい(甲A98)、現在も回復

の目途が立っていない。

エ その他の生活環境の悪化

その他のも、南相馬市内では、本件事故後に、スポーツ用品店の「ゼビオ」は、本件事故後に閉店してしまい、原町区内に存在したスーパーマーケットのフレスコ3店舗のうち、大木戸支店は求人が集まらないため、未だ再開できていないし、市内のコンビニエンスストアーやファミリーレストランでも、人が集まらないため、夜間の営業時間を短縮するなどの措置をとっている。

のみならず、本件事故後には、本件事故前と比較して、南相馬市内の農業、漁業、観光業製造業なども衰退しており、未だに回復していない。

そのため、南相馬市の住民にとっては、消費生活や経済生活を営むために必要な生活環境も、本件事故後に悪化している。

オ 小括

以上のように、南相馬市では、本件事故後に、放射能汚染による住民の健康不安が解消されず、教育環境も医療環境もその他の生活環境もいずれも住民にとって悪化してしまい、現在も回復の目途が立っていない。

これらの状況は、いずれも本件原発事故によって引き起こされた事態であるが、相互に関連するものもある。なぜなら、本件原発事故後に、放射能汚染による住民の健康不安が解消されないからこそ、小中学生ら子ども世代の人口が大幅に減少して、教育環境が悪化したといえるし、その親に当たる若い世代の人口が大幅に減少して、看護師ら医療スタッフの不足したことで医療環境も悪化したといえるからである。

そして、本件事故によって悪化した教育環境・医療環境・その他の生活環境は、いずれも住民の地域コミュニティを成り立たせるために必要不可欠な社会資本（インフラ）といえるが、これらの環境が悪化したまま回復の目途が立っていないことで、本件事故の後遺症が地域コミュニティの回復を不可能にしたといえるのである。

藤川証人も、生産人口の減少による医療環境の悪化などが、「自分たちが子育てをするときに、この南相馬市というのがいい選択肢になるのかというような迷いにつながりますし、教育環境も当然悪化していきますので、通学先として南相馬市が適切かっていうことも深刻なことになっております。これを何とかしなければいけないというのが南相馬市の復興総合計画の中でも重要な一つになっております。」と述べ、さらに、この減少が回復しない限り、地域コミュニティの機能もまた、完全な意味での再建には至らないという悪循環が生じていると指摘している（藤川証人尋問調書25～26頁）。

（4）各地域におけるコミュニティの喪失・変容

さらに、本件事故によって、福島第一原発から半径20km圏外30km圏内の各地域において、以下のようなコミュニティの喪失・変容が生じている。

まず、平成29年1月16日付け原告ら準備書面（7）などで述べたように、本件事故前には、老人会、婦人会、消防団、青年団などの地域組織が存在して活発に活動しており、また、盆踊り、文化祭、運動会などの地域行事も盛んに行われていた。

ところが、例えば、福島第一原発から半径20km圏外30km圏内にある大甕上地区では、本件事故直後に緊急時避難準備区域に指定された2011（平成23）年4月22日までに、ほぼ全

員が避難した後、2017（平成29）年8月1日の時点で、1戸を除く44戸が帰還しているが、44戸のうち10戸で、子育て世代と子（8戸・28名）あるいは若い世代（2戸・3名）が避難したままである。そのため、本件事故後には、人手が足りないことで、地域組織は、老人会は活動停止、婦人会は会員が1名のみとなってしまい、事実上の活動停止、若妻会は解散状態となり、本件事故後には、ほとんど活動をしなくなっているし、地域行事も、夏祭り（盆踊り）と運動会は休止となったままである。

また、大甕下地区でも、2011（平成23）年4月2日の時点までにほぼ全員が避難したが、そのうち、福島第一原発から半径20km圏外はほとんど帰還するも、子供のいる世帯に戻ってこない住民があり、半径20km圏内についても、2世帯が地区を離れた。

同様に、福島第一原発から半径20km圏内にある江井地区では、本件事故前に合計57戸、152人いた住民のうち、2018（平成30）年11月時点で原告櫻井勝秀が調査したところでは、実際に帰還して居住しているのは32戸、81人に過ぎない。若い世代、特に子育て世代はほとんど帰還しておらず、子どもが帰ってきて小学校に通っている世帯は1戸だけである。このため、江井地区は、本件事故前と比較して、活気のない、将来性の失われた集落となってしまった。

他の地区でも、子育て世代や若い世代が避難したままであり、地域組織はほとんど活動をしなくなったり、夏祭りや運動会などの地域行事も開催されなくなっている。

そのため、各地区における地域コミュニティは、本件事故前と比較して、大きく変容してしまっている。

第3 故郷喪失・変容の損害額

1 はじめに

第2において、故郷の実体とその機能、精神的拠り所としての価値及び、それらが本件事故により失われたことも述べた。

このようにして避難解除準備区域内（半径20km圏内）に居住していた原告らに対して生じた無形の損害、精神的苦痛は甚大なものである。

以下では、この損害を金銭的に評価した場合に、一人当たり2000万円はくだらないことを述べる。

2 故郷喪失損害の重大性

(1) 精神的損害の喪失

故郷喪失損害は日常生活すべての喪失であり、原告らは、本件事故により、一瞬にして故郷の自然、人間関係の中で安心して送っていた日常生活のすべてを失った。

その日常生活は、一朝一夕にできるものではなく、各住民の日々の努力の積み重ねにより達成されたものであった。

しかも、各住民だけの努力ではなく、先祖代々の住民の努力や成果が蓄積したものでもあった。

これが失われることにより、原告らは上記のとおり、精神的なよりどころを失い、簡単に立ち直れない状況にある。

このように、故郷での日常生活全般の喪失というのは、住民各人の将来の全生活に影響を与えるほどの、重大な損害なのである。

(2) 労災認定基準との比較

ア 福島地裁判決について

福島地裁平成26年8月26日判決（甲A135）は、避難生活中のストレスについて、「ストレス－脆弱性」理論のストレス強度の評価表を援用しながら、本件原発事故と自死との間の因果関係を認

めた。

この考え方は、故郷喪失慰謝料でも参考にできる。

イ 具体的検討

(ア) 原発事故により故郷全般が失われたこと

まず、本件原発事故により、故郷が全般的に失われたことを体験したことについては、「天災や火災などにあった」に該当する。

自死事件を除き、本件原発事故で直接人が死んだということではないが、それでも、被害が故郷全域に及ぶこと、生活全域に及ぶこと、その被害の期間が長期に及ぶことからすれば、その心理的負荷の強度はⅢに該当する。

(イ) 職業生活が失われたこと

本件事故で、原告らは、故郷での職業を失っている。これは、原告らに原因があることではないから、「退職を強要された」に該当するといえ、心理的負荷の強度はⅢである。

(ウ) 自宅が失われたこと

原告らは、本件事故で、故郷にある自宅での生活を失った。

自宅という財産の喪失という面に着目するだけでも、職場以外の心理的負荷評価の「多額の財産を損した又は突然大きな支出があった」に該当し、心理的負荷の強度はⅢである。

(エ) コミュニティが失われたこと

故郷でのコミュニティが失われたことについては、「騒音等、家の周囲の環境が悪化した」（心理的負荷強度Ⅱ）、「親しい友人、先輩が死亡した」（心理的負荷強度Ⅱ）に準じるといえる。

コミュニティの住民とは連絡はほとんど取れず、コミュニケーションが取れないからである。

二つを併せて考えれば、心的負荷強度は高く、Ⅲに相当すると

いえる。

(オ) 故郷での家族との生活が失われたこと

原告らは、故郷で家族との一家団欒の日常生活を行うことが困難になった者が多い。このことは、「家族が増えた又は減った」に該当し、心理的負荷の強度はⅠである。

(カ) 豊かな自然環境が失われたこと

故郷の豊かな自然環境が失われたことは、「騒音等、家の周囲の環境が悪化したに近い。心的負荷はⅡである。

(キ) 生活費代替機能が失われたこと

生活費代替機能については、地域生活利益の一つであり、無形の損害であるが、経済的に計算することは難しいため、ストレス強度の視点で分析する。

そうすると、経済的な負担が増加するということであり、「収入が減少した」に該当するといえる。心的負荷の強度はⅡである。

(ク) 賠償格差によるコミュニティ破壊

20キロ圏内の住民と20キロ圏外の住民の間などでは、賠償の格差により、故郷における人間関係が悪化している。

これは、もともとは親しいコミュニティでのできごとであるから、「友人、先輩に裏切られショックを受けた」とか「隣近所のトラブルがあった」に近い。いずれも心的負荷はⅡである。

(ケ) 他の地域生活利益

他の地域生活利益は、おおむね、上記生活費代替機能と同じく、経済的な負担の増加に引き付けて理解することができる。

いずれも、無形の損害だからである。

そうすると、「収入が減少した」に該当し、心的負荷の強度はⅡである。

ウ 小括

以上の通り、原告らが故郷喪失により生じた精神的な苦痛は、心的負荷の程度がⅢないしⅡに該当するものが複数あり、精神的な苦痛は極めて大きいということができる。

(3) 交通事故との比較

ア 交通事故損害との比較

また、原告らの損害は、交通事故損害とも比較可能なものである。

前述のとおり、原告らの故郷は、生産と生活の諸条件が一体となつたものであり、原告らはそのふるさとの中で、楽しく、また安心して日常生活を送ってきた。そして、原告らは、故郷でそれぞれの人生を築き上げてきた。その中で、家や土地などの有形無形の成果を得、もしくは引継ぎ、また、家族や友人などとの人間関係を作り上げてきた。

このような故郷の中での生活により、原告らはアイデンティティ、自尊心などを築きあげてきた。

したがって、故郷というのは、原告らのアイデンティティや自尊心、家族やコミュニティ、土地や家、財産などの、故郷でのあらゆる成果が詰まったものである。

そのため、故郷での生活を失うことは、原告らが築き上げてきたすべてを失うことであり、原告らにとって、全人格性、全人間性が破壊されたに等しい苦しみを受けるのである。

その苦しみは甚大で、かつ長期にわたり継続するものであることは、すでに述べてきたとおりである。

このように、故郷の喪失は原告らにとって、全人格、全人間性を破壊するものであり、これは、死亡に匹敵する苦しみと言わざるを得ない。

イ 死亡慰謝料の金額

交通事故の裁判実務においては、死亡慰謝料の金額は、一家の支柱で2800万円、母親、配偶者で2400万円、その他で2000万円から2200万円という基準がある（いわゆる赤本の死亡慰謝料の項目）。

原告らの損害は、もちろん、死亡それ自体ではないが、死亡にも匹敵する苦しみである。

また、原告らの損害は、精神的苦痛のほかに、地域生活利益という有形無形の損害もあることからすれば、上記交通事故裁判実務の基準に照らしても、2000万円という金額は決して高い金額ではないのである。

（4）結論

以上からすれば、原告らに生じた地域生活利益の無形の損害及び故郷を喪失した精神的苦痛の総額は、一人当たり2000万円を下るものではない。

3 福島第一原発から半径20km圏外30km圏内に居住していた原告の故郷喪失慰謝料を1000万円と算定した根拠について

原告らは、本件訴訟において、福島第一原発から半径20km圏外30km圏外に居住していた原告らの故郷（ふるさと）喪失慰謝料1000万円を請求している。

ところで、交通事故などにより後遺症が発生した場合、被害者本人の後遺症慰謝料が1000万円と算定されるのは、当該後遺症が後遺障害等級第7級に該当するときとされている。ここで、後遺障害等級第7級に該当するケースとして、「13 両側の睾丸を失った」ときが挙げられている（いわゆる赤い本）。女性の場合には、両側の卵巣を失ったときにも、第7級13号が準用されると考えられている（新日本法

規出版「後遺障害等級認定と裁判実務-訴訟上の争点と実務の視点-」第9章・474頁)。これらのケースは、交通事故等により、被害者が生殖機能を失ったことで、今後の子育てについての人生設計が完全に狂わされた場合である。

本件原発事故においても、既に述べたように事故後において、住民の完全な帰還は実現しておらず、特に若い世代が避難したままの地域が多く。そのため、地域コミュニティの組織は、消滅してしまっているか、存続していてもほとんど活動していない状況になっていて、しかもいざれも回復の目途が立っていない。さらに、本件事故後に地域住民の地域コミュニティを成り立たせるために必要不可欠な社会資本である教育環境・医療環境・その他の生活環境が悪化したまま回復不可能になった。そうすると福島第一原発から半径20km圏外30km圏内の住民であった原告らは、今後、帰還して生活を送っても、本件原発事故がなかった場合に、本来あるべき（あったはずの）日常生活とは全く異なる形態での生活を送ることを余儀なくされ、今後の子育てについての人生設計が完全に狂わされた場合と同様の精神的な苦痛を被ったといえる。

したがって、福島第一原発から半径20km圏外30km圏内の原告らの故郷（ふるさと）喪失・変容の慰謝料は1000万円となる。

以上